

第四十回
国 会
参 議 院 地 方 行 政 委 員 会 会 議 録 第 十 八 号

(二五〇)

昭和三十七年三月二十七日(火曜日)

午前十一時十七分開会

委員の異動

本日委員小橋治和君辞任につき、その補欠として石原幹市郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小林 武治君
理事 野上 進君
増原 恵吉君
秋山 長造君
基 政七君

委員

石原幹市郎君
西郷吉之助君
館 哲二君
津島 壽一君
鍋島 直紹君
矢嶋 三義君
中尾 辰義君

国務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君
自治大臣 安井 謙君

政府委員

自治政務次官 大上 司君
自治大臣官房長 柴田 護君
自治省税務局長 後藤田正晴君
事務局側

説明員

自治省財政局 山本 悟君
交付税課長

本日の会議に付した案件

○地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小林武治君) ただいまから委員会を開会いたします。

前回に引き続き、地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑の方は、御発言を願います。

○秋山長造君 大蔵大臣、端的にお尋ねいたしますが、今度の税法改正、国税、地方税を通じてですが、税法改正は、税制調査会の第二次答申の線で行なわれたというのを聞いておるわけですが、まず、素朴な質問になりますけれども、今の税負担が国際水準なり、あるいは戦前の状態と比べて重いとお考えになっているのですか、それとも軽いとお考えになっておるのですか。

○国務大臣(水田三喜男君) この税負担が重いか軽いかという問題は、結局は、国民の所得水準の問題と関係することです。率では簡単には比較して判断するわけにはいかぬのじゃないかと思えます。たとえば、百万の所得に税の負担率が一割であつたとしても、あと九十万というものが残るのですが、十萬の所得に対して一割の負担がかかるというところは、あと九万円しか残らぬということになります。これは実質的には非常に重いものになる。したがって、所得水準が低い場合には、税負担というものは相当低くしなければなりませんし、所

得水準が高くなれば、税負担率が上がつても実質的には重税ではないというところになりますので、問題は所得水準、消費水準、こういうものに関連させて判定するよりはか仕方ないのじゃないかと思つておられます。そういうことから見ますと、日本の今の所得水準から見ましたら、日本の税負担は、比率でいつたらことしの場合は二・二％、外国の先進諸国を見ますれば、大体税負担が三〇％程度になっておる。日本より税負担率ははるかに先進国のほうが高いということになっておりますが、実質的な税負担という

ことからは、所得水準が諸外国に比べて日本はまだはるかに低いのですから、その点からの比率を見ましたら、今の現状で二・二％というのは、私は非常に負担が重いということになるだらうと思つておられます。

○秋山長造君 税制調査会の答申を見ました。やはり今、大蔵大臣がおつしやつたと同じような意味でわが国の税負担は今なお非常に重い、したがってこれを軽減していく必要があるというところを繰り返して述べられておるの、大蔵大臣もほほそれと同じ認識をなさる。そこで具体的な数字になりませんが、今日税金が非常に重いというお考えを保持しておられる。しかし、具体的にどの程度の税金を取っていくのかということになるわけです。大蔵大臣のただいまの御答弁によりますと、二・二％という比率は、やっぱり非常に重いというお考えなんです。が、例年減税ということをやつた

ながら、一体この程度なお税金を取らなければならぬという理由がどこにあるのかというのを私は疑問を持ちます。税制調査会の答申でも、第一次答申でも、少なくとも、もつと下げなければいかぬけれども、急激にというわけにもいかないから、さしあたって二〇％程度に抑えるべきだということを強調されておつたにもかかわらず、三十六年度にしても二・八％という結果になっておるし、それからまた第二次答申でも、その第一次答申の二〇％という線をさらに再確認されておるのに、この税制調査会の答申を十分尊重をして、というよりも、ほとんどこの各税目については、この答申をそっくりそのまま税法改正に取り入れられておるにもかかわらず、全体的には二〇％で抑えるべきだという答申をはるかに上回つて二・二％というこの重い税金を取る。しかも、これは当初の見込みでございまして、去年にしてみても、当初は二・七％という数字を出されて、そして税制調査会の答申にできただけまあ近づける努力をしたのだという趣旨の説明があつたにもかかわらず、結果的には二・八％、まだ決算をやつておりませんから、この二・八％にとどまるかどうか、あるいは二・三％にも、その上にもならないものでもないと思うのですが、数字を出されてなおかつ二・二・八％という結果に終わる。今年度は二・二・二％という数字を最初に出されて、これは結果的には、これがさらにどれ

だけ上がるか、あるいは二・四％を突破するくらいな数字になつてくるのじゃないかと思つて、そういうことを例年繰り返しておつたのでは、ただいまのこの大蔵大臣のおつしやつた趣旨にも全く逆行する結果になるし、また税制調査会の二〇％という答申のいわばこれは基本方針ですが、この基本方針をも踏みにじる結果になると思つておる。いかがでしょう。

○国務大臣(水田三喜男君) 税制調査会の答申にもございまして、国民所得が上がつてくれば、それに応じて税の負担率が上昇していくという傾向は、これは当然である。しかし、当面この程度にとどめるのが至当だという意見を述べておるだけではない。まして、何％でなければならぬと、パーセントにこだわるべきものではないという考え方は、税制調査会でもみんな持つておるところでございまして、私もそのとおりだと思つておられます。これは結局、国が財政のいろいろな使命を持つておられますので、そういう施策にどれだけの予算を支出すべきかという政策的な必要性からこれはきめなければならぬ問題でございまして、そういういたしますという、高度成長というものが行なわれれば、この前提は、結局、成長が進めば進むほど社会的にはいろいろな格差が生じてくる。この格差をある程度解消して、均衡させるという政策が伴わなければ、高度成長政策も安定成長という道をたどらないのでございまして。したがつ

ていくという事はできませんので、この税の国民の負担の比率だけは、これはこだわるべきものではないというふうに思っております。で、税制調査会の考え方も大体そういう方向で、できるだけ一定の基準になるように努力をしていけという事は申しますので、私も昨年の負担よりは今年の負担率を落とすというふうに努めてはおりますが、比率もたびたび国会でも御議論がござりますが、これが二〇%と答申が出ているのになぜしないのかという議論には私は賛成しない、できるだけ早く国民所得の確保をしたいというのが私どもの気持でございます。

○秋山長造君 大蔵大臣の気持はそうではないのですからね。二〇%にこだわるとは書いてない。やっぱり二〇%に押さえるべきだと書いてあるのですから、その点だけは答申に賛成せぬというの私はおかしいと思うので、やっぱりその点を、まず、答申を取り入れてやらなければ、本立って未定まる、本をすっぽらかして枝葉ばかりいじくり回すのは困ると思うので、議論になりすすけれども、それから大臣がおっしゃる、税金でもよい取れるような国民所得にしなければならぬという事は、それはそのとおりだと思ひますけれども、ただ順序があるもので、先に高い税金を取っておいて、そして、それで国民所得を合算していくというのはいかぬかと思うのです。やっぱり国民所得を先にふやして、それからあと税金と、こういうことにならなければ、今のやっておられることは、これはその順序が本末転倒になっていると私は思ふ。

それから、次にお尋ねしますが、今度の税制改正、いつの税制改正でもそのなんでもすけれども、また、税制調査会の答申でも私はそうだと思うのですけれども、大体税制改正と言ひながら、国税、地方税を通じてと言ひながら、国税のほうに主になつてしまつて、それで地方税のほうはいつもつけ足したいな形にされていゝと思う。で、早い話が、この答申を讀んでみても、今度こそは国税、地方税を通ずる抜本的な改正をやるといふことをいつも言ひながら、出発して、そうして結論的には、出されたものを見ますと、国税についてはある程度突っ込んで審議検討がなされておられるけれども、地方税については、極端にいへば、国税をいじくつたいろいろな矛盾が出てくるのを地方税で弥縫するといふ程度に終わつてしまふ。そして、国税、地方税を通ずる抜本的な改正といふものは、今回の第二次答申でもまた見送られてゐる。したがひまして、地方税であるいは地方財政にからまるいろいろな矛盾点といふものが一向に解消されないで、むしろ拡大されていゝておる。特に私どもが地方税の問題を扱う場合、いつも大きな矛盾に突き当たるわけだ。国税の場合なら、この一方的減税を若干でもやれば、それだけ喜ばれるにきまつておるので、国税の減税をやつて、それに反対したといふ人はいないわけだ。地方税の場合は、これは賛成の人と反対の人ができるわけだ。で、減税をやれば一般の住民は喜ぶ、ところが、地方行政をあつかつておる県知事とか、市町村長だとかいふ立場の人は非常に困るのです。だから、その減税といふことと、

それから地方財源の充実に、地方財政の強化といふような、この相反する、相矛盾する要求の前にいつも立たされておるわけだ。この点をいかなる方法で解決をして、そうして、減税といふ時代の要請、国民の要請にこたへながら、しかも、地方財政を充実していく、そして地方自治を確立していくといふ、この非常なジレンマがあるわけだ。その点は、これは地方団体にまかせ切りにされても、地方団体はその矛盾を解決する方法はないので、税外負担で、すいぶん政府のかけ声にもかかわらず、実際に税外負担が、自治省の統計によつても、三百五十億円の税外負担をかけているといふことになり、また、今度高等学校の急増対策とか、あるいは国立の工業高等専門学校とか、あれなんかについても、すいぶん地方に地元負担をかけていゝるわけだ。ですから、これはどうしても何とか政府の責任で、減税とそれから地方財政の確立といふ一見矛盾したかに見える二つの要請を同時に解決していくといふ手を、これは政府として打つてもらう以外に方法はないと思ふのです。その方法といふものを大蔵大臣はお考へになつておるのかどうか。

○国務大臣(水田三喜男君) 地方財政を確立するためには、やはり地方の独立財源が確立すれば、一番これは理想的でございますが、税源が偏在している現状から見まして、この独立財源にたよるといふことは、地方格差を非常に拡大してしまふことと、この機会にはなほだしくすることと、この機会に、現実問題としてはこれはできない。したがつて、一ぺん国が国税として政府で取つて、これを地方に回すと

いう方法以外に、ただいま方法がございませぬので、交付税という制度をとつております。で、それともう一つは、この地方行政の推進をやる財源としましては、国の補助金、負担金といふようなものをもつてこれに充てるというふうに、財源としてはただいま大きい財源は三つだと思ひます。国の補助金、負担金、それから地方交付金、これと固有の地方税収入といふことの三つだと思ひますが、この三つをどういふふうに考えるかといふところへ現在地方財政の問題はきていゝと思ひます。で、税制調査会でも三年間、この中央、地方の税源調整といふものを考へましたが、最後はやはり壁にぶつかつてしまひました。税制だけではこの問題は解決できない、国、地方の事務配分の問題、地方行政制度の問題、それとの関連において解決しなければならぬ問題が根本にある、こゝろいふことと、もう一つは、今言つた交付税の配分の仕方の問題とかいふような問題と、同時に、さつき申しました国の補助金、そのほかの合理化の問題、これらを全部総合して考へなければ、地方財政の確立といふものは、根本的な解決にならないといふところへぶつかつてきておりますので、本年はとりあえず国から税源の一部を委譲するといふような形で、この調整はやりまして、従来地方財政が悪かつたために、ゆとりがなかつたために、この問題ができまへんでした。ところが、この機会が好転してきまして、この機会に一部これはやれるところまできたといふことと、こゝろでございますが、これは根本的なまだ解決にはなりませぬので、税制調査会もさらに引き続き

この問題と取つ組んで検討すると同時に、事務配分とか、そういう問題にまでやはり触れてくれなければいかぬといふことになりましたので、今度の行政調査会といふものができました機会に、こゝろいふ問題の検討も私どもはしつてもらふと思ひつてゐます。同時に、地方交付金よりも今は国の補助金、負担金のほうがはるかに大きくて四千八百億円、一方は六千億円をこしておるものでございまして、この使い方をどうするかは重大な地方財政に關する問題でございまして、これについては、内閣に審議会を本年度設けるといふことになりましたので、この三者がそれぞれこの問題と取り組んで、最後に総合的な結論を出すのならばある程度合理的なものがでるのじやないかと、いふふうに考へておりますので、今年度引き続いて各機關でこの問題に取り組むといふ方向で、私もは將來のこの問題の解決をしたいといふふうに考へてゐます。おっしゃられるとおり、これは地方自体だけでは解決できませぬし、また、国も税制だけでは簡単に解決できない問題でございまして、そのいふ方向で根本的な解決を將來はかりたいと考へております。

○秋山長造君 国税の場合は、歳入總額に對する税金の割合といふのは八〇%といふ非常に率が高いわけだ。ところが地方に率が高くなると、道府県、市町村を通じて、本年度が四〇%といふ程度なんですね。ところが、これをさらに内容を見ますと、道府県にしても、市町村にしても、その団体間の格差といふものが非常にひどいのです。たとえば道府県だけを比べてみても、東京とか大阪だとかと

いろいろないわゆる不交付団体、そういうところの税収の歳入総額に對する比率というのは非常に高い。六〇％あるいはその上というような税収を持つておられるところが、一番極端な例は奈良県ですが、奈良県なんかはわずかに七〇％なんです。それから鳥取県とか鹿児島県とかというような貧弱な県が九〇％程度ですね。一体歳入総額の七〇％や九〇％という程度の税収しかないような自治体というものが、府県というものが、一体常識で考えられる府県としての機能、自治体としての機能というものを果たし得るのかどうかということ、私どもは非常に疑問を持つております。だからといって、特別にそういう県だけに適用されるような税種というものがあつたわけじゃない。今日とられておるような道府県普通税あるいは市町村普通税というようなものがあるいは上げるということになれば、一面においては減税という要求に逆行することにもなるし、また、一面においては、一その地域的な格差が激しくなる、こういう結果になるので、どうしても大臣がおっしゃる通りに、交付税その他で、財源調整の面でそういう貧弱な団体の税収というものをカバーしていかなければならぬ、こういういろいろなことを考へてみるけれども、結論はそういうところにどうしてものるのです。

そこで私が申し上げたいのは、まず第一点は、大蔵大臣がただいまおっしゃったように、地方交付税というものをものと税率を引き上げて——今回實質的には〇・一％だけ引き上げられたわけです。〇・一％といつたらわずかに十五億円ですからね。これはまる

で国の膨大な予算から考えたら、これはもうほんとうにスズメの涙にも及ばぬ全くの目くらめ金です。だから、その十五億円で済まされて、それで財政の調整というても、これは全然問題にならないと思つて、だから、これをもう少し思い切つて、当面、〇・一％なり二％なり引き上げるくらいのこと、これは当然のことじゃないかと思つて、国のほうにも相当な自然増収が予想されるわけです。

それから第二としては、やはりこれ以上地方住民の税負担をかけないで、しかも、地方の自主財源を充実していく方法としては、たばこ消費税ですね、たばこ消費税もここで二〇％、府県、市町村を通じて引き上げられるわけで、三十五億円で七十億ばかりの増といふことになるわけですから、一方、国のほうでの専売納付金は千六百億からある。地方のたばこ消費税は、府県、市町村を通じて八百億程度、ですから専売納付金の半分にすぎないわけですね。もちろん専売納付金を全面的に地方に回してしまふということは、割愛するといふことは、これは暴論ですけれども、しかし、今の国庫収入の現状から見ると、やはり専売納付金というものと地方のたばこ消費税というものは大体トントンくらいで、半々くらいな線までは私は持つていけるのじゃないかと思つております。そうすることがまた地方財政の充実ということにも通ずるし、また、税負担をこれ以上ふやさないで、しかも、地方の財源を充実し、また地域的な格差を少しでも是正していくという調整的な効果をも期待し得るのじゃないかと

思つて、思い切つて交付税をもつと上げるということ、それからたばこの消費税の税率を、今度の改正で二〇％になるわけですから、それをもう九〇％還元して三〇％くらいにしたらどうですか。それでもまだ専売納付金のほうがたばこ消費税よりはいぶ多くなるんですね。そういうこと以外私は方法がないのじゃないかと思つて、いかがですか。

○國務大臣(水田三喜男君) それはさつき申しましたように、交付税率をどこまで引き上げたいかとか、たばこの消費税をどうしたらいいかといふことは、やはり全体の地方財政計画と関係いたしますし、それはひいては今問題になっております中央、地方の事務配分とか、行政制度のあり方といふものとみな関係するものでございまして、総合的にどうするかといふことをきめなければこれは不合理な制度になつて参りますので、私どももそのあり方をどうするか。交付税を思い切つて上げるという場合には、今度は今の国庫補助の形をどういふふうに変えていくことが合理化であるかといふような問題ともからみますので、そういう一つの意図も持つてこの合理化をするために、補助金、負担金制度のあり方についての検討も今年度始めるつもりでございまして、そういうものとの相互関連においてこれはきめなければ、一つだけを取り上げてどうこうするといふことは、不合理性をさらに増すといふことになつて参りますので、これは全部一絡の問題として私どもは総合的に考えたいと思つております。

○秋山長造君 もちろん総合的に考えなければ抜本的なことはできませんけれども、しかし、抜本的な解決方法の一つとして交付税制度というものが作られてゐるわけなんです。また、二つ目としてたばこ消費税というものが設けられてゐるわけなんです。ですから、この線をやはりさらに強めていくことが、また抜本的なこの改革に通ずる道でもあると思つております。それから、その点について、これは今年度もうだめですけれども、今後の問題として、たばこ消費税の今の地方八百億、専売益金が千六百億といふこの関係は、もう少し専売益金をたばこ消費税のほうに委譲するといふことが、割愛するといふんですか、そういうことはお考えになれませんでしょうか、今後の問題として。

○國務大臣(水田三喜男君) 今年度のたばこ消費税の引き上げも、今言つたような総合的な計算からやつた措置でございまして、これ以上これをふやすか、交付税の引き上げをやるかといふ問題は、さつき申し上げましたように、全体的な考え方からやらなければ、これは不均衡になりますので、どうしてもやはり総合的な観点からこれを検討しなければいかぬと思つております。国税委議という問題も、今年度は一応やりましたが、この問題もまだ将来検討すべき問題でございまして、いづれを強化していくか、その強化の仕方によつては、他のものについての調整というものが加えられなければならぬと思つて、そういうことから、今一つだけを取り上げて、私どもはこの問題を強化しようといふふうには、今言えないところではないかと思つております。今年度一年研究したら、大体の目鼻がつくのではないかと私どもは思つております。

○秋山長造君 今年度一年で、来年度は抜本的な改革をやりたいと、こういう御方針なんです。

○國務大臣(水田三喜男君) 今までの経験から見ると、税制調査会で三年取り組まれましたが、今言つた壁にぶつかったこととございまして、一方この制度のほうの問題の研究がどのくらい進むかが問題ですが、これはなかなか一年では私はいかぬのじゃないかと思つて、そうすれば、それはそれとしての改善策を作るよりほかにありませんので、補助金のあり方、そのほかのもの、研究を一年すれば、それに基づいた過渡的な改善策は得られるのではないかと思つております。

○秋山長造君 この税制調査会は、この本年度末で一応任期がくるわけなんです。期限がくるわけなんです、今後はどうなるおつもりなんです、か、税制調査会。

○國務大臣(水田三喜男君) この調査会はこれで終了させないで、引き続き税制についての審議をわづらわしていくつもりでございまして。

○秋山長造君 ただ、この税制調査会を存続させるといふ御方針のようですが、この場合に、これは人の問題になるのですけれども、今の税制調査会の委員の顔ぶれを拝見しますと、率直に言つて、この顔ぶれでは地方税の問題はこれではあまり解決できぬと思つて、委員の顔ぶれを見ても、これは国税中心ですよ、国の財政が中心。地方財政なり地方税関係のこの専門家といひますか、そういう地方財政なんか

について相当の素養と見識を持った委員の顔があまり見当たらないのです。

これは実はこの間、専門調査員に名前を連ねておられます遠藤湘吉教授、この人をこの委員会に参考人として出席を求めまして、今御質問しておるようなことについて意見を聞いたのですけれども、その遠藤教授のおっしゃるところによりますと、これは速記録にも出ておることですから私は申し上げても別に何かおぼつかぬと思うのですが、まあ自分の税制調査会というやうなやうな経験からいって、今のままの税制調査会に、地方税あるいは地方財政の問題について、十分な検討審議を求めるといふことはどうも無理だ、だから、何らかの税制調査会の陣容といひますか、組織を再検討するか、あるいはこれは別個な機関を設けて、そしてこの徹底した審議検討をやるか何か別な方法をとらなければ、今のままの調査会にそこまで要求してもそれは無理だ、こういう感想を率直に述べられておったのがね、大蔵大臣、その点どういふようにお考えになりますか。

まあ地方財政、地方税といひますけれども、それは国税なり国の財政と切り離して別個な問題ではありません。それは一体不離な問題ではあるが、しかし、それにして、この後も現在の組織陣容ではこれはだめだといふことを遠藤さん自身が、これはもう偽らざる感想として言っておられるのですかね。どうしても国税が主になつてしまつて地方税はつけ足しになつてしま

ますといふと、割合にそういう意味の専門家がいろいろいること、しかも、この調査会には、各府県機関の中の審議会、調査会の中で最も実質的な審議をして調査会だと私は思つております。百七十回も合してゐるといふやうな審議会、調査会はいささか、夏の暑いとき、特に夏休みといふやうなときも休まずにみなこの三年間やつてゐるといふことでございまして、今の委員はもう相当そういう意味で専門家になつておられますので、私はやはりこういう税制の問題については、地方財政の問題を解決するために、国税その他についての税のある程度専門家でないといふと、地方財政の問題もやはり片づかないと思つておりますので、今までこれだけの実績を積み上げた方でもございまして、引き続きお願いするつもりではありますが、問題は今度のこの諸問の中心は、今申しましたやうな、やはり中央、地方の税源配分といふやうな問題が重要でございまして、諸問の仕方、部会を作り方によつて今までは違つた審議になつてゐると思つて、そういう連帯のやり方とそれに応じた人選も、むしろおつしやられるように、特に地方財政に詳しい方を委嘱するといふやうなこともいたしたいと思つて、部会の終ち方、諸問の仕方、そういうものによつてさらに審議を進めたいといふではないかと思つております。やはり従来の税制を体系的に変革するといふ一つの目的を持つて三年間もやつてゐる方

でございまして、地方財政の問題も、今までの審議に加つておる人が大部分入つてやつてもらふことが、やはり一番審議を実質的にすることになるだらうと思つておりますが、人選その他については十分これは考えたいと思つております。

○秋山長造君 自治大臣、その点について所感を聞かしていただきたいと思つております。

○国務大臣(安井謙君) 私も大蔵大臣のお考えと大体似たやうなものであります。しかし、今秋山さんの御指摘のやうに、税制調査会が何といつても国税を主体に考えられる傾向が強いといふ点は、いささか認めざるを得ないといふ感じがいたしております。しかし、その間の調節は、相当今度の審議の過程等にも現れております。今大蔵大臣のお話のやうに、それぞれ必要な手段を講ずることによつて、税の問題については今後大いに御活躍を願ふといふことになるのじやないかと思つております。

○秋山長造君 そういたしますと、自治大臣としても、地方税制の、あるいは地方財政の根本的な改革について、従来どおり税制調査会を中心と考えていきたい、こういう方針ですか。

○国務大臣(安井謙君) この地方財政のいろいろな根本的な改正といひますか、調節につきましても、これは税だけの問題でも考えられませんが、一般の財政の問題あるいは事務移管等の問題、総合的に考えなければならぬと思つて、それから、そういう意味からはこの税制調査会だけにすべてを委ねてお願ひをするといふわけにもいかぬと思つて、しかし、とりあへず税の問題については、今のやうなできただけ今後地方財政、地方税の状況も反映し得るやうな方法をもつてこの調査会でお願

ひをしたい、こういうふうに考えます。

○秋山長造君 次に御尋ねしますが、やはり減税問題とか、先ほど繰り返しお尋ねした国民所得に対する税負担の關係とかといふやうなことに關連しまして、租税特別措置法、あるいは地方税法においても、租税特別措置法に類似したやうな見地から、大企業に對する減免税といふものがずいぶん行なわれておるわけなんです、租税特別措置法による減免税といふものが、一体正確なところの程度あるのかといふことをこの機会にお尋ねしたいと思つております。

○国務大臣(水田三喜男君) 三十七年度の予算ベースで見ますと、千六百億ぐらいいじやないかと見てゐるわけですが、従来、三十一年度以来ずっと整理しました額も、今年度の予算ベースで見ましたら、大体千五、六百億といふことで、今日その半分くらい整理をしてゐるといふ計算にならうかと思つてゐます。

○秋山長造君 これは国のほうが、かたく見ても千六百億もの減免が行なわれて、その返りで住民税だとか、あるいは事業税等において、自治省の数字によりますと、四百三十八億円の減免が自動的に行なわれておるわけですね。それから同じやうな趣旨で、地方独自で行なわれておる減免措置、固定資産税、電気ガス税等を初めとする減免措置が四百五十九億あります。合わせますと、地方税關係だけで八百九十七億、約九百億の減免が行なわれておるわけですね。そうしますと、中央、地方を通じて、実に二千数百億以上

の減免がなされておる。特典が与えられておる。その上にさらに最近高度成長政策のあおりで、各地方団体が財政が苦しいのですから、取らぬタヌ半の皮算用で、やたらに企業誘致条例等を作りまして、そうして企業に對する減免措置をやらざるを得ないやうな立場に置かれて、その総額はおそらく府県、市町村を通じたら二十億を突破すると思つてゐるのです。これだけ大企業に對して大きな特典が与えられておるのですから、こういう面をもつと二割なら二割、三割なら三割といふやうに、段階的に整理していくことによつて、この面からも、国税についても地方税についても、財政の充実強化といふことがはかり得るのじやないか。それから同時にまた、その半面、低所得階級の負担の軽減といふことが実質的に推し進め得るのじやないかといふやうに考えるのです。千六百億でもうすでに半分整理したのであるとお話ですが、大蔵大臣がおっしゃるのですから、一応それは事実として受け取りますけれども、しかし、その千六百億円にしても、まだまだこれは整理、再検討の余地があるのではないかと。これは地方税についても同じことです。この点について両大臣の御見解をお伺ひしたい。

○国務大臣(水田三喜男君) 特別措置は政策的な必要によつてできたものでございまして、効果がなくなればすぐには廃止すべきものでございまして、また、新たにそういう政策的な必要が出た場合には、新しい措置をすべきものでございまして、常に目的とにらみ合せて改廃すべきものだと思つておりました、特に昨年は相当こ

の問題の整理をいたしました。が、今残っている特別措置は、一つ一つ見ますという、これは政策に基づいた措置でございますから、たとえばうちの一番の大口なのは、資本蓄積を促進する、という目的から出たいろいろな貯蓄の奨励策というようなものの減税が一番大きいことになっておりますし、大企業、大企業と言いますが、産業助成というような目的から作られた措置のうちで、一番の大口は輸出を奨励しなければならぬということから出た輸出所得控除の措置、これが大部分であ

がいい悪いではなくて、時の産業政策
上いろいろ必要に応じて積み重ねられ
たものでございまして、そう一挙にな
りかねなやれないと——私どもはずいぶ
ん整理を考えておりますが、大休国会
の野郎で今とても通りそうにもない
ものが全部残っているのが現状でござ
いますので、この点は私どもも考えま
すが、もう政策効果はいじやないかと
いうものはあつさり各委員会で認め
てもらえるということにしたら、私ども
もできるだけその線に沿った整理の仕
方をしたいと思っております。

る。そのほかの重要物産免税とかいうようなものは、輸出控除の半分くらい、金額しかならないというようなことでございまして、一つ一つを見ますという、これはほとんど国会でこういふ措置をとるべきだと要望されて、それに沿った部分が大部分で、たとえば税制調査会では始終問題が起こりますが、医者の二八％、これも非常に税制としては不均衡なもので、さう言っても、これはほとんどもともと非常に御承知のとおり、さう簡単に廃止できるものではございませんし、予約米についての特別措置というようなもの

○秋山長造君　それは大蔵大臣のまあ漫談なんですよ。それは、国会には自民党もあれば社会党もあるのですから、これは一口に国会と言われても漆感なんです。これは予約米とかなんですかいうことだけをとり上げられるのですね。これはそういうことをすかりでなしに、もつともつと整理をする面は多々あると思うのです。これははさつと内容について、逐一大蔵大臣と論争をするつもりはありませんけれどもね。それから特に昨年の税法改正で、国税の減税が地方税にはね返るこ

も、これは全農家の二％しか優遇されない一つの措置で、もう目的は達していないやせぬかと思ひましても、これはなかなか国会に出ましたら、それをやつたら承知しないというほうが圧倒的多数でございますし、一つ一つを見ますという、ことに最近では中小企業集団化の問題、新産業都市の問題、何を見ても、現在残っているのはほとんど国会の要望によってできた措置みたいなもので、これは国会要望の総集積と申しますか、そのかたまりみたいなものでございまして、これはやはりそれ

とは困るからということで、国税の減税の地方税に対する影響を遮断するということ措置をとったわけですね。それはそれなりに政府側の理由があつてやらされたことですけれども、だから反面から言いますと、そのとばつちりで、せっかくこの国税で、所得税で減税されても地方税では減税されぬということになつてゐるわけなんです。それくらいなら租税特別措置法なんかについても、国税による減免措置が地方税にはね返るという道を遮断したらいいと私は思うのですが、なぜこれをしないのか。

のですか。自治省の数字によれば四百三十八億円、租税特別措置法による減免のはね返りで地方税で減税されるもの、そこらもついでに影響のないように遮断したらどうですか。その上に、さらに地方独自の、この地方税による減免が四百五十九億ある。両方合わせると九百億からのものになる。その点はいかがですか。それは都合のいい例ばかり大蔵大臣がおっしゃるから皆さんが笑われるのですが、それは都合の悪い例も言って下さい。早い話が、今度の地方税改正なんかでも、この電気

ガス税なんかの減免についても、レーヨンとかパルプとか、もう相当信用がついて、何もこれから今さら新しく大いに保護奨励しなければならぬような、この政策的な意味のなにもないようなものまでもこの電気ガス税の減免措置を受ける。これはそういう内容が一般の国民には一々わかりませんからね。ただ国策的な必要でやっているのだ、こう言われれば、国民のほうはそうかなあと思って、これは泣き寝入りするだけです。これは決して腹の底から納得してはいないと思う。

○国務大臣(安井謙吉)　今お話の地方税の關係の減免措置につきましては、地方独自のものは四百五十九億、その中の、御指摘の電気ガス税が相当なものでありますし、固定資産税も、この二つが大きなものである。しかし、電気ガス税につきましては、洗いがえをやりまして、嚴重に、例の一定の基準の五割以上のコストを占める重要産業、こういうもので洗った結果、そういうものが出たわけでありまして、固定資産税につきましても、大衆住宅の確保、そのことのために必要な措置を

とつておるといったようなことから、
こゝういふ必要が出ております。しか
し、御指摘のように、これは行き過ぎ
になり、現在の状況で必要のないも
の、こゝういふようなものにつきまし
ては、毎年十分これは検討して、むだ
のないようにはかかつていきたいと思
つております。

○秋山長造君　大蔵大臣、いかがで
すか。

○国務大臣（水田三喜男君）　これは、
税制のはね返りがある場合には、そ
ういふものを見込んだやはり地方財
政計

國が立てられてそのために、地方でも税制が、国と同じように減税しても年々税金はふえておるといふことと、國の交付金の配分の仕方とかいろいろ総合的に考へて、地方財政計画を立てられ、実施されておるものでございませうから、一応この税制を、直ちに税制として地方に一切はね返らないといふような措置は、税制本来のことから考へて、これはそう簡単にやれないことだらうと思ひます。

○秋山長造君　議論になりますけれども、住民税やなんか、地方の住民に

とつては一番重圧感の強い税金だと思ふのです。そういう住民税なんかについては、この所得税の影響が一切及ばないようにこれを遮断したんだ、こういう説明をされながら、企業についてだけ租税特別措置法の影響が地方税に及ばぬようにしてはいかぬ、やはり国税でやれば地方でもそれだけ下げるのが当然だ、という議論は私はおかしいと思う。これではしろうとが納得しません。また、この租税特別措置法についても、また、地方税関係の減免措置についても、今のレーヨンダバルブが

というよりなまでのまた新しく追いつくというよりな逆行したやり方ではないに、もつと真剣に検討して、そういう面からも負担の均衡化、平等化ということを徹底してやってもらわなければこつちは困ると思う。

それから、もう一、二点でやめますけれども、もう一つの点は、そういう動き、国会方面の要求が強いというところなことをおっしゃったんですが、今くすぶっておりまして外人観光客に対する通行税あるいは料理飲食税の減免、減免というか免税です。免税というところ

るな」とが、ずいぶん自民党の内閣で、すぶつておるようですが、これはもう申すまでもないことで、これはわれわれとして常識でもつて考えられぬ動きだと思ふのです。まあ、その問題に対して、自治大臣の御見解はこの間聞いたのですが、念には念を入れる意味で、きょうもう一度お伺いしますが、大蔵大臣と自治大臣とのひとつ所見をお伺いしたい。

○国務大臣(安井謙吉) 私は前回御答弁申し上げたからいいようなものであります。まあ、念には念を入れよう

いうお話ですから、もう一回繰り返しますが、私は日本の観光というより、立場から、そういった議論が起こってくることにについては十分理由があると思います。であります、現在のこの、税制の建前で、地方税へしわ寄せするとか何とかいう形だけでとられることには納得できませんので、この点はずいぶん私どもの方では採用いたしかねておる、こういう事情でございます。

○国務大臣(水田三喜男君) この問題は、自治大臣から私が初めてほめられたのですが、今までは大蔵省と自治省

は始終いろいろなことで議論しておるのであり、自治大臣の考えを大蔵大臣が支持したのはこれが初めてだといつてはめられたくらいの問題でございまして、私も自治大臣の考えと同じでございます。

○秋山長造君 どもも両大臣とも声が少し小さいようです。語尾がはつきりしない。それはきつぱりやつて下さいよ。今おっしゃったことを、きつぱりと。これがまた、党のほうの要望でとか、国会のほうのなんぞとかいうことで腰だけのしないうちに、やはり断固としてそういうことはやめてもらいたい。

それから、もう時間がありませんから、最後に、詳しい内容についてはまたこの委員会では質問するつもりですけれども、大蔵大臣に總体的な点だけでちょっと御見解を伺いたいと思ひますのは、国民健康保険の問題なんです。もう御承知過ぎるほど御承知のところなんですけれども、国民健康保険税というものが、市町村の住民にとつては非常に重圧になっておること、これはもう御存じのとおりなんです。たとえば住民税の、市町村民税の所得割なんかを負担してないような低所得階層でも、この保険税というものは相当重い負担がかかっている。しかも、加入者の実態からいいますと、大體俸給生活者等は別な社会保険でやつておりますから、結局、少なくとも中から下ですね。まあほとんど低所得階層、三十万円ぐらいから下の階層がもう国民健康保険加入者の九割ぐらいを占めておるわけなんです。そこで、これは非常に低所得の加入者に対する重圧になっておる上に、さらにそ

れでもなかなか追つかないで、非常に赤字を出しておる団体が多いわけなんです。で、今度政府のほうでは、この国庫補助を五分方お上げになったわけですが、お上げになったものも、あの医療費の値上げその他に食われてしまつて、なかなか、市町村の保険財政を強化するとか、赤字を補てんしていくとかいうところまでははるかに及ばないと思ひます。この点、大蔵大臣として、今後どういうようにしていかれようとおるのか。

それから、もうそういうことで追つかない根本の理由は、そもそもこういうものをそれぞれの団体の独立採算制に押しつけておるといふところに私は一つの原因があるのじゃないかと思ひます。まあ社会保障制度、国民健康保険というふうなことで強制的にやらしておるわけですから、これはもういふそのこと、各町村限りの独立採算というふうなことで貧弱団体に對して無理な重圧をかけないで、これ全部一つにして、そうして国が相当腰を入れて国保の運営をやっていくという方針が一つ考えられる。それから、もしそれがどうしても今さしあたつてできないということならば、一般会計から國保の財政へ、会計へ繰り入れたこの面だけでも基準財政需要として交付税で見ると何なりするといふようなことでもやる以外に、この切り抜けの方法はないと思ひますが、そのこまかい内容については、これは自治省のほうへ後ほどお尋ねするつもりなんです。けれどもね、財布を握つておられる大蔵大臣として、この国保といふものを一体どういうようにしていかれるおつもりなんです。お尋ねいたします。

○国務大臣(水田三喜男君) 社会保障の制度の運営の仕方についてはいろいろございしますが、もう全部国及び地方公共団体の一方的な支出によつて行なわれることが妥協な策であるといふこともございまして、そうじゃなくてやはり社会保険制度によつて運営されることが適當であるという策もございしますが、この国民健康保険といふようなもの、結局これは保険制度として運営されるべきものでございまして、そうしますといふと、当然これは給付の内容をよくするとかといふようなものも、これは保険者、被保険者の負担でいくと、合理的な保険料といふものがきめられて内容の改訂をやっていくといふのが建前でございますが、これは国民健康保険といつて国民生活の実態に即して立てられた制度じゃなくて、制度自身を大急ぎで整備するといふことをやつたために、国民のこれに對する負担力の問題が出てきておることは事実でございます。さらに国民年金制度といふものも充足しましたので、この掛金負担といふものも加わつてきておりますので、私どもは将来国民所得の増大に應じてこれは完全な社会保険制度として運営されていくことが好ましいと、そういうところまでやはり国民所得水準を持つていきたいと思ひますが、現実にはそこまでいっておりませんので、過渡的にはやはりこの財政についてある程度の国費負担といふものを考えていかなければ完全な運用はできないといふふうに考えまして、今年度も国費の負担を増加しましたが、過渡的にはそういう形でやつていくが、将来はやはりこれは完全な社会保険制度として運営されるということが好ましいので、

その方向へ持つていくためには、やはり何といつても、今の日本の国民所得が問題でございまして、これを上げるものが当面の急務であつて、それまでの間は、今言つた国費負担といふものでこれを切り抜けていくといふことより仕方ないのじゃないかと思ひます。

○秋山長造君 今の行き詰まつた実情についてどういふ手を打つかといふことをお尋ねしておるのです。もう大蔵大臣の論法は、何でも全部国民所得をしっかりと上げさせれば解決していくといふようなことに……それではどうも質問のしがいがないのです、これはもう。

使つておりますが、そういう意味におきまして、私は当面国費の補助といふようなことの強化はやむを得ないと考えていますが、これは当然将来にわたつては、保険制度で運営するといふ以上は、掛金はどんどん上げてやつて、その不足分は全部国に負担させるのだと、そういう方向でいくべきじゃないといふことをまあ私は言つておるつもりでございます。

○秋山長造君 これはもうそういう論法でいけば、生活保護なんかといふようなものは全然必要はない、それは全部国民所得を上げていって、自分が食つていくのは自分でかせぐのが当然じゃないかといふ議論になるのですが、やはり国民健康保険の加入者といふものの生活実態といふものは、あまりにも今の大臣のおっしゃるような、所得をどんどんふやしていけばそれでやつていくのだといふようなこととはほど遠いのです。過渡的といひましても、過渡的といふものは三年や五年で済むような過渡的じゃないです。ですから、これから今日たまたまの時点で考えれば、これは半永久的ぐらいなものだと思ひるので、過渡的といふことは、それは今の地方財政の実態から見ますと、貧弱な、税収もなければ産業もない、所得も低いといふ貧弱な団体ほど保険税といふものは高いのです。ですからもう貧弱団体と、それから富裕団体との格差といふものは、そういう面から一そう深刻になりつつあるといふことを、私は何も誇大な言ひ方じゃないのです。現実にはさうだと思ひます。

その方向へ持つていくためには、やはり何といつても、今の日本の国民所得が問題でございまして、これを上げるものが当面の急務であつて、それまでの間は、今言つた国費負担といふものでこれを切り抜けていくといふことより仕方ないのじゃないかと思ひます。

○秋山長造君 今の行き詰まつた実情についてどういふ手を打つかといふことをお尋ねしておるのです。もう大蔵大臣の論法は、何でも全部国民所得をしっかりと上げさせれば解決していくといふようなことに……それではどうも質問のしがいがないのです、これはもう。

○国務大臣(水田三喜男君) 現実にはさうですから、この給付内容をよくするとか、いろいろな問題に對処する方法

として、保険税を上げないでいって、その間は国が負担するというようなことをやっているわけですが、さつき生活保護費のお話が出ましたが、ああいうものこそ、さつき私が言いましたように、国が一方的に支出する社会保障制度でございまして、この健康保険は、やはり保険制度によって運営されるというのが本来の建前であると私は考えております。

○委員長(小林武治君) 大蔵大臣はこの委員会にあまりおいでにならないので、私からひとつ御要望申し上げておきますが、地方行政の立場から見まして、どうも大蔵省と地方財政とが対立するようないきさつもある。これは申すまでもなく、大蔵省が国全体の財政をまかなっているのではありませんから、大蔵大臣または大蔵省の役人の方は、地方に税を取られるという考え方で、地方にはあるまいと思いがちですが、地方財政と国家財政とをあんばいするのが大蔵省の役目である、こういふように思っていますので、ぜひひとつ全体を包括してやってみて、ことに国家財政の中でも六割も七割も実際の金は地方財政が使っている、こういふふうな建前でありまして、ぜひひとつそういう考え方で地方に金を取られるのだというふうな考え方をやめて、自分が全体の財政をあんばいしていくのだ、こういふふうな考え方でやってみてほしいと思います。よく予算を作るときには、何だか対立するようないきさつと申しますが、そういう傾向がある。そういう点については、ぜひ、そういうことじゃなくて、国全体の財政を大蔵省があんばいしていくのだ、こういふことでやってみてほしいと思いますが、要

望をひとつ申し上げておきます。よろしゅうございませうか、今の点はひとつ大蔵大臣。

○国務大臣(水田三喜男君) 現在もそのとおりやっておりますが。

○委員長(小林武治君) ぜひひとつ誤解を与えないようにお願いをしておきます。

午前はこの程度にいたしまして、午後一時半まで休憩いたします。

午後零時四十分休憩

午後二時十一分開会

○委員長(小林武治君) 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

地方税法の一部を改正する法律案について、質疑を続行いたします。

○秋山長造君 この前お願いした歳入総額に対する税の割合、道府県と市町村別、わかりましたか。

○政府委員(後藤田正晴君) 三十六年度において、推計で申し上げますと、地方税は、道府県が三千六百四十六億五千二百万円、市町村が三千九百七十三億一千七百万円でございます。したがって、歳入構成に占める割合は、道府県が三・一％、市町村が五三・七％、平均が三九・八％でございます。

次に、三十七年度についての推計を申し上げますと、道府県が四千六百五十五億五千五百万円、市町村が四千六百九十三億七百万円、割合は道府県が三二・六％、市町村が五四・四％、地方団体平均が四〇・七％でございます。

以上が地方財政計画上の推計の数字でございます。

○秋山長造君 そこで、あなたのほうからいただいた「地方税に関する参考

計数資料」、この六ページの都道府県歳入中に占める税収入等の割合、これは三十五年年度ですが、これで見ますと、一番極端な例は山梨県ですが、山梨県は三十五年年度において税収が七％です。前年の三十四年度も、調べてみると、やっぱり七％なんです。それから奈良県は、三十五年年度が九％、前年の三十四年度は一一％ですね。一一％から逆に三十五年年度は九％に下がっているわけですね。それから高知県は、三十五年年度は九％ですが、三十四年度は一〇％で、比率が二％下がっている。それから、一番しさいの鹿児島県は、この表では三十五年年度九％ですが、前年の三十四年度は一〇％で、これも一％逆に三十五年年度は下がっております。

この数字を見ますと、年々税法改正が行なわれて、そのつど、地方財源の充実、あるいは独立財源の強化といふことでもうたわれて改革が行なわれてきているにもかかわらず、今申し上げるように、こういふ貧弱な府県において、逆に三十四年度から三十五年年度に比率が下がっているというところは、それだけ税収が少なくなっているというところになると思ふのですが、こういふ状態が、一体去年、三十六年度、また三十七年度の財政計画でどういふふうに変わっていく見込みなのかということをお尋ねしたいと思ふます。

○政府委員(後藤田正晴君) お説のように、税制改正で減税が行なわれますと、絶対額では当然いわれる富裕団体のほうが減税額が大きいわけですが、相対的な割合では、どうしても地方税減税の場合には、いわゆる大衆負担の軽減という点に重点を置いて、減税を従来する場合にいたしておきますので、その影響は貧弱団体はそれがわれわれの一番悩みの種でございますが、これらについては交付税の調整機能で補ってやる、これが実情でございます。ただ、昭和三十一年度につきましては、これは府県民税の改正とたばこ消費税についての税率の引き上げ等課税標準の改正並びに事業税についての分割基準の改正、こういふような点を改正をいたしておりますので、個々の点についてそれがどのようなことになるかということ全体を県について申し上げます。数字は持つておりませんけれども、少なくとも三十七年度の一般的な傾向は、これは私は、税収の割合は、やはり貧弱団体のほうの影響が従来のように強く現われることはない、こういふふうな考えております。

○秋山長造君 善意にただいまの局長の御答弁を解釈すれば、こういふ数字が出てくるので、そのために去年の税法改正でも所得税の減税の影響を遮断したわけだ、こういふように受け取れるのです。ですから、所得税の住民税等に対する影響を遮断したのは、そういう理由があるのだから、三十六年度、三十七年度はこの数字が多少改善されてくるのではなからうかと、まあこういふことですか。

○政府委員(後藤田正晴君) お説のような考え方でございます。ただ、特にことしの改正は、ただいま申し上げましたように、たばこの課税標準の改正とか、あるいは法人事業税の分割基準の改正、こういふものをつけ加えておりますので、三十七年度は、そういった貧弱団体に対する税収割合に関する配慮がより強く出てくるので、従来のような傾向はなからうと、こう考えます。

○秋山長造君 たとえば、さっきの御答弁で、さつき逆に三十四年度から三十五年年度へその比率が下がっているようなところは、それだけ地方交付税で穴埋めをしているんだというお話だったので、それはちよつと違うのです。そういう団体に限って、地方交付税もふえていないのです。私三十四年度のやはり同じ資料を見ますと、たとえば山梨県は、さつき言いましたように、三十四年度も七％、三十五年度も七％ですけども、逆に交付税のほうは一四％から二二％に二％減っているのです。それから奈良県は、さつき言いましたように、一％から九％に税収が減っているが、交付税のほうは、ふえるところでなしに、二六％から二二％に四％減っているのです。それから鳥取県は、一％から九％に税収が減っているが、交付税のほうは三三％から三一％に二％減っているのです。そういうふうな貧弱な団体があれば、税収が減れば、なおさらのこと交付税がふえなければならぬのが常識だと思ふ。もちろん比率ですが、税収も減り、交付税も減っている。こういふ数字が出てくると、これは一体、昨年の税法改正で若干改善されたかもしれないけれども、それにしても、三十四年度、三十五年年度といった、ついでに、おとといのことです、こういふ数字が出てくるというところは、どういふ事情があるのだろうかと思つて、私はどうも解せないのです。

分をやつておりますので、従来とは相違つた私は結果が出てくるんじゃないか、こゝういふように考へております。

○秋山長造君 政務次官にお尋ねしますが、池田首相はもちろんですけれども、まああなたの方のほうからは、常に所

得倍増で、所得の格差は敵に頼めていくんだ、また頼めていきつつあるんだという説明があるわけなんです、ところが、税を担当しておる局長の語によれば、所得は次第に格差がひどくなっていきつつあるのだという話なんです、これはどっちがほんとうなんでしょうか。

○政府委員（大上司君）　ただいまの——これは私の主観的な考えかもし

れませんが、税務局長の述べましたいわゆる所得の格差の開きが大きいということは、どこまでも、富裕県といえますか、不交付団体は、相当な事業、あるいは控除の余地等において、根本的に、所得の回転といえますか、いろいろな面で相当いいだろう。ところが、交付団体の貧弱県においては、いわゆるその所得の伸び方が非常に緩慢

だから、富裕団体に比較して所得の格差が出てくるのだと、このように私はただいまの税務局長の答弁を受け取ったのですが、もっともこれは主観的な話ですが。そこで、先生のおっしゃるいわゆる政府全体としての所得の格差はどうかという問題ですが、これは全体としては一つの線を引いておりません。もちろん、貨幣価値という問題も

出てくるのではないかと思いますが、これは漸次、私はどこまでも、ある程度所得の格差が開かないような方向で、政治の組み立て方、あるいは国全体の歳入歳出の立て方というものが根

本的に賃かれておるように存じております。

○秋山長造君 けれども、数字が示しているものでして、これは、さつき申しましたように、もし岸内閣から池田内閣にかけての所得を増進していくという政策がきつちとそれとありの逆でであったならば、こういうふうな逆の比率が減ってくるというよりはあり得ぬことだと思ふのです。ただ、三十四年度、三十七年度の数字がこの表には出ていないのですが、三十四年度、三十五年度といふふうに、過去の数字を通して議論をするよりしようがないのですが、おそらく今度の税制改正でも、税務局長がおっしゃるような改善が数字になっては出てくるのではないかと思ふのです。たとえば、七、七・幾らというふうな、せいぜい。しかし、せっかくふえるといつて意気込んでおられるのですから、一応それは承ておきます。しかし、このままにしておいて、少々税法の末端をいじくつたらしいので、こういう府県間の格差——これは市町村に行けば一そうひどい格差ができると思ふ、数が多いだけに。午前中も、岡大臣、ああいうことで、税制調査会でさらに検討するといふようなお話がありました。が、なかなかこの数字は、よほど思い切つたことをやらなければ改善されぬと思ひますが、それほど簡単に改善されると思われませんか。

○政府委員(大上司君) お説のとおり、先生のおっしゃるとおりでございます。なかなか改善はむずかしいと思ひます。またさらに、私としておわび

申し上げなければならぬ点は、ただいまの税務局長秋山先生のお話の中に、計数上からくる税の歳入の伸び方というものが如実に現れました。で、そういう感じはいたします。なお、さらに、これを全部、私自身が、こうすべきである、ああすべきであるといふことは、一応所管大臣にもよくお尋ねし、聞くべきところを聞きまして、お答えいたしたいと思ひますが、そのお考えはごもっともだと思ひます。

○秋山長造君 それから、料理飲食税のことについて若干伺いたいのですが、今度の改正で、従来の場所による区分をやめて、そして金額による区分に改めた、しかも、税制調査会で二千元という答申をされておられるのを、はるかに上回つて三千元で線を引かれた点ですね、この理由は何かですか。

○政府委員(後藤田正晴君) 二千元で切るのはいか、三千元で切るのはいか、これは議論の存するところだと思ひます。おっしゃる通りに、税制調査会では二千元といふことになっておりました。その趣旨は、全国的な資料で見ました場合には、二千元がこの際、府県財政に与える影響、そこらの面から見て適當であらう、こういうふうなことであつたらうと記憶いたしてあるのをごいしますが、それを三千元にいたしましたのは、要するに、いなかの県を頭に置いて金額をきめるか、都市的な県を頭に置いて金額をきめるか、この考え方の開きによって、私どもが三千元にいたしましたのは、やはり都市の一般のサラリマン階層が利用する料理店、飲食店、こゝろといった点

を頭に置きまして、現実の資料から見ると、都市を中心すればむしろ三千元のほうが適當であらう。そうすることによって、よく一般には、どうも高級料亭を軽減したのではないかと、こゝろ御非難を受けるのでございますが、都市的な地域においていわゆる高級料亭が恩恵を受けるということはない。高級な料亭で三千元であつたところはございせん。むしろ、高級料亭は今回の改正は無関係である、こゝろいふに私どもは考えております。で、三千元にすることによって、都市のいわゆる中産、中級の勤労者が時に慰安を求めるといったような場所における税が一〇％になる。また、いなかにおきましては、今回のこゝろいふ場所区分をやめて、金額できめることによつて、いわゆる一般のサラリマンなり労働者なりがささやかな慰安を求める意味において料理屋と名のつくところにいった場合に、従来のやり方であれば一五％かかる。それはいかにも酷ではないかと、今回のやり方で、たとえそれが料理屋であっても一〇％の軽減の恩恵を受ける、こゝろいふ意味合いから三千元という金額を定めたのが実情でございます。

○秋山長造君 料理飲食税の税収の中で、従来の場所による区分といふことで、大衆飲食の関係の税収と、それから料理屋、キャバレー、バー、ああいふいふゆる遊興的なものを伴う高級飲食店の税収、これはどういふ比率ですか。

○政府委員(後藤田正晴君) 大体、いわゆる飲食店といふものの税収は、三分の一でございます。

○秋山長造君 今局長のおっしゃるような趣旨ならば、上のほうを下げることもけっこうでしうけれども、同時に、この間も参考人の意見を聞きまして、大学教授だつて五百円もの飲食はあまりしないようなことだつたんですがね。そういうことが、もし事実だとすれば、何も三千元に上げる必要はないので、二千元でも大衆的な飲食店でそれほどの影響がないのじゃないかと思ふのですがね。やはり、この間おっしゃつたことも少しどうかと思ふ点もあるけれども、むしろ税制調査会の答申どおり、二千元といふところ——金額にするならば二千元くらいで線を引いて、むしろ大衆飲食の免税点をもう少し上げるといふことのほうが、実情に即するのじゃないかと思ふのですがね。提案理由が何かに、物価とその他の面を勘案しているような点があると思ふんですがね。大衆飲食をもう少し免税点を上げるといふことのほうが、むしろ、疲れをなすのに、ちよつと飲み食いをするという程度の大衆の慰安といふことを趣旨の中に含めておられるならば、大衆飲食の免税点をもう少し上げたほうがいいのじゃないかと思はれる。それもさうだと思ふけれども、それをやると税収がたつと減つてしまふのといふような話も聞いていますので、それと、もしそういうことが事実とすれば、これは結局体のいい大衆課税で、大衆に税金を転嫁してしまつていふような感じを受けるのです。

○政府委員(後藤田正晴君) 今、三千元か、二千元か、先ほど申しましたように、いろいろな御意見あるかと思ひますが、従来からこの税でよく問題になつておりましたのは、要するに料理屋と名がつけばみな一五％だ、ところが、よく例に引かれる三笠会館であるとか、東京会館であるとか、こゝろいったところで三千元の料理を食つても、それは一〇％じゃないか、これはいかにもおかしいといふ御批判があつたのでございます。私どもとして、今回場所区分をやめて金額で切りました趣旨は、そういう御批判にこたえるという意味合いで、金額で上下を区分する、こゝろいふやり方に改めたのでございます。その際に、二千元か三千元かといふことは、ただいま申しましたように、実は都市的な地域を頭に置いて考えますといふと、二千元といふことで切りました場合には、従来一〇％であつたものが一五％になるといふ場合が相当多く出てくるのでございます。こゝろいふた点も頭に置きまして、私どもとしては、一応三千元の線がいいではないか、こゝろいふ結論に達したのでございます。

次の大衆飲食の免税点の問題でございますが、これも、私どもとしては、おっしゃる通りに、現在の免税点をいつまでも据え置いておくといふことは考えておりません。これはやはり、そのときどきの経済情勢等とにらみ合わせて、たえず慎重に検討をして、情勢に應じた免税点をきめるべきだ、こゝろいふふうに考えているのでございまして、固定的に考えているわけではございません。したがつて、税収に影響があるからどういふといった点を考えて今回この免税点を引き上げないといふ措置を考えたのではなくて、免税点につきましては、御承知のとおり、三十六年の四月から三百円を五百円に上

けたわけでごさいます、その適用状況というのを見てもみまうという、利用の人員でおそらく九五・六%、利用の料金で八五・六%は、やはり免税点以下になっております。あるいはもう少しパーセントがそれぞれ上かもしれない。そういった適用状況等から見まして、まだ免税点問題を取り扱う時期に到達しておらぬ、こういう意味で今回は据え置いたのでございます。

○秋山長造君 大衆飲食は、申すまでもないですが、大体税金の捕捉が非常にやさしい。これは、税務署員が調べにいって、のれんをくぐって入ればすぐわかるのですがね。ところが、高級料理店、キャバレーだとか、バーだとかいうようなところになると、なかなか捕捉がむずかしいのじゃないか。ことに料理屋なんかは、一々くつを脱いで上がらなければならぬ。くつを脱いで上がったも、これは奥が深くて捕捉がむずかしいんじゃないか。勢い非常に脱税が多いのじゃないかというところは常識として言われておりますが、そういう点はどうですか。公給領収証なんというものは、きちっとやられているのですか、どうですか。

○政府委員(後藤田正晴君) 御承知のように、この税は捕捉がむずかしいというところは、これは事実でございます。そういう意味合いにおきまして、数年前に公給領収証制度が作られて、これによってよほど把握の問題なり徴収の問題が軌道に乗ってきつたのが実情だと思えます。それにいたしまして、捕捉は相当にむずかしい。ただ、お説のように、高級な料理屋がむずかしくて、大衆飲食がやさしいといった

ようなことは、私はないんじゃないか。これはやはり、高級であろうと、大衆であろうと、この税の捕捉は相当むずかしいと、こう考えます。実際問題として一番むずかしいのは、キャバレーが一番むずかしい、こう私も見ております。したがって、税の均衡、適正な執行というような立場に立つて、最近では、各県とも、カフエナリ、キャバレーなり、こういうところに相当ウエイトを置いて税の賦課徴収に当たっておるというのが実態だと思います。

○秋山長造君 次は電気ガス税並びに固定資産税の質問ですが、自治省からもらった資料によりますと、電気ガス税、固定資産税の減免というのが相当大きいのです。この大部分は大工場についてだろうと思うのですが、固定資産税について百八十六億、電気ガス税について百五十九億、非常に大きな数字を占めておるのですが、特に電気ガス税について、今度十四品目ですが、新たに免税措置がとられるわけですが、レヨンとかバルブとかいうものを新たに免税品目に加えたのは、どういう理由ですか。

○政府委員(後藤田正晴君) 電気ガス税の産業向けの課税につきましては、従来から重要基幹産業及び新規重要産業、これに使われるものにつきましては、百品目余りの非課税措置が講ぜられておるのでございます。その趣旨は、これらの産業で相当多くの電力を使う場合には、それが製品原価にはね返ってきて、勢い税負担というものが消費者に転嫁をせられる、こういうことではやはり工合が悪いのではないかと、こういう意味合いから、重要基幹

産業については非課税、新規重要産業は、これは当該産業が新技術の導入当初の関係もあって、税負担を軽くしたいという趣旨から、こういう趣旨からやっておったのですが、これはどうも、率直に申しまして、安易に流れる、しかも既得権化して、勢い結果としては税負担の不均衡を招来するという傾向があったことは、いなめません。そういう意味合いから、税制調査会で御審議を願って、方針はいいけれども、やはりそれには一定の基準を置くのがよろしい、その基準に合致しなくなったものは削除すべきものである、同時に、新規重要産業向けのものは、やはり一定の年限を置いて見直す時期を作すべきである、こういう御答申を得たわけでございますが、この答申の線に沿って、昨年末は改正をしようといったしましたけれども、政府内部の調整ができて、こういうことで、本年あらためて、その基本方針に基づいて、政府内部の関係省の周で話し合いをして、その基本原則は認める、こういうことになったのでございます。したがって、その基本原則に立って、従来の既定品目の洗い替え、あるいは新規に追加を要望されておりますいろいろな品目等について、検討を行なったのでございます。その結果、十六品目を追加をする、二品目を削除をする、十品目を新たに年限を付する、こういう措置を講じたのでございます。その際に、実は当初の要求額は、非課税品目の非課税金額のトータルは四十二億の要求であったのでございます。それを、私どもとしては、基本的なルールで検討を加えた結果、ただいま申しましたような結論になってきたのでございます。そ

の際に、お説のバルブと、それからレヨン、これが非常に問題になってきたのでございます。このほかに、紙が実はもめたのでございます。私どもは、バルブは、なるほど、これは紙なり織物なりの重要な基礎資材を生産する産業ということで、バルブについては、これを認める、同時に、レヨンにつきましては、私どもは、これは重要な基礎資材を生産する産業に属するかどうかというの、いわばボーダー・ラインであらう、こういう考えを率直に持っておったのでございますが、やはりこれについても、織物の生産のための基礎資材であらう、こういう観点に立つて、これも追加をする、こういうことになったのでございます。紙については、これはなるほど国民生活の上から見れば重要なものではあるけれども、これはやはり消費財生産の産業である、したがって重要基礎資材というもののの中には入らぬのではないかと、私どもとしては、納得いたしかねる、こういうことで、紙は除外をする、こういういきさつで、今回のようにレヨンとバルブを加える、こういう措置をとったのでございます。

○秋山長造君 これは重要基礎資材に違いないかもしれせんけれども、レヨンにしても、バルブにしても、こういう会社は、これは株の相場を見て、こんな今さら電気ガス税を減免しなければならぬというよりな一理由が見つからぬと思うのですけれども、もし重要基礎資材だというより理由だけだったら、レヨンにしても、バルブにしても、相当古い産業ですすからね。これはもうとつきの昔から

らこういう免税措置があつたはずだと思ふのですよ。それが今までにそのまゝになつていて、そうして今急に思い出したように免税措置が行なわれるというところは、どうも納得できぬのです。あなたが税法の責任者として、これは良心的に考えて、やっぱりこうすべきものだとお考えになつてゐるのですか、腹の底から。心ならずもこういうことになつたのじゃないのですか、レヨンなどの場合は。

○政府委員(後藤田正晴君) いや、私どもは、政府から提案を、私のほうで出しておるので、心ならずもということではございません。十分腹の底から納得いたして出したものでございませう。

○秋山長造君 納得できぬですよ、そんなものは。それはもう話にならぬ。次に、先だってから問題になつておる公衆街路灯についての免税措置ですが、これは、御承知のとおり、一部の地域だけについてこういう措置が行なわれておるのですが、これは今日のこの交通事情、交通量の緩和というより大きな社会的な要請が一つある。それから、この間比嘉さんもおっしゃつていたように、町を明るくすることに

よつて犯罪を減らしていく必要がある。そのためには、街路灯をしつかりつけることと同時に、街路灯奨励の意を兼ねて免税にすべきだというお話をあがつたんですが、このいきさつですね、一部の地域だけに免税措置がとられておる事情。それから、今の社会的な要請からいへば、やはりそれはおかしいことで、全国的にやっぱり同じような措置をすべきじゃないかという声が非常に強い。その点について。

○政府委員(後藤田正晴君) いわゆる終夜灯といふは、防犯灯といふは、これは昭和三十六年度の改正で免税点の制度を設けたことによつて九の百分程度目的を達成いたしております。ただ、その後、何といふは、最近、螢光ランプあるいは水銀灯の普及、あるいは設置灯数の増加といったようなことで、免税点制度適用を受けないものも増加しつつある、これもまた事実であろうと思つて、そういう点を考えまして、今回の改正では、公衆街路灯は一応電気ガス税を課さない、こういうことにしたのでございますが、その際に公衆街路灯の範囲を電気供給規程において料金割引の適用を受けるものに限定をいたしましたのは、もしかりに、料金割引と関係なしに、非課税の範囲をすべての公衆街路灯に及ぼすという場合には、課税、非課税の認定にあつて、税執行上明確を欠くおそれがある。また、認定が乱にわたること、われわれ税務当局としては予想をしておかなければなりません。その結果、かえつて税負担の均衡という観点からは好ましくない結果を生ずることも考えられる。こういうことで、今回の改正におきましては、制度的にその区分が明らかになつておる公衆街路灯についてだけ適用をする、こういうことにしたのでございます。もちろん、現在料金割引制度をとつております地域についてだけ非課税措置を適用するといふことについては、若干問題があると考えますけれども、公衆街路灯に対する負担の軽減は、電気ガス税と並んで、電気料金自体の軽減も私どもとしては当然必要だと、こういうふう

考えておりますので、まず税制面においては、その料金割引をやつてもらへば、すべて非課税の適用があるといふふうに、一般的な税制の面における受け入れ態勢を整えたつもりでございます。したがつて、私どももいたしましては、今回の税制上の措置と相俟つて、すみやかに電気料金自体においても割引制度が一般的に措置をせられるように実は期待をいたしておるのでございます。主官省においても、今後そのような方針で指導をするということをお明らかにいたしておりますので、今回の税法改正案におきましては、電力会社で公衆街路灯に対して料金割引を実施すれば、電気ガス税としては自動的に非課税になる、こういう措置を講じたのでございます。戦前におきましては、公衆街路灯といふものについては、実は料金割引は、三割の割引をやつておつたのでございます。それを戦後廃止をいたしておりました。ところが、公衆街路灯問題がやがてましくなりまして、昨年あたりからです、か、そういうものについては割引制度をとるべきだといふ政府の方針がございまして、それによつて通産省が指導をいたしておるのでございます。そこで、まず税では、公衆街路灯として割引をすれば、それに自動的に乗つかる。そうすることによつて、納税者は、料金割引で一割——普通一割でございます——税で一割、合計二割の軽減になる、こういう結論が出てくるわけでございます。私どもとしては、税で措置をいたしたので、他の地域についてもこれは料金割引をぜひやつていただきたい、こういうふうに考えておるのでございます。

○委員長(小林武治君) このまましばらく休憩します。
午後三時六分休憩

午後四時十七分開会
○委員長(小林武治君) 委員会を再開いたします。

まず、委員の異動がございましたので、御報告いたします。
本日付をもつて委員小橋治和君が辞任され、その補欠として石原幹市郎君が選任されました。

○委員長(小林武治君) 地方税法の問題につきまして、私から一、二御質問なり御要望を申し上げておきたいと思つて、地方鉄道軌道に対する固定資産税の問題であります。これは前々からこの席でも申し上げたことがありますが、地方鉄道の軌道に対する固定資産税は、国鉄に比べて非常に均衡を失つておる、こういうふうな思ひますので、今度の改正案でも保安施設あるいは踏切等につきましては特例が認められたのでありますが、一般の固定資産税に対して、国有鉄道に準じたような軽減措置をとつてもらいたい、こういう強い希望があります。これについて自治大臣はどういうふう

に考えておるか伺ひたいいたします。
○国務大臣(安井謙吉君) 地方鉄道の固定資産税の減税につきまして御要望がある点はよく承知いたしております。国鉄と比べまして若干割高になつておることも事実でございますが、この点は国鉄の公共性と私鉄の公共性には若干の差異があるかと思ひます。いわゆる純粋の株式会社、利益を追求する株式会社と、国鉄のように独立採算制を建

前にやる場合とでは、かなり状況も違ふのじゃないかといふような点もあつて、今のところ差がついておるわけでありまして、しかし、特別の施設については、特に新規事業等については、できる限り減免の措置もやっております。将来においても、そういう問題はできるだけ検討を進めていきたいと思つております。

○委員長(小林武治君) 今回の国鉄と比較問題のお話もありましたが、国鉄、交通機関では航空機にも船舶にも固定資産の特例を認めておると、こういうことで、私鉄の問題も同じ交通機関という性質からも相当な特別考慮をする必要がある、こういうふうな思ひますので、ひとつ次の機会に、国鉄と同じことを申しておるわけではございませんが、何か国鉄に準ずると、すなわち運賃等におきまして、国鉄と私鉄とは競争関係にあるのが非常に多いし、国鉄の運賃を上げた場合には私鉄の運賃も上げると、こういうふうな慣例、また、そういう方法をとつておるのであります。国鉄との均衡をとるといふことについては、ぜひ格段の考慮を願ひたいと思ひます。こういうふうな思ひますので、その向きのことについてもう一度伺ひたい。

○国務大臣(安井謙吉君) この公共性のあるという点では、そういう船舶も鉄道も、私鉄、国鉄同じような性格のものであらうと思ひます。そういう意味からはできる限り今後準じた扱いをやるべき面も相当あると思ひます。検討はいたします。何といつても、株式会社と公社とは若干違ふかと思ひますし、私鉄の場合には、なか

な固定資産といひましても、土地を持つておりましたり、いろいろな点の状況がちよつと国鉄とは違ひますが、しかし、今の委員長のお話等も十分考慮をしまして、今後できるだけ検討を進めていきたいと思つております。

○委員長(小林武治君) もう一つの問題は、料理飲食等消費税の問題であります。これも前々から料理消費税は、非常にこの財源として偏在しておる財源で、しかも、この税を生み出すためには、地元の市町村の施設あるいはサービス、いろいろの支出を促す要素があつて、それに基づいてこの税が増加しておる、こういう実績もありまますし、また観光方面の問題からして、観光施設をもつと実質的に進めるべきである、こういうことが言われておりますので、今のような偏在した財源をある程度地元で還元する、こういうことがひいてこの税を増す、こういうことにもなるので、この消費税を何らかの方法において、市町村に分与する、あるいは県等において、そのためにある程度特別な支出をするとか、こういうふうな方法をとるべきであると思つております。現在では府県の一般財源になつておるために、何らかの税を生ずる地元に対して恩典を、利益を与えておらぬ、こういうふうなことになつておりますので、税金として市町村にも分与するか、あるいはその他の方法において地元の施設の役に立つようにこれを使う方法がないか、こういうことを思つたのでありまして、これについてひとつ自治大臣の考え方を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(安井謙吉) 飲食等消費税

を地元のものに市町村に分けたらどうかという御意見、これも私も御意見としては傾聴に値するものであらうとは思いますが、特にこの温泉地等の地元からは非常に強い要望のあることも承知をいたしております。ただ現在までに、全体的な税の体系として、御承知のような府県税というにいたしてあります。また財源も、考え方によりまして、固定資産税が施設によって相当入ってきておる、あるいはまた観光地というよりなものは、その市町村だけでなくて県自身が自分の支出も相当やっておるというたような点もあらうかと思ひまして、ちょっと今にわかには、これを直ちにその御要望のように変えるという約束は現在のところないたしかねますが、しかし、そういう強い要望のあることも存じております。また事情もいろいろあることもよくわかりますので、これは十分今後ひとつ検討させていただきたいと思っております。

○委員長(小林武治君) 今のこの府県税と市町村税の関係であります。

これはまあ前に住民税を府県に分けてやった例もあるし、たばこ消費税が府県税、市町村税両方に分かれておる、こういうことで前例もありません、また大規模な建設費が県にいて、こういう例もあるから、こういう例にもならなくてひとつ考えてもらいたい、こういうふうに思っております。なお、私は府県税と市町村税との関係について、もう府県税は幾らやっても、とにかく今でも全体の歳入の七割とか九割とか、こういうわずかな税しか府県税が取れていない。これは

もうどう税制を改正してもこの割合をふやすという事はなかなかできない。したがって、私はどうしても交付税等はなるべく、今でも現にやっておりますが、市町村税を厚くする、将来の方針として、そして府県税というよりなものは、その大して力を入れないほうがいいじゃないかというふうな考え方があります。要するに市町村税にもっと力を入れたら、こういうふうな考え方があるが、これについては自治大臣はどういうふうに考えますか。

○国務大臣(安井謙吉) これは一つのお考え方として私も卓見だと思ひます。

これは確かに府県では今言われまうように七・八割という税収しか平均してないというわけでもあるまい、県によつて非常な差があると思ひますが、県のほうにある程度まで交付税というふうな格好で見ていく、そして固有の財源を市町村に移すというのはいくつかの考え方じゃないかという感じがいたします。しかし、何分にも従来の慣習もあることでありまして、また合理的に配分するということになれば、いろいろ問題も多からうと思ひます。今の御意見と申しますか、御提案のようないことは、十分ひとつ考えさせていただきますか。

○委員長(小林武治君) そのことは、

また、たとえば今度は府県民税をふやした、しかし、市町村はこれの徴収はお断わりすると、こういうふうな強い意見があったのでありまして、私の意見としては、府県民税をふやすという事はあまり賛成でない、むしろやるなら市町村税のほうへ持つていって、そして、どうせ今のような格差というものは正はほとんど絶対にできない、こう言えるから、府県のほうはできるだけ交付税によつて、そして今後委譲するような税金があれば、むしろ市町村に持つていっていい、こういうふうな考え方をしております。まあ府県民税の今度は徴収をお断わりしたいという意見が強かったが、自治省等の措置によつて、一応この際、がまんしようという事になったが、しかし心持としては、この府県民税の徴収はお断わりするということが根本的の市町村の態度である、こういうふうな思ひ方でありまして、そういうことからして、今の府県民税をふやして、そして現在の徴収方法をとるということとは、それは私は長く続け得るかどうかわからないというふうな思ひます。が、どうですか。ことに、もう終戦後は税の体系としてめいめいが取ると、こういうことになっておるのに、府県民税だけは今でもこういうふうなことで、そして市町村からは断わられようになつておるといふ事実もあるが、この徴収方法そのものはこのままやっていくつもりであるか、あるいは将来考へるか、このことはどうですか。

重三重で来られるよりは、なるべく一つから来てもらったほうがやりやすいであらうというふうな便宜上の問題もあらうと思ひます。それから、今のうちに住民税が都道府県だけでふえて、そして市町村は減る傾向にあつたというふうなことから、多少委託されて徴収義務を負うことに難色があつたという事も事実でございますが、しかし、これは今度の場合の一つの特殊のケースじゃないかと思ひまして、これは、これに對する措置をいたすという事で解決をいたしておるわけでございます。しかし、できるだけ市町村を固有の自治体であるとして、固有の財源を持たせろというお考え方には、十分検討してみなければならぬ問題があると思ひますが、ただ税制その他、また財源の偏在性をなくするといふような点から、今のお話のとおりには、なかなか面もまたたくさんあらうと思ひますし、両方取り上げまして十分今後の検討に資していきたいと思ひます。

○秋山長造君 午前中大蔵大臣にも

ちよつと大筋の質問はしたので、若干お伺いしたいと思ひます。午前中も申し上げましたように、国民健康保険税は、貧弱町村において非常に重くなつていゝという事がこれは言えるのじゃないかと思ひますが、自治省が去年の夏、三十五年度の決算について調査された資料によりますと、これは市町村民税について、ただし書き方式を採用している代表的な五十四団体に、これによりまして、人口が八千から三万人の間の市町村ですが、所得割を負担してない階層が加入者の三五・八%、三六%ですね。それから所得割を負担しておる者の中でも十万円以下の所得の者が三一・七%、十万円をこえ二十万円以下の者というのが二〇・五%で、全部で八八%、こういう数字が出ています。ですから、ほとんど零細所得者といつてもいいような人たちが国保の加入者の九割方を占めておる。ところが、そういう人たちは市町村民税についての負担は比較的軽いわけなんですけれども、保険税は非常に重いのです。一々計数的のことは申し上げませんけれども、非常に重い。市町村民税に比べると相対的には非常に逆進を示している。つまり低所得層ほど割合からいくと負担が非常に重いといふことになってくる。したがって、市町村にとつては、国保の問題というのは非常な負担になっているといふことを結論として言えるのじゃないかと思ひますが、そういうところに限つて、また他の税収も少ない。したがって、徴税は非常に強化される、したがって負担は重い。ただし書き方式を全部とつていゝ関係もあつて重いといふことになりまして、これはもう全般論として、貧弱町村に住んでおる住民はど他の市町村に住んでおる住民に比べて負担が非常に重くなつていゝといふことが端的に言えるのじゃないかと思ひますが、国民健康保険税について、今度の税法改正で若干軽減されておるようであります、今後自治大臣として、この国保の指導というのはいくうふうになされていくおつもりなのか。この五十四団体のについても、そのうち二十二団体は赤字団体になつていゝ。だから全團的に見ましても、国保

で、それらの点についても、実は全面的に税として扱うのだという点にもなっていない。こういって、何と云いますか、現在の制度がいまはつきりしていない。私どものほうとしましては、給付総額がきまれば、それを割り当てていって税として徴収をするというだけの仕事でございまして、たまたまの線の事務を見ましても、これは地方課税で市町村との連絡と指導とを緊密にやるわけでございまして、これは地方課税でなしに、民生関係のほうの課税の所管になつておるといったような関係で、いわばちよつと変則な態勢になつておる。これらの点も、こういって関係の実態がはつきりしない原因になつておると思ひますが、それらの点も私は将来のやはり検討問題であらう、こゝういふふうに考へております。私のほうとして、最近市町村の声が、どうも負担が重いんじゃないかといったような声が高くなつて参りましたので、おそまきながら私どもとしても五十四市町村の実態を調べる、こゝういふ作業にかかつたのが実情でございまして、おつしやるように、その点は政府全体としては手ばかりな点がある。この点は率直にあやまらなければならぬと思ひますが、私どもとしては、厚生省の御調査と合せて、本年一ぱいこの問題は真剣に取り上げて実態を明らかにして、これはやはり税を軽減すべきであるという結論になりますれば、その線に沿つた措置も検討をして参りたい、こゝういふふうに考へておるのでございまして。

でも、法律案でも、提案説明でも、何でも、みんな保険税のことを書いてあつて、おそらく保険税の総額といつたら膨大なものになるだらうと思ひますが、したがって、市町村財政の上で国保の占める比重というものは非常に大きいと思うのです。そゝういふものであるにもかかわらず、全然これに関する資料とか統計数字が出ていない。そゝうして税法を讀むと、やはり目的税として書いてある。国民健康保険税といふものが書いてある。これだけ国民皆保険なんかという社会保障制度の重要な一翼になつておる制度について、しかも、これだけ地方財政に大きな比重を占めておるものについて、何らの統計数字も出ていないといふことは、はなはだ奇異な感じを持ったのですけれども、今の保険税として徴収しているのは何割くらいですか。

○政府委員(後藤田正晴君) 税でやつておるのが、市町村数で申しますと、大体九割前後。ところが、五大市が全部抜けておりますので、人数の割合になるとぐんと下がつてくるというのが実態でございまして。

○秋山長造君 これは厚生省とそれから自治省との所管関係がややこしく入り組んでいゝといふような事情からそゝういふことになつていゝ節もあるのじゃないかと思ひますが、やはりこれは地方税として税法の中にきちつと保険税といふものを入れて、そゝうしてそれなりの財政計画なり何なりといふものが行なわれていゝとすれば、これは保険税なら保険税に統一をして、そゝうして今大臣のおつしやつた、やはり保険税の負担が重過ぎるからこれを軽減していくなら軽減していくといふよう

なやり方にならないと、あるところは税金で取つていゝ、あるところはそゝうでないといふようなことでは、ますますこれは国保制度といふものが混乱してしまふのじゃないか。

○政府委員(後藤田正晴君) 実には、国民健康保険財政は、やはり財政計画外になつております。私のほうは担当しておりますのは、先ほど申しましたように、きまつた額を税という形で徴収をしていく、こゝういふことで制度ができていゝにすぎないものでございまして。今回の税法改正でも、いろいろな点が出ていゝるじゃないかといふお説でございしますが、これはなるほどそのとおりでございしますが、これは御承知の、こゝとし五割国庫補助がふえまして、機械計算で、従来の医療費の給付総額から本人負担分を除いた額の百分の九十となつておつたのを、つまり四五、それを今回は五割上ることによりまして、これが四〇になるわけにございまして、百分の八十に改めるといゝ、単なるこれは機械計算に実はすぎない。根つこのほうは別個のところでもうきまつていゝといふのが実情なので、その点はひとつ御理解をお願いいたしたいと思ひます。

○秋山長造君 御理解せいで言われても、どうも御理解できぬのですが、政府としてはどつちへまともていゝこととなさるのですか。保険税でまともていゝこととされていゝのですか、保険料でまともていゝこととされるのですか。

○政府委員(後藤田正晴君) これは私からお答えして、おしかりを受けるかもしれませんが、その点お許しを願ひまして、私ども自治省の税務当局としては、これは税で取るのかんべんを

していただきたいといふのが率直な気持ちでございまして。これは非常に市町村長がこれの徴収のために苦しんでおります。したがつて、国民年金の制度、あゝいゝた制度でも、あの制度のやり方等もつていゝただけなものかといゝう気が率直な気持ちでございまして。しかし、現在こゝういゝる税の制度でも取つてよろしい、むしろパーセンテージはそゝうのほうが高い、そのほうが国全体のためにベターなんだといゝうことであれば、これは私どもとしては従来どおりのやり方でやつていゝたい。そのかわり、それならばもう少し私どもも真剣にこの問題に取り組んで、私どもの徴収の立場からするといゝろいゝな要求、これも主管省で十分ひとつお考えを願ひたい、こゝういゝのが私どもの気持ちでございまして。

○秋山長造君 大臣はその点はどうですか。

○国務大臣(安井謙君) ただいま税務局長が申しましたのは、おそらく今までは御指摘があつたように、かなり税率として無理な税率を課してゐる。市町村自体の会計上の問題から見ても非常に問題が多い。そゝういゝるやうな意味で、これはいゝわゆる保険といゝるやうな立場で終始まともなるならば、終始そゝういゝるやうな方向でやつてもらつたほうが肩の荷がおりる、こゝういゝる意味だろゝうと思ひますが、私は現在の国保、国民皆保険といゝるあり方からいゝると、やはりこれはどうも国保税といゝる形で地方団体それぞれが徴収しなければならぬ性格のものになつてくると思ひます。現実にはどうしてもそゝうやつていくことによつて、今度は地方団体との財政状況、あるいは地方住民の負担の状況といゝるものを考へながら、主管省とも相談し、政府として最良の措置をとるやうにこれは進めていくべきものであるといゝふふうに考へております。

○秋山長造君 もうこれでやめますが、交付税法の一部改正の審議のときに、この問題をもう少しお尋ねしてみたいと思ひますけれども、ただ、迷惑がらうに、やはり税法にある以上は、国保税についての資料ぐらゐは今後出して下さい、もう少し調べて。

○国務大臣(安井謙君) 御所望がものになるかどうか知りませんが、三十五年度の決算の実態、総体的な内訳、あゝいゝ程度はあるのです。

○秋山長造君 それはもらつていゝるのです。

○国務大臣(安井謙君) できるだけひとつ、今のやうな事情で整つてない資料もありますが、御要望に沿つたやうな資料があれば、さらに差し出すといゝふにいたします。

○委員(小林武治君) これにて質疑は尽きたものと認めて御意をございせんか。

○委員(小林武治君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林武治君) 速記を始め

○鍋島直昭君 本法案は、地方財政の現状を考慮しつゝ、住民税、事業税、料理飲食等消費税、電気ガス税等において、大衆負担及び中小企業者等に対

する課税の軽減を行なうものであり、また国と地方及び地方団体間における税源配分の適正化を推進するものでありまして、まことに當を得たものと考へて賛成いたす次第であります。しかしながら、税制の改革は一朝一夕に参らない面もありまして、たとえば私鉄の事業用資産に対する固定資産税は、他の交通機関との課税の均衡上、課税標準の特例を設けて軽減すべきであり、また料理飲食等消費税につきましても、その課税の実態に顧み、当該市町村に税を分与する等、根本的税源配分の問題と合わせて、政府におかれて今後検討すべきものであります。先ほど政府の答弁もありましたが、この点は政府において特に善処せられるよう要望いたす次第でございます。

さらに、公衆街路灯に対する非課税措置の問題であります。今回の政府案では、非課税は電気供給規程による割引料金の適用を受けるもの、現在では東京電力、九州電力管内に限られておりますが、町を明るくすることは防犯、交通等の諸事情を考えると、他の地域についてもこれをすみやかに実施することが喫緊の急務とも考えられますので、次のような修正案を提出し、御賛同を得たいと思つております。

修正案の案文を読みます。

地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案

地方税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四百八十九条第三項の次に一項を加える改正規定中同条第四項を次のように改める。

4 公衆のために道路、橋、公園その他これらに類する場所に照明用

として設置された電灯で政令で定めるもの又は火災報知機灯、交通信号灯、航路標識灯、航空障害灯その他これらに類する電灯で政令で定めるものに使用する電氣に對しては、電氣ガス税は課することできない。

第四百九十条の二第一項の改正規定を削る。

附則第三十九条中「第四項」を削り、同条に次の一項を加える。

2 新法第四百八十九条第四項の規定は、昭和三十一年十月一日以後の分（特別徴収に係る電氣ガス税に於ては、同日以後において収納すべき料金に係る分）から適用し、昭和三十一年九月三十日まで

の分（特別徴収に係る電氣ガス税に於ては、同日以前において収納すべき料金に係る分）について

は、なお従前の例による。

以上修正案を提出いたしました。よろしく御賛同を願います。

○秋山長造君 私日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題になつております地方税法の一部を改正する法律案並びにただいま提出されました修正案について反対をいたす者であります。

政府は今回の改正において、所得税の一部を道県民税に委譲し、入場譲与税の廃止、たばこ消費税の二〇税率引き上げ等いわゆる税源配分により、差引八十一億円の新財源を地方に与える一方、道府県税、市町村税を通じて二百七十三億円の減税を行なつたとなつて、しかも総額においては千五百七十八億円の増収を見込んでおり、これによつて減税、地方独立財源の充実、

税負担の均衡化、合理化の三大方針が貫かれたとされているのであります。が、その内容をつぶさに検討すると、われわれは大きな矛盾と不合理、不徹底を強く指摘せざるを得ないのであります。

第一に指摘したいことは、国税、地方税を通じて国民の税負担が今なおきつめて重い点であります。税制調査会は、その第一次の答申においても、第二次の答申においても、わが国の税負担が戦前と比べても、また諸外国との比較においても、なお相當に過重であり、さしあたり少なくとも国民所得の二〇〇程度に抑えるべきことを繰り返し強調しているのではありません。しかるに今回の税制改正はこの調査会の答申を尊重して行なわれたはずでありながら、国税、地方税を通ずる税負担率は実に二二・二％に達しており、前年度当初の二〇・七％をはるかに上回り、戦前平均の二二・九％の実に二倍近い比率を示しているのではありません。しかも二二・二％という数字は当初予算の数字でありまして、莫大な自然増収をあげている例年の実績からすれば、年度末決算においてはなおそく二四％以上にもはね上がるものと予想されるのであります。かくして税制調査会答申の基本目標たる税負担率二〇％の線は完全に破られ、枝葉末節のちびちび減税でお茶を濁された政府の態度は、税制調査会の答申を無視し、国民の期待を裏切るものではないものと言わなければなりません。

第二の問題点は、今回の改正はきつめて不徹底、不合理に終わつてゐることとあります。減税と地方財政の充実強化という二つの要請を同時に満たす

ためには、国税、地方税を通ずる抜本的な改革が必要であり、少なくとも当面の措置として交付税率とたばこ消費税率をそれぞれ三〇〇程度まで引き上げることが絶対の急務であります。に、税制調査会答申もこれに触れず、政府案も技術的改正にとどまつた結果、いずれも不十分、不徹底であり、結局、地方財政の矛盾が住民負担にシワ寄せされる結果に終わったことはなほ遺憾である。特に昨年の税制改正によつて所得税の減税の住民税への影響を断ち切つたため、本年度所得税についてせつかく専従者控除や基礎控除が引き上げられまして、住民税には恩恵が及ばず、地方税は住民税を中心として相當過酷な増徴にならざるを得ないのであります。

第三は、府県民税の問題であります。府県民税は、今回所得税の一部を委譲して府県民税を増税されることになつておるのであります。従来、累進税率を廃止しまして、百五十万円まで二％、百五十万円をこえるもの四％という二段階の比例税率にされたのであります。この結果、独身者十五万円の所得の場合実に一五・〇四％、三十三万円の組合一三・四四％、五十万円の組合六七・九％の増税になるわけでありまして、また夫婦に子供三人という標準家族について見ますと、五十万円が八二・一％、七十万円五二・二％、百万円三〇・六％、二百万円五・九％、三千万円〇・七％というように、低所得階層に非常に重く、そして大所得階層には相対的に軽い。こういう逆進的な課税になつておるのであります。これについては、国税との総合において見れば、低所得階層は相當の減税に

なるという説明がついてはおるのでありますけれども、しかし今日のこの減税という要請はこれは国税、地方税を通じての全般的な強い要請でありまして、道府県民税についてこのような逆進的な増税が行なわれるということ、は、私どもは国税に対する重税の責任をいわば地方団体に転嫁し、さらに低所得階層に転嫁されておると言わざるを得ないのであります。で、比例税率につきましても、自治体の場合は公益原則というものが非常に強く強調をされておりますけれども、公益原則的な面があることは十分私どもは認めますが、それについては住民税に均等制というものが設けられてゐるわけでありまして、均等制で公益原則を盛り込み、そして所得割においてはあくまで所得税なりその他の税金の原則に従つて累進税率をとることがやはり公平の原則に合致するのではないかと、うように考えるものであります。

それから第四は、入場譲与税の問題であります。政府は百八十一億の所得税の道府県民税に対する委譲と差しかえに、入場譲与税百七十億円の収収のあったものを国のほうに取り上げてしまふわけですが、入場譲与税は申すまでもなく人口比例で配分をされておりました。後進期の財源の補充強化に相当役立っておつたことは否定できないのであります。こういう財源調整的な機能を持った税金を、この道府県民税と差しかえに一気に取り上げてしまつたという点に、私どもははなはだ割り切れないものを感じざるを得ない。この税金は廃止するべきではないかと私は信ずるのであります。

第五の点は、市町村民税についてであります。市町村民税の所得割について、本文方式とただし書き方式とがあることは申すまでもございせんが、全国の市町村の八〇%以上を占めておるところのただし書き方式採用の団体と、本文方式採用の団体とは、同じ所得にいたしましては税額というものがずいぶん違ふのであります。たとえば四十万円の所得のある標準家庭で計算してみますと、本文方式で四十万円、ただし書き方式で四千二百円、実に四倍、四分の一という大きな隔たりが出てくるのであります。税金はあくまで公平の原則が貫かれなければなりませんし、今回の税制改正におきましても、その負担の均衡化、合理化ということが強調され、そしてその趣旨を受けまして、本文方式とただし書き方式との不均衡を是正するために、税金控除として扶養親族について六百萬円の標準額を法定されておるのであります。そしてその結果どういふことになるかと申しますと、先ほどの四十万円の標準家庭について三千八百円ということになりました。確かに現行の四千二百円に比べれば若干の是正がなされるわけでありませうけれども、なおかつ本文方式に比べて三倍の税金がかかるという結果になっておりまして、この市町村民税所得割についての本文方式とただし書き方式との矛盾は、一向に解決されておらないのでございませう。

さらに、後ほど申し上げます国民健康保険税が貧弱町村の場合過重にこれに加わりますので、貧弱町村に住む地方住民の負担というものは、これは富裕団体に住む町村民の負担に比べて一

その過重になっておるといふ結果になるわけでございます。租税の不均衡は一そう拡大されておることになっておるのであります。

第六は、料理飲食税についてであります。料理飲食税につきましては従来場所による区分がございまして、高級料理店あるいは待合、キャバレーといふような高級飲食の場所については一五%、それから大衆飲食については一〇%という税率区分がなされておつたのであります。今回は場所の区分を廃止いたしまして、三千円以上一五%、三千円以下一〇%という金額の区分に切りかえられたのであります。私も従来とも高級料理店あるいは待合、キャバレー、バー、そういういわゆる高級飲食あるいは遊樂的な飲食については、税の捕捉がむずかしいために相当の脱税が行なわれておつたことはこれを認めざるを得ないのであります。で、そういうことであるならば、この際これを場所の区別を、区分を廃止して金額で区分するといふやり方に切りかえる前に、まず高級飲食についての料理飲食税の徴収をもっと徹底して強化するべきではないか。しかも五百円、大衆飲食については五百円の免税点はそのまま据え置かれておるわけでありまして、今日のこの物価の動き等を勘案いたしますと、この五百円の免税点はもつと引き上げられてしかるべきではなからうか。この料理飲食税につきましても、こういう点を検討いたしますと、結果的にはやはり大衆飲食、つまり大衆に料理飲食税の負担が片寄つておる。ある意味では転嫁されておるきらいがなしとしないことを指摘せざるを得ないのであります。甚間

伝えられております外人観光客に対する免税の措置を復元するといふような説は、これは今日の料理飲食税の実態その他から考えて、これはもつてのほかにことだと思つたのであります。政府においても断じて既定方針を曲げてはならないと強く要求しておきたいと思つたのであります。

第七は、固定資産税並びに電気ガス税の問題であります。特に電気ガス税については、かかる税金は思い切つて撤廃に持つていくべき筋合いのものであります。特に大衆に対する電気ガス税についてしかりでございませう。今日電気ガス税はわずかに一割程度の引き下げに終わつておるにもかかわらず、大企業に對しては大幅な減免がなされておるのであります。で、統計数字によりますと、国税たる租税特別措置法については、実に大企業に對して千七百億に上る減免措置がとられておるのであります。これはね返りによつて、地方税におきましても四百三十八億、また固定資産税、電気ガス税その他について実に四百五十九億、合せて国税千七百億、地方税について八百九十七億、二千六百億の膨大な減税が行なわれておるのであります。少なくともこれを一氣に整理してしまふといふことは諸般の事情からできないにしても、少なくとも二割程度はこれは整理すべきではないか。そうすることによつて、大衆の電気ガス税といふものが今回の一割引き下げといふような不徹底な措置でなしに、さらに三割程度引き下げることが計数的にでき得るのではないかと私も考へるわけでございます。さらに固定資産税につきましても、農家の

この生産実態にかんがみずときに、農家に對する固定資産税については、その課税標準について少なくとも評価額の三分の二程度にすべきではないか。こういう措置をとりまして、先ほどの大企業に對する減免措置を二割程度復元いたしますれば、それでおつりが出るぐらゐになると思つたのであります。

それから第八の点は、国民健康保険税の問題であります。国民健康保険税が弱小町村において、また低所得階層に對して非常に過重であるといふことは、この委員会の審議を通じて十分認められたところだと考へるのであります。であるならば、どうしてもこの社会保障制度の立場に立つて、政府がもつと思つた経費負担、補助金の増額を断行する以外にこの住民負担を軽減し、そして富裕団体と貧弱団体の格差を是正し、地方財政の窮乏を救つていく道はなからうと思つたのでございまして、今回の府県税の減免程度では、これは焼け石に水と言つても過言ではないと思つたのでございませう。さらに先ほどの鍋島委員から提出された修正案についてでございますが、この修正案の内容はその趣旨において私も必ずしも反対する者ではないと思つた。今日街路灯について、交通上の問題あるいは防犯上の観点からして、街路灯の普及、さらに街路灯の整備といふことは、これは時代の強い要請だと思つたのであります。ただし、今日電気料金の割引制度をとつておる九州電力並びに東京電力の管内におきましては、すでに免税措置がとられておるのであります。その他の地域についても、今回のこの修正

によりまして電気ガス税の免税が行なわれるわけでございますけれども、しかし、この修正案をもつては依然としてこの割引料金制度をとつておらない大多數の地域のものは、そのままこの料金については割引をしないで全額徴収される実態をそのまま黙認する結果になると思つたのであります。御承知のように、わが社会党は、昨年の三十九国会に、これらの点にかんがみまして街路灯整備促進法案を立案をし、国会に提案をいたしましたのであります。そしてその内容は、ただ現に存在いたしておるところの街路灯その他について免税措置をとるといふことにとどまらず、さらに街路灯については、これに對して国が財政的な援助を与へる。さらにまた地方公共団体に對しましても、交通安全の確保あるいは犯罪の防止等の観点から、街路灯の整備を義務づけていく。それから同時に、この税金については、電気ガス税についてはもちろん免税されますが、さらに電気料金につきましてもこれを割引していくべく電力会社に義務づけるという徹底した内容を盛り込んだ法案を提案をいたしましたのであります。この特別立法によつて思つた措置をとらなければ、なかなか今日の交通問題あるいは防犯問題の根本的な解決はできないと考へます。そのような意味において、この修正案は趣旨はけっこうですけれども、はなはだ不十分、不徹底なものがゆゑに私もとしては賛成することができないのでございませう。以上申し上げましたように、今回の改正案は、国税の場合と同様、依然として大企業、大所得層には甘く、また低所得階層にはきつめて過重である。

まともな減税をやりながら、しかも地方財政を充実し、団体間の格差を是正していく道は、前に述べましたとおり、大企業に対する特権的な減免措置を思い切って整理するとともに、たばこ消費税、地方交付税の税率を大幅に引き上げる以外にはないでしょうし、また究極的には国庫負担、補助金等の再検討をも含めた国税、地方税を通ずる抜本的な改革を待たなければならぬのでありますが、今回の改正案はその趣旨に隔たることあまりにも遠いがゆえに、私どもはあえて本改正案並びに修正案に対して反対せざるを得ないのであります。

以上をもって私の討論を終わります。

○委員長(小林武治君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(小林武治君) 多数でござい

○委員長(小林武治君) 多数でござい

○委員長(小林武治君) 多数でござい

○委員長(小林武治君) 多数でござい

○委員長(小林武治君) 多数でござい

○委員長(小林武治君) 多数でござい

○委員長(小林武治君) 多数でござい

○委員長(小林武治君) 多数でござい

○委員長(小林武治君) 多数でござい

○委員長(小林武治君) 多数でござい

○委員長(小林武治君) 多数でござい

○委員長(小林武治君) 多数でござい

○委員長(小林武治君) 多数でござい

○委員長(小林武治君) 多数でござい

要する点もあるとは存じますが、一応地方住民負担の公平化と軽減への第一歩として、わが党は本修正案に賛成をいたすものであります。

以上で討論を終わります。

○委員長(小林武治君) これにて討論

○委員長(小林武治君) 御異議ないも

○委員長(小林武治君) 御異議ないも

○委員長(小林武治君) 御異議ないも

○委員長(小林武治君) 御異議ないも

○委員長(小林武治君) 御異議ないも

○委員長(小林武治君) 御異議ないも

○委員長(小林武治君) 御異議ないも

○委員長(小林武治君) 御異議ないも

○委員長(小林武治君) 御異議ないも

○委員長(小林武治君) 御異議ないも

○委員長(小林武治君) 御異議ないも

○委員長(小林武治君) 御異議ないも

○委員長(小林武治君) 御異議ないも

○委員長(小林武治君) 御異議ないも

○委員長(小林武治君) 御異議ないも

○委員長(小林武治君) 御異議ないも

○委員長(小林武治君) 御異議ないも

○委員長(小林武治君) 御異議ないも

○委員長(小林武治君) 御異議ないも

○委員長(小林武治君) 御異議ないも

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方交付税法の一部を改正する等の法律案(予備審査のための付託は二月十五日)

三月二十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方公務員共済組合法案

地方公務員共済組合法案

地方公務員共済組合法案

地方公務員共済組合法案

地方公務員共済組合法案

地方公務員共済組合法案

地方公務員共済組合法案

地方公務員共済組合法案

地方公務員共済組合法案

地方公務員共済組合法案

地方公務員共済組合法案

地方公務員共済組合法案

地方公務員共済組合法案

地方公務員共済組合法案

地方公務員共済組合法案

地方公務員共済組合法案

地方公務員共済組合法案

地方公務員共済組合法案

地方公務員共済組合法案

地方公務員共済組合法案

第三款 廃疾給付(第八十六条 条―第九十二条 条)

第四款 遺族給付(第九十三条 条―第九十九条 条)

第五款 地方公共団体の長に 対する長期給付の特 例(第一百条―第一百七 条)

第四節 給付の制限(第八十八 条―第一百一条 条)

第五章 福祉事業(第一百二十二 条)

第六章 費用の負担(第一百二十三 条―第一百六条 条)

第七章 審査請求(第一百七条― 第一百二十一条 条)

第八章 地方公務員共済組合審議 会(第一百二十二条―第百 二十五条 条)

第九章 雑則(第一百二十六条―第 百四十六条 条)

第十章 罰則(第一百四十七条―第 百五十条 条)

第十一章 地方議会議員の年金制 度(第一百五十一条―第 百七十三条 条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地方公務員の 病気、負傷、出産、休業、災害、 退職、廃疾若しくは死亡又はその 被扶養者の病気、負傷、出産、死 亡若しくは災害に關して適切な 給付を行なうため、相互救済を目 的とする共済組合の制度を設け、 その行なうこれらの給付及び福祉 事業に關して必要な事項を定め、 もつて地方公務員及びその遺族の

生活の安定と福祉の向上に寄与す るとともに、公務の能率的運営に 資することを目的とし、あわせて 地方議会議員の年金制度に關して 定めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の 共済組合の健全な運営と発達を図 られるように、必要な配慮を加え るものとする。

(定義)

第二条 この法律(第十一章を除 く。)において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。

一 職員 常時勤務に服すること を要する地方公務員(地方公務 員法(昭和二十五年法律第二百 六十一号)第二十七条第二項に 規定する休職の処分を受けた 者、同法第二十九条第一項に規 定する停職の処分を受けた者、 法律又は条例の規定により職 務に専念する義務を免除された 者及び常時勤務に服することを 要しない地方公務員のうちその 勤務形態が常時勤務に服するこ とを要する地方公務員に準する 者で政令で定めるものを含むも のとする。)をいう。

二 被扶養者 次に掲げる者で主 として組合員の収入により生計 を維持するものをいう。

イ 組合員の配偶者(届出をし ていないが、事実上婚姻関係 と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、 孫、祖父母及び弟妹

生活の安定と福祉の向上に寄与す るとともに、公務の能率的運営に 資することを目的とし、あわせて 地方議会議員の年金制度に關して 定めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の 共済組合の健全な運営と発達を図 られるように、必要な配慮を加え るものとする。

生活の安定と福祉の向上に寄与す るとともに、公務の能率的運営に 資することを目的とし、あわせて 地方議会議員の年金制度に關して 定めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の 共済組合の健全な運営と発達を図 られるように、必要な配慮を加え るものとする。

(定義)

第二条 この法律(第十一章を除 く。)において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。

一 職員 常時勤務に服すること を要する地方公務員(地方公務 員法(昭和二十五年法律第二百 六十一号)第二十七条第二項に 規定する休職の処分を受けた 者、同法第二十九条第一項に規 定する停職の処分を受けた者、 法律又は条例の規定により職 務に専念する義務を免除された 者及び常時勤務に服することを 要しない地方公務員のうちその 勤務形態が常時勤務に服するこ とを要する地方公務員に準する 者で政令で定めるものを含むも のとする。)をいう。

二 被扶養者 次に掲げる者で主 として組合員の収入により生計 を維持するものをいう。

イ 組合員の配偶者(届出をし ていないが、事実上婚姻関係 と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、 孫、祖父母及び弟妹

生活の安定と福祉の向上に寄与す るとともに、公務の能率的運営に 資することを目的とし、あわせて 地方議会議員の年金制度に關して 定めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の 共済組合の健全な運営と発達を図 られるように、必要な配慮を加え るものとする。

(定義)

第二条 この法律(第十一章を除 く。)において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。

一 職員 常時勤務に服すること を要する地方公務員(地方公務 員法(昭和二十五年法律第二百 六十一号)第二十七条第二項に 規定する休職の処分を受けた 者、同法第二十九条第一項に規 定する停職の処分を受けた者、 法律又は条例の規定により職 務に専念する義務を免除された 者及び常時勤務に服することを 要しない地方公務員のうちその 勤務形態が常時勤務に服するこ とを要する地方公務員に準する 者で政令で定めるものを含むも のとする。)をいう。

二 被扶養者 次に掲げる者で主 として組合員の収入により生計 を維持するものをいう。

イ 組合員の配偶者(届出をし ていないが、事実上婚姻関係 と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、 孫、祖父母及び弟妹

生活の安定と福祉の向上に寄与す るとともに、公務の能率的運営に 資することを目的とし、あわせて 地方議会議員の年金制度に關して 定めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の 共済組合の健全な運営と発達を図 られるように、必要な配慮を加え るものとする。

(定義)

第二条 この法律(第十一章を除 く。)において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。

一 職員 常時勤務に服すること を要する地方公務員(地方公務 員法(昭和二十五年法律第二百 六十一号)第二十七条第二項に 規定する休職の処分を受けた 者、同法第二十九条第一項に規 定する停職の処分を受けた者、 法律又は条例の規定により職 務に専念する義務を免除された 者及び常時勤務に服することを 要しない地方公務員のうちその 勤務形態が常時勤務に服するこ とを要する地方公務員に準する 者で政令で定めるものを含むも のとする。)をいう。

二 被扶養者 次に掲げる者で主 として組合員の収入により生計 を維持するものをいう。

イ 組合員の配偶者(届出をし ていないが、事実上婚姻関係 と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、 孫、祖父母及び弟妹

生活の安定と福祉の向上に寄与す るとともに、公務の能率的運営に 資することを目的とし、あわせて 地方議会議員の年金制度に關して 定めるものとする。

生活の安定と福祉の向上に寄与す るとともに、公務の能率的運営に 資することを目的とし、あわせて 地方議会議員の年金制度に關して 定めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の 共済組合の健全な運営と発達を図 られるように、必要な配慮を加え るものとする。

(定義)

第二条 この法律(第十一章を除 く。)において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。

一 職員 常時勤務に服すること を要する地方公務員(地方公務 員法(昭和二十五年法律第二百 六十一号)第二十七条第二項に 規定する休職の処分を受けた 者、同法第二十九条第一項に規 定する停職の処分を受けた者、 法律又は条例の規定により職 務に専念する義務を免除された 者及び常時勤務に服することを 要しない地方公務員のうちその 勤務形態が常時勤務に服するこ とを要する地方公務員に準する 者で政令で定めるものを含むも のとする。)をいう。

二 被扶養者 次に掲げる者で主 として組合員の収入により生計 を維持するものをいう。

イ 組合員の配偶者(届出をし ていないが、事実上婚姻関係 と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、 孫、祖父母及び弟妹

生活の安定と福祉の向上に寄与す るとともに、公務の能率的運営に 資することを目的とし、あわせて 地方議会議員の年金制度に關して 定めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の 共済組合の健全な運営と発達を図 られるように、必要な配慮を加え るものとする。

(定義)

第二条 この法律(第十一章を除 く。)において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。

一 職員 常時勤務に服すること を要する地方公務員(地方公務 員法(昭和二十五年法律第二百 六十一号)第二十七条第二項に 規定する休職の処分を受けた 者、同法第二十九条第一項に規 定する停職の処分を受けた者、 法律又は条例の規定により職 務に専念する義務を免除された 者及び常時勤務に服することを 要しない地方公務員のうちその 勤務形態が常時勤務に服するこ とを要する地方公務員に準する 者で政令で定めるものを含むも のとする。)をいう。

二 被扶養者 次に掲げる者で主 として組合員の収入により生計 を維持するものをいう。

イ 組合員の配偶者(届出をし ていないが、事実上婚姻関係 と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、 孫、祖父母及び弟妹

生活の安定と福祉の向上に寄与す るとともに、公務の能率的運営に 資することを目的とし、あわせて 地方議会議員の年金制度に關して 定めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の 共済組合の健全な運営と発達を図 られるように、必要な配慮を加え るものとする。

(定義)

第二条 この法律(第十一章を除 く。)において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。

一 職員 常時勤務に服すること を要する地方公務員(地方公務 員法(昭和二十五年法律第二百 六十一号)第二十七条第二項に 規定する休職の処分を受けた 者、同法第二十九条第一項に規 定する停職の処分を受けた者、 法律又は条例の規定により職 務に専念する義務を免除された 者及び常時勤務に服することを 要しない地方公務員のうちその 勤務形態が常時勤務に服するこ とを要する地方公務員に準する 者で政令で定めるものを含むも のとする。)をいう。

二 被扶養者 次に掲げる者で主 として組合員の収入により生計 を維持するものをいう。

イ 組合員の配偶者(届出をし ていないが、事実上婚姻関係 と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、 孫、祖父母及び弟妹

生活の安定と福祉の向上に寄与す るとともに、公務の能率的運営に 資することを目的とし、あわせて 地方議会議員の年金制度に關して 定めるものとする。

生活の安定と福祉の向上に寄与す るとともに、公務の能率的運営に 資することを目的とし、あわせて 地方議会議員の年金制度に關して 定めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の 共済組合の健全な運営と発達を図 られるように、必要な配慮を加え るものとする。

(定義)

第二条 この法律(第十一章を除 く。)において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。

一 職員 常時勤務に服すること を要する地方公務員(地方公務 員法(昭和二十五年法律第二百 六十一号)第二十七条第二項に 規定する休職の処分を受けた 者、同法第二十九条第一項に規 定する停職の処分を受けた者、 法律又は条例の規定により職 務に専念する義務を免除された 者及び常時勤務に服することを 要しない地方公務員のうちその 勤務形態が常時勤務に服するこ とを要する地方公務員に準する 者で政令で定めるものを含むも のとする。)をいう。

二 被扶養者 次に掲げる者で主 として組合員の収入により生計 を維持するものをいう。

イ 組合員の配偶者(届出をし ていないが、事実上婚姻関係 と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、 孫、祖父母及び弟妹

生活の安定と福祉の向上に寄与す るとともに、公務の能率的運営に 資することを目的とし、あわせて 地方議会議員の年金制度に關して 定めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の 共済組合の健全な運営と発達を図 られるように、必要な配慮を加え るものとする。

(定義)

第二条 この法律(第十一章を除 く。)において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。

一 職員 常時勤務に服すること を要する地方公務員(地方公務 員法(昭和二十五年法律第二百 六十一号)第二十七条第二項に 規定する休職の処分を受けた 者、同法第二十九条第一項に規 定する停職の処分を受けた者、 法律又は条例の規定により職 務に専念する義務を免除された 者及び常時勤務に服することを 要しない地方公務員のうちその 勤務形態が常時勤務に服するこ とを要する地方公務員に準する 者で政令で定めるものを含むも のとする。)をいう。

二 被扶養者 次に掲げる者で主 として組合員の収入により生計 を維持するものをいう。

イ 組合員の配偶者(届出をし ていないが、事実上婚姻関係 と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、 孫、祖父母及び弟妹

生活の安定と福祉の向上に寄与す るとともに、公務の能率的運営に 資することを目的とし、あわせて 地方議会議員の年金制度に關して 定めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の 共済組合の健全な運営と発達を図 られるように、必要な配慮を加え るものとする。

(定義)

第二条 この法律(第十一章を除 く。)において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。

一 職員 常時勤務に服すること を要する地方公務員(地方公務 員法(昭和二十五年法律第二百 六十一号)第二十七条第二項に 規定する休職の処分を受けた 者、同法第二十九条第一項に規 定する停職の処分を受けた者、 法律又は条例の規定により職 務に専念する義務を免除された 者及び常時勤務に服することを 要しない地方公務員のうちその 勤務形態が常時勤務に服するこ とを要する地方公務員に準する 者で政令で定めるものを含むも のとする。)をいう。

二 被扶養者 次に掲げる者で主 として組合員の収入により生計 を維持するものをいう。

イ 組合員の配偶者(届出をし ていないが、事実上婚姻関係 と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、 孫、祖父母及び弟妹

生活の安定と福祉の向上に寄与す るとともに、公務の能率的運営に 資することを目的とし、あわせて 地方議会議員の年金制度に關して 定めるものとする。

ロ 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で前号に掲げる者以外のもの

ハ 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの

三 遺族 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたものをいう。

四 退職 職員が死亡以外の事由により職員でなくなること（職員でなくなつた日又はその翌日に再び職員となる場合におけるその職員でなくなることを除く。）をいう。

五 給料 地方公務員法第二十五条第二項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものをいう。

2 前項第二号又は第三号の規定の適用上、主として組合員の収入により生計を維持することの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項第三号の規定の適用については、子又は孫は、十八歳未満でまだ配偶者がいない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡

の当時から引き続き別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合に、その子は、これらの者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとみなす。

一 道府県の職員（次号及び第三号に掲げる者を除く。）

二 公立学校の職員並びに都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く。）の職員

三 都道府県警察の職員

四 都の職員（特別区の職員を含み、第二号及び前号に掲げる者を除く。）

五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）の職員（第二号に掲げる者を除く。）

六 指定都市以外の市及び町村の職員（第二号に掲げる者を除く。）

2 この法律の施行の日の前日において、旧市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）の規定の全部の適用を受けていなかった指定都市以外の市（以下この項において「市」という。）の職員（前項第二号に掲げる者を除く。）

3 地方自治法第二百八十四条に規定する一部事務組合、全部事務組合及び役場事務組合（以下この項において「一部事務組合等」という。）の職員は、政令で定めるところにより、当該一部事務組合等を組織する地方公共団体の職員を組合員とする組合のうちいずれか一の組合の組合員となるものとする。

（法人格）

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第二章 組合及び連合会

第一節 組合

（設立）

第三条 次の各号に掲げる職員の区分に従い、当該各号に掲げる職員をもつて組織する当該各号の地方公務員共済組合（次項に規定する都市職員共済組合を含み、以下「組合」という。）を設ける。

一 道府県の職員（次号及び第三号に掲げる者を除く。）

二 公立学校の職員並びに都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く。）の職員

三 都道府県警察の職員

四 都の職員（特別区の職員を含み、第二号及び前号に掲げる者を除く。）

五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）の職員（第二号に掲げる者を除く。）

六 指定都市以外の市及び町村の職員（第二号に掲げる者を除く。）

2 この法律の施行の日の前日において、旧市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）の規定の全部の適用を受けていなかった指定都市以外の市（以下この項において「市」という。）の職員（前項第二号に掲げる者を除く。）

3 地方自治法第二百八十四条に規定する一部事務組合、全部事務組合及び役場事務組合（以下この項において「一部事務組合等」という。）の職員は、政令で定めるところにより、当該一部事務組合等を組織する地方公共団体の職員を組合員とする組合のうちいずれか一の組合の組合員となるものとする。

（法人格）

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（定款）

第五条 組合は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所のある地

四 運営審議会又は組合会に關する事項

五 役員に關する事項

六 組合員の範囲その他組合員に關する事項

七 給付に關する事項

八 掛金に關する事項（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、第二十八条第一項第七号に掲げる事項を除く。）

九 資産の管理その他財務に關する事項

十 その他組織及び業務に關する重要事項

2 前項各号に掲げるもののほか、地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合（以下「地方職員共済組合等」という。）並びに都職員共済組合及び指定都市職員共済組合（以下「都職員共済組合等」という。）の定款にあつては、地方公務員共済組合審査会に關する事項を定めなければならない。

3 定款の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 主務大臣は、第一項第八号に掲げる事項について、前項の認可をしうとするときは、あらかじめ、自治大臣に協議しなければならない。

5 自治大臣は、地方職員共済組合等に係る前項の協議を受けたときは、大蔵大臣の意見をきかなければならない。

6 主務大臣は、第一項各号（第八号を除く。）及び第二項に掲げる事項について、第三項の認可をしたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

7 組合は、第三項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを主務大臣に報告しなければならない。

8 主務大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

9 組合は、定款の変更について第三項の認可を受けたとき、又は同項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

（運営審議会及び組合会の設置）

第六条 地方職員共済組合等に運営審議会を、都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に組合会を置く。

（運営審議会）

第七条 運営審議会は、委員十人以上で組織する。

2 委員は、主務大臣がその組合の組合員のうちから命ずる。

3 主務大臣は、前項の規定により委員を命ずる場合には、組合の業務その他組合員の福祉に關する事項について広い知識を有する者のうちから命ずるものとし、一部の者の利益に偏することのないよう

に、相当の注意を払わなければならない。

第八条 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。

一 定款の変更

二 運営規則の作成及び変更

三 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

2 運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて組合の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができ。

(組合会)

第九条 組合会は、二十人以内の議員をもつて組織する。ただし、政令で定める場合に該当する市町村職員共済組合の組合会にあつては、二十人をこえ、三十人以内の議員をもつて組織することができる。

2 都職員共済組合等の組合会の議員は、それぞれ半数を、都知事若しくは指定都市の市長が組合員のうちから任命し、又は組合員が組合員のうちから選挙する。

3 市町村職員共済組合の組合会の議員は、市町村長及び市町村長以外の組合員がそれぞれのうちからそれぞれ同数を選挙する。

4 一の市の職員をもつて組織する都市職員共済組合の組合会の議員については、第二項の規定を準用する。

五 二以上の市の職員をもつて組織する都市職員共済組合の組合会の

議員の選任については、当該都市職員共済組合に係る市の数が当該組合の組合会の議員の定数の半数に満たない場合は第二項の規定を、当該組合の組合会の議員の定数の半数以上である場合は第三項の規定を準用するものとする。この場合において、第二項中「都知事若しくは指定都市の市長」とあるのは、「当該都市職員共済組合に係る市の長が協議して定める市長」と読み替えるものとする。

6 議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 市町村長である議員が市町村長の職を離れたとき、又は市町村長以外の組合員である議員が組合員の資格を失つたときは、議員の職を失う。

8 組合会は、理事長が招集する。組合会の議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事件を示して組合会の招集を請求したときは、理事長は、組合会を招集しなければならない。

9 組合会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

10 議長は、組合会の会議を総理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、第十二条第一項後段の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行なう者がその職務を行なう。

11 前各項に定めるもののほか、組合会の招集及び議事の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条 次に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 運営規則の作成及び変更

三 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

五 その他組合の業務に関する重要事項で定款で定めるもの

2 理事長は、組合会が成立しないとき、又は理事長において組合会を招集する暇がないと認めるときは、組合会の議決を経なければならない事項で臨時急務を要するものを処分することができる。

3 理事長は、前項の規定による処置については、次の組合会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4 組合会は、監事に対し、組合の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

(役員)

第十一条 組合に、役員として理事長、理事若千人及び監事三人を置く。

(役員の職務)

第十二条 理事長は、組合を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、地方職員共済組合等にあつては理事のうちから、都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては次条第六項各号に掲げる組合会の議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して組合の業務を執行する。

3 監事は、組合の業務を監査する。

(役員の任命又は選挙)

第十三条 地方職員共済組合等の理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 地方職員共済組合等の理事は、理事長が、主務大臣の認可を受けて任命する。

3 都職員共済組合等の理事長は、第六項第一号に掲げる組合会の議員の選挙した理事のうちから、理事が選挙する。

4 市町村職員共済組合の理事長は、第六項第二号に掲げる組合会の議員の選挙した理事のうちから、理事が選挙する。

5 都市職員共済組合の理事長は、次項第三号に掲げる組合会の議員の選挙した理事のうちから、理事が選挙する。

6 都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の理事は、次の各号に掲げる組合会の議員及び当該各号に掲げる組合会の議員以外の組合会の議員がそれぞれのうちからそれぞれ同数を選挙する。

一 都職員共済組合等 都知事又は指定都市の市長が任命した組合会の議員

二 市町村職員共済組合 市町村長が選挙した組合会の議員

三 都市職員共済組合 市長が任命した組合会の議員又は市長が選挙した組合会の議員

7 都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の監事は、組合会において、学識経験を有する者、前項各号に掲げる組合会の議員及び当該各号に掲げる組合会の議員以外の組合会の議員のうちからそれぞれ一人を選挙する。

(役員任期等)

第十四条 役員任期は、二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の役員が組合会の議員の職を失つたときは、役員の職を失う。

3 都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就職するまでの間は、なお、その職務を行なう。

4 組合は、役員が就職し、又は退職したときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

(地方職員共済組合等の役員解任)

第十五条 主務大臣又は地方職員共済組合等の理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

2 地方職員共済組合等の理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(理事長の代表権の制限)

第十六条 組合と理事長(第十二条

第一項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行なう者を含む。以下この項において同じ。)又は理事長がその長である市町村との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が組合を代表する。

(運営規則)

第十七条 組合は、組合の業務を執行するために必要な事項で主務省令で定めるものについて、運営規則を定めるものとする。

2 組合は、運営規則を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを主務大臣に報告しなければならない。

3 主務大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

(地方公共団体の便宜の供与)

第十八条 地方公共団体の機関は、組合の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他地方公共団体に使用される者をして組合の業務に従事させることができる。

2 地方公共団体の機関は、組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で組合の利用に供することができる。

(組合の役員及び事務職員の公務員たる性質)

第十九条 組合の役員及び組合に使用され、その事務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十

五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(事業年度)

第二十条 組合の事業年度は、毎年四月一日より始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画及び予算)

第二十一条 組合は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成しなければならない。

2 組合は、事業計画及び予算を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを主務大臣に報告しなければならない。

3 主務大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

(決算)

第二十二条 組合は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日まで完了しなければならない。

2 組合は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

3 組合は、前項の書類を作成したときは、遅滞なく、これを主務大臣に報告し、あわせてこれを事務所に備え付け、組合員の閲覧に供しなければならない。

4 主務大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

(借入金の制限)

第二十三条 組合は、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合が市町村職員共済組合連合会又は都市職員共済組合連合会から借り入れる場合を除き、借入金をしてはな

らない。ただし、組合の目的を達成するために必要な場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 主務大臣は、前項の承認をしたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

(責任準備金の積立て)

第二十四条 組合は、政令で定めるところにより、長期給付に充てるべき積立金(以下「責任準備金」という。)を積み立てなければならない。

(資金の運用)

第二十五条 組合の業務上の余裕金は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければならない。

この場合において地方職員共済組合等にあつては、政令で定めるところにより、都道府県ごとに、業務上の余裕金の運用計画を作成するものとし、当該運用計画を作成し、又は変更しようとするときは、当該都道府県知事の意見をきくものとする。

2 公立学校共済組合は、その責任準備金のうち、公立の義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)第二条に規定する義務教育諸学校並びに養護学校の小学校及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条に掲げる職員である組合員に係る部分については、当該組合が当該組合員に

対し厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の規定による保険給付を行なうものとした場合に必要となるべき積立金の額に相当する金額の範囲内において、政令で定める金額を、政令で定めるところにより、資金運用部に預託して運用しなければならない。

(主務省令への委任)

第二十六条 この節に規定するもののほか、組合の財務その他その運営に關して必要な事項は、主務省令で定める。

第二節 連合会

(連合会)

第二十七条 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての市町村職員共済組合をもつて組織する市町村職員共済組合連合会及びすべての都市職員共済組合をもつて組織する都市職員共済組合連合会を置く。

2 市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会(以下「連合会」という。)は、次に掲げる事業を行なう。

一 組合の業務に關する技術的及び専門的な知識、資料等を組合に提供すること。

二 組合の給付、給付に要する財源の計算及び資産の管理が適切に行なわれるように、組合の事務の指導を行なうこと。

三 組合の長期給付に係る掛金と組合員の給料との割合を定めること。

四 長期給付積立金及び災害給付積立金を管理すること。

五 福祉事業を行なうこと。

六 その他その目的を達成するために必要な事業。

3 連合会は、法人とする。

4 連合会は、主たる事務所を東京都に置く。

(定款)

第二十八条 連合会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 事業

四 事務所の所在地

五 総会に關する事項

六 役員に關する事項

七 組合の長期給付に係る掛金と組合員の給料との割合に關する事項

八 長期給付積立金及び災害給付積立金に關する事項

九 経費の分賦及び会計に關する事項

十 地方公務員共済組合審査会に關する事項

十一 その他組織及び業務に關する重要事項

2 定款の変更は、自治大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(登記)

第二十九条 連合会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(総会)

- 第三十条 連合会に、総会を置く。
- 2 総会は、各組合の理事長である議員及び市町村長が選挙した組合会の議員の選挙した各組合の理事(市長が任命した組合会の議員の選挙した理事を含む。次項において同じ。)以外の各組合の理事が互選する議員九人をもつて組織する。
- 3 前項の規定により互選された議員の任期は、その者の当該組合における理事の任期による。ただし、その者が、組合の理事の職を失つたときは、議員の職を失う。

(総会の招集)

- 第三十一条 総会は、理事長が招集する。総会の議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事件を示して総会の招集を請求したときは、理事長は、総会を招集しなければならない。

(総会の権限)

- 第三十二条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
- 一 定款の変更
- 二 運営規則の作成及び変更
- 三 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
- 四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担
- 五 その他連合会の業務に関する重要事項で定款で定めるもの
- 2 理事長は、総会が成立しないとき、又は理事長において総会を招集する暇がないと認めるときは、総会の議決を経なければならぬ事項で臨時急務を要するものを処分することができる。

3 理事長は、前項の規定による処置については、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

- 4 総会は、監事に対し、連合会の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

(役員)

- 第三十三条 連合会に、役員として理事長、理事十一人及び監事三人を置く。
- 2 理事長は、各組合の理事長である理事のうちから理事が互選する。
- 3 理事は、総会の議員が互選する。ただし、理事のうち二人は、各組合の理事長である総会の議員以外の総会の議員でなければならない。

4 監事は、総会において、学識経験を有する者、各組合の理事長である総会の議員及び各組合の理事長である総会の議員以外の総会の議員のうちからそれぞれ一人を選挙する。

- 5 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員が総会の議員の職を失つたときは、役員の職を失う。
- 7 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就職するまでの間は、なお、その職務を行なう。

(役員職務)

- 第三十四条 理事長は、連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるときは、又は理事長が欠けたときは、理事長のあら

かじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

- 2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して連合会の業務を執行する。
- 3 監事は、連合会の業務を監査する。

- 4 連合会と理事長(第一項後段の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行なう者を含む。以下この項において同じ。)又は理事長がその長である市町村との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が連合会を代表する。

(借入金金の制限)

- 第三十五条 連合会は、借入金をしてはならない。ただし、連合会の目的を達成するため必要な場合において、自治大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(長期給付積立金及び災害給付積立金)

- 第三十六条 長期給付の円滑な実施を図るため長期給付積立金を、災害給付(これに係る附加給付を含む。第三項において同じ。)の円滑な実施を図るため災害給付積立金を、それぞれ連合会に設ける。

- 2 組合は、前項の積立金に充てるため、政令で定めるところにより、一定の金額を連合会に払い込むものとする。

- 3 連合会は、政令で定めるところにより、組合の請求に基づき、その長期給付に要する資金を長期給付積立金から、その災害給付に要

する資金を災害給付積立金から組合に交付するものとする。

- 4 第一項の積立金は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は市町村の行政目的の実現に資するように運用しなければならない。

(資料の提出の請求)

- 第三十七条 連合会は、その業務に關して必要があると認めるときは、組合に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(準用規定)

- 第三十八条 第五項第九項、第十四条第四項、第十七条第一項及び第二項、第十八条、第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第二十二条第一項から第三項まで、第二十五条第一項前段並びに第二十六条の規定は連合会について、第九条第九項から第十一項までの規定は総会について、第十九条の規定は連合会の役員及び連合会に使用され、その事務に従事する者について準用する。この場合において、第五項第九項中「第三項」とあるのは、「第二十八条第二項」と、第九項第十項中「第十二条第一項後段」とあるのは、「第三十四条第一項後段」と読み替えるものとする。

- 2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、連合会について準用する。

第三章 組合員

(組合員の資格の得喪)

- 第三十九条 職員となつた者は、その職員となつた日から、それぞれ第三項第一項各号又は第二項に規定する組合の組合員の資格を取得する。

- 2 組合員は、死亡したとき、又はは退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

- 3 一の組合の組合員が他の組合を組織する職員となつたときは、その日から前の組合の組合員の資格を喪失し、後の組合の組合員の資格を取得する。

(組合員期間の計算)

- 第四十条 組合員である期間(以下「組合員期間」という。)の計算は、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年数による。

- 2 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員期間は、その者が新たに組合員の資格を取得した組合の組合員期間とみなす。

- 3 組合員がその資格を喪失した後再びもとの組合又は他の組合の組合員の資格を取得したときは、前後の組合員期間を合算する。ただし、通算退職年金、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員期間を計算する場合に、前に通算退職年金又は退職一時金の基礎となつた組合員期間(通算退職年金又は退職一時金を受ける権利を取得するに至らなかつた組合

員期間を含む。については、この限りでない。

4 前二項の場合において、同じ月が前後の組合員期間に属するときは、その月は、後の組合員期間には算入しない。

(責任準備金の移換)

第四十一条 組合員（組合員であつた者で退職年金又は庶務年金を受ける権利を有するものを含む。）が他の組合の組合員の資格を取得した場合に、もとの組合は、その者に係る責任準備金に相当する金額を当該他の組合に移換しなければならぬ。

2 前項の規定により移換すべき責任準備金の計算については、政令で定める。

第四章 給付

第一節 通則

(組合の給付)

第四十二条 組合は、この法律で定めるところにより、組合員の病氣、負傷、出産、死亡、休業若しくは災害又は被扶養者の病氣、負傷、出産、死亡若しくは災害に關し、第五十三条に規定する短期給付を行なうほか、第五十四条に規定する短期給付を行なうことができるものとし、また、組合員の退職、廃疾又は死亡に關し、長期給付を行なうものとする。

(給付の決定及び支払)

第四十三条 給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、組合が決定する。

2 組合は、給付の原因である事故が公務により生じたものであるかどうかを認定するに当たつては、

公務上の災害に対する補償の実施機関の意見をきかなければならぬ。

(給付額の算定の基準となる給料)

第四十四条 短期給付（第五十三条及び第五十四条に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日。以下この条において同じ。）の属する月の掛金の標準となつた給料（第五十四条第二項及び第三項の規定により掛金の標準となつた給料をいう。以下この条において同じ。）とし、その二十五分の一に相当する金額をもつて給料目額とする。

2 長期給付の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日の属する月以前の組合員であつた期間三年間における掛金の標準となつた給料の総額を三十六（当該三年間における組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その組合員期間の月数）で除して得た額とし、その十二倍に相当する金額をもつて給料年額とし、その三十分の一に相当する金額をもつて給料目額とする。

(遺族の順位)

第四十五条 給付を受けるべき遺族の順位は、第二条第一項第三号に規定する順序とする。

2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養

父母、実父母の実父母の順とする。

3 先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることができる者がその他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることができる者については、前二項の規定は、その生じた日から適用する。

(同順位者が二人以上ある場合の給付)

第四十六条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第四十七条 この法律に基づく給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、前二条の規定に準じて、これをその者の遺族（弔慰金、遺族年金又は遺族一時金については、これらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

(給付金からの控除)

第四十八条 組合員が第五十五条第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき場合において、その者に支給すべき給付金（家族埋葬料に係る給付金を除く。）があり、かつ、その者が同項の規定により払い込まなかつた金額があるときは、当該給付金からこれを控除することができる。

2 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者又はその遺族若しくは相続人に支給すべき給付金（埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。）があり、かつ、その者が組合に対して支払うべき金額があるときは、当該給付金からこれを控除する。

(不正受給者等からの費用の徴収)

第四十九条 偽りその他不正の行為により組合から給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その給付に要した費用に相当する金額（その給付が療養の給付であるときは、第五十七条第二項の規定により支払つた一部負担金に相当する額を控除した金額）の全部又は一部を徴収することができる。

(損害賠償の請求権)

第五十条 組合は、給付事由（第七十二条又は第七十三条の規定による給付に係るものを除く。）が第三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対して行なつた給付の価額の限度で、給付を受けた者が損害賠償を請求する権利を有する者（当該給付事由が当該組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(損害賠償の請求権)

第五十一条 この法律に基づき給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金である給付を受ける権利を国民金融公庫に担保に供する場合及び退職給付又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

ける権利を有する者（当該給付事由が当該組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、給付をしないことができる。

(給付を受ける権利の保護)

第五十二条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、退職給付及び休業手当金については、この限りでない。

(公課の禁止)

第五十三条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

(短期給付の種類)

- 一 療養の給付及び療養費
- 二 家族療養費
- 三 出産費
- 四 配偶者出産費

第二款 保健給付

(療養の給付)

第五十六条 組合は、組合員の公務によらない病気又は負傷について次に掲げる療養の給付を行なう。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

2 前項第五号又は第六号に掲げる療養の給付は、組合が必要と認める場合に限り、行なうものとする。

(療養の機関及び費用の負担)

第五十七条 組合員は、前条第一項第一号から第四号までに掲げる療養の給付を受けようとするときは、次に掲げる医療機関又は薬局から受けるものとする。

- 一 組合の経営する医療機関又は薬局
- 二 組合員(他の法律に基づく共済組合で療養の給付に相当する給付を行なうものの組合員を含む。)のための療養を行なうことを目的とする医療機関又は薬局で組合員の療養について組合が契約しているもの
- 三 保険医療機関又は保険薬局(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。)

2 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、健康保険法第四十三

条ノ八の規定の例により算定した一部負担金(以下「一部負担金」という。)に相当する金額を当該医療機関に支払うものとする。ただし、同項第二号に掲げる医療機関から療養の給付を受ける場合には、組合は、運営規則で定めるところにより、一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。

3 組合員が第一項の規定により療養の給付を受けた場合には、組合は、同項第一号の医療機関又は薬局については、その費用を負担し、同項第二号又は第三号の医療機関又は薬局については、療養に要する費用から組合員が支払つた一部負担金に相当する金額を控除した金額を当該医療機関又は薬局に支払うものとする。

4 前項に規定する療養に要する費用の額は、健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定に基づき厚生大臣が定めたとおりに算定した金額(当該金額の範囲内において組合が第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局との契約により別段の定めをした場合には、その定めたとおりにより算定した金額)とする。

(療養費)
第五十八条 組合は、前条の規定により療養の給付をすることが困難であると認めるとき、又は組合員が緊急その他やむを得ない事情により前条第一項各号に掲げる医療機関及び薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から診療、手当若しくは薬剤の支給を受

けた場合において、組合が必要と認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

2 組合は、組合員が前条第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局から第五十六条第一項第一号から第四号までに掲げる療養を受け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用をこれらの医療機関又は薬局に支払つた場合において、組合が必要と認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

3 前二項の規定により支給する療養費の額は、療養に要する費用から一部負担金に相当する金額を控除した金額(第一項の規定による場合には、当該金額の範囲内で組合が定める金額)とする。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額をこえることができない。

4 前条第四項の規定は、前項に規定する療養に要する費用の算定について準用する。

(家族療養費)
第五十九条 被扶養者が第五十七条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けたときは、その療養に要した費用につき、組合員に家族療養費を支給する。

2 家族療養費の額は、療養に要する費用の百分の五十に相当する金額とする。ただし、現に当該療養に要した費用の百分の五十に相当する金額をこえることができない。

3 被扶養者が第五十七条第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けた場合において、組合がその被扶養者の支払うべき療養に要した費用のうち家族療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対し家族療養費を支給したものとみなす。

4 被扶養者が第五十七条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けた場合には、組合は、療養に要した費用のうち家族療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、これらの医療機関又は薬局に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し家族療養費を支給したものとみなす。

6 第五十六条、第五十七条第一項及び第四項並びに前条の規定は、家族療養費の支給について準用する。この場合において、同条第三項中「療養に要する費用から一部負担金に相当する金額を控除した金額」とあるのは「療養に要する費用の百分の五十に相当する金額」と、「現に療養に要した費用の額」とあるのは「現に療養に要した費用の百分の五十に相当する金額」と読み替へるものとする。

(保険医療機関の療養担当等)
第六十条 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師(健康保険法第四十三条ノ二に規定する保険医又は

- 五 育児手当金
- 六 埋葬料
- 七 家族埋葬料
- 八 傷病手当金
- 九 出産手当金
- 十 休産手当金
- 十一 弔慰金
- 十二 家族弔慰金
- 十三 災害見舞金

(附加給付)

第五十四条 組合は、政令で定めるところにより、前条各号に掲げる給付にあわせて、これに準する短期給付を行なうことができる。

(被扶養者に係る届出及び給付)
第五十五条 新たに組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について次の各号の一に該当する事実が生じた場合には、その組合員は、主務省令で定める手続により、その旨を組合に届け出なければならない。

- 一 新たに被扶養者の要件を備える者が生じたこと。
- 二 被扶養者がその要件を欠くに至つたこと。
- 三 被扶養者に係る給付は、新たに組合員となつた者に被扶養者となるべき者がある場合にはその者が組合員となつた日から、組合員に前項第一号に該当する事実が生じた場合にはその事実が生じた日から、それぞれ行なうものとする。

ただし、同項(第二号を除く。)の規定による届出がその組合員となつた日又はその事実の生じた日から三十日以内にされない場合には、その届出を受けた日から行なうものとする。

保険業利師をいう。は、健康保険法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当たらなければならない。

(療養の給付期間)

第六十一条 療養の給付、療養費及び家族療養費は、同一人に係る同一の病状又は負傷及びこれらにより生じた病状（以下「傷病」という。）に關しては、これらの給付（他の法律に基づく共済組合の給付でこれらの給付に相当するものを含む。）の支給開始後三年を経過したとき以後は、支給しない。

2 組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者（以下「一年以上組合員であつた者」という。）が退職した際に療養の給付、療養費又は家族療養費を受けている場合には、その者が退職しなかつたとしたならば前項の規定により受けることができる期間、継続してこれらの給付を支給する。ただし、その期間内に他の組合の組合員（他の法律に基づく共済組合でこれらの給付に相当する給付を行なうものの組合員その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。次項及び第六十三條第二項ただし書において同じ。）の資格を取得したとき（家族療養費については、その被扶養者がその期間内に当該組合の組合員又はその被扶養者となつたときを含む。）は、その日以後は、この限りでない。

3 一年以上組合員であつた者が死亡した際に家族療養費を受けている場合には、その者が死亡しなかつたとしたならば第一項の規定により受けることができる期間、継続してこれを当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。ただし、その期間内に当該組合若しくは他の組合の組合員又はこれらの被扶養者となつたときは、その日以後は、この限りでない。

第六十二条 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給は、行なわれない。

(出産費及び配偶者出産費)
第六十三条 組合員が出産したときは、出産費として、給料の一月分に相当する金額を支給する。ただし、その金額が六千円に満たない場合には、六千円とする。

2 前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に出産した場合について準用する。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合は、出産費を支給しない。

3 被扶養者である配偶者（前項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が出産したときは、配偶者出産費として、給料の半月分に相当する金額を支給する。ただし、その金額が三千円に満たない場合には、三千円とする。

の金額が三千円に満たない場合には、三千円とする。

(育児手当金)

第六十四条 組合員又はその被扶養者である配偶者（次項の規定の適用を受ける者を除く。）が出産したとき（引き続きその生れた子を育てないときを除く。次項において同じ。）は、育児手当金として、二千四百円を支給する。

2 前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職した場合において、その者がその退職後六月以内に再出産したときについて準用する。この場合においては、前条第二項ただし書の規定を準用する。

(埋葬料及び家族埋葬料)
第六十五条 組合員が公務によらないうで死亡したときは、その死亡の当時被扶養者であつた者で埋葬を行なうものに対し、埋葬料として、給料の一月分に相当する金額を支給する。ただし、その金額が六千円に満たない場合には、六千円とする。

2 前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がいない場合には、埋葬を行なつた者に対し、同項に規定する金額の範囲内で、埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

3 被扶養者（次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。）が死亡したときは、家族埋葬料として、第一項の規定による埋葬料の金額の百分の五十に相当する金額を支給する。

第六十六条 第六十一条第二項の規定により療養に關する給付を受け

ている者（当該給付が家族療養費である場合には、療養を受けている被扶養者であつた者。以下この項において「継続療養受給者」という。）が死亡したとき、継続療養受給者であつた者がその給付を受けなくなつた日（後三月以内に死亡したとき、又は組合員であつた者が退職後三月以内に死亡したときは、前条の規定に準じて埋葬料又は家族埋葬料を支給する。）

2 第六十一条第二項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

(日雇労働者健康保険法による給付との調整)
第六十七条 家族療養費、配偶者出産費又は家族埋葬料は、同一の病状、負傷、出産又は死亡に關し、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の規定により療養の給付又は分べん費若しくは埋葬料の支給があつた場合には、その限度において、支給しない。

第三款 休業給付
(傷病手当金)
第六十八条 組合員が公務によらないうで病状にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき給料日額の百分の八十に相当する金額を支給する。

2 組合員で被扶養者のないものが病院又は診療所に収容されている

場合に支給すべき傷病手当金の額は、前項の規定にかかわらず、給料日額の百分の六十に相当する金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、同一の傷病については、第一項に規定する勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日（同日において第七十一条の規定により傷病手当金の全部を支給しないときは、その支給を始めた日）から通算して六月間（結核性の病状については、三年間）とする。

第六十一条第二項の規定は、傷病手当金の支給について準用する。

5 第三項の場合又は前項において準用する第六十一条第二項の場合において、傷病手当金の支給期間中に療養の給付又は療養費の支給期間が経過したときは、傷病手当金の支給期間は、これらの規定にかかわらず、当該傷病手当金の支給を始めた日から当該療養の給付又は療養費の支給期間が経過した日の前日までの期間とする。

6 傷病手当金は、次条の規定により出産手当金を支給する場合に、その期間は、支給しない。

(出産手当金)
第六十九条 組合員が出産した場合に、出産手当金として、出産の日前四十二日以内及び出産の日以後四十二日以内において勤務に服することができなかつた期間一日につき給料日額の百分の八十に相当する金額を支給する。

2 前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に出生した場合について準用する。

3 第六十三条第二項ただし書の規定は前項の場合について、前条第二項の規定は出産手当金の支給について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第二項ただし書中「出産費」とあるのは、「その資格を取得した日以後の期間に係る出産手当金」と読み替へるものとする。

4 一年以上組合員であつた者が退職した際に出産手当金を受けているときは、その給付は、第一項に規定する期間内は、引き続き支給する。この場合においては、第六十一条第二項ただし書の規定を準用する。

(休業手当金)
第七十条 組合員が次の各号の一に掲げる事由により欠勤した場合に、休業手当金として、その期間(第二号から第四号までの各号については、当該各号に掲げる期間内においてその欠勤した期間)一日につき給料日額の百分の六十に相当する金額を支給する。ただし、傷病手当金又は出産手当金を支給する場合には、その期間内は、この限りでない。

一 被扶養者の病氣又は負傷
二 組合員の配偶者の出産 十四日

三 組合員の公務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害 五日

四 組合員の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族若しくは一

親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭 七日

五 前各号に掲げるもののほか、運営規則で定める事由 運営規則で定める期間

(給料との調整)
第七十一条 傷病手当金、出産手当金又は休業手当金は、その支給期間に係る給料の全部又は一部を受ける場合には、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

第四款 災害給付
(弔慰金及び家族弔慰金)
第七十二条 組合員又はその被扶養者が水災火災その他の非常災害により死亡したときは、組合員については給料の一月分に相当する金額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については給料の半月分に相当する金額の家族弔慰金を組合員に支給する。

(災害見舞金)
第七十三条 組合員が前条に規定する非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、災害見舞金として、別表第一に掲げる損害の程度に応じ、同表に定める月数を給料に乗じて得た金額を支給する。

第三節 長期給付
第一款 通則
(長期給付の種類)
第七十四条 この法律による長期給付は、次のとおりとする。

一 退職年金

二 減額退職年金
三 通算退職年金
四 退職一時金
五 返還一時金
六 療養一時金
七 療養一時金
八 遺族年金
九 遺族一時金
十 死亡一時金

(年金の支給期間及び支給期月)
第七十五条 年金である給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなった日の属する月までの分を支給する。

2 年金である給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合には、支給を停止しない。

3 年金である給付の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。

4 年金である給付は、毎年三月、六月、九月及び十二月において、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。

(退職給付と療養給付との調整)
第七十六条 療養年金と退職年金又は減額退職年金とを支給すべき事由に該当するときは、当該給付を受ける者に有利ないずれか一の給付を行なうものとする。

2 療養年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金及び退職一時金は、支給しない。

3 退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有する者には、療養一時金は、支給しない。

(年金受給者の書類の提出等)
第七十七条 組合は、年金である給付の支給に必要範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の移動及び療養の状況に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 組合は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに相当するまでの間、年金である給付の支払を差し止めることができる。

第二款 退職給付
(退職年金)
第七十八条 組合員期間が二十年以上である者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

2 前項の退職年金の額は、給料年額の百分の四十に相当する金額(組合員期間が二十年をこえるときは、その金額にそのこえる年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下この節及び附則第二十条第二項において同じ。)一年につき給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額)とする。ただし、その額が三万五千五百二十円より少ないときは、三万五千五百二十円と

ときは、三万五千五百二十円とし、その額が給料年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

3 退職一時金又は療養一時金の支給を受けた者(第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。第八十条第二項、第八十四条第一項、第八十五条第一項、第八十七条第三項、第九十条第六項、第九十三条第三項及び第九十九条第一項において同じ。)でその後再び組合員となつたものに退職年金を支給する場合には、第一項の退職年金の額は、前項の規定により算定した金額からそれぞれ第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該退職一時金の基礎となつた期間の年数一年につき、給料年額の百分の一・四に相当する金額
二 当該療養一時金の給付事由が生じた月の翌月から再び組合員となつた月までの月数を四で除して得た月数(一月未満の端数があるときはこれを一月とし、十二月をこえるときは十二月とする。)を十二から控除した月数を当該療養一時金の額の算定の基礎となつた給料の額に乗じて得た額の十五分の一に相当する金額

(退職年金の停止)
第七十九条 退職年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、組合員である間、退職年金の支給を停止する。

退職年金の額は、給料年額の百分の四十に相当する金額(組合員期間が二十年をこえるときは、その金額にそのこえる年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下この節及び附則第二十条第二項において同じ。)一年につき給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額)とする。ただし、その額が三万五千五百二十円より少ないときは、三万五千五百二十円と

ときは、三万五千五百二十円とし、その額が給料年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

2 退職年金は、前項の規定による場合のほか、これを受ける権利を有する者が五十五歳未満であるときは、五十五歳未満である間、その支給を停止する。

3 退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳未満であつても、その者が別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときはその状態にある間、前項の規定による停止は、行なわれない。

(退職年金の額の改定)
第八十条 前条第一項の規定により退職年金の支給を停止されている者が退職したときは、前後の組合員期間を合算して退職年金の額を改定する。この場合において、その改定額が改定前の退職年金の額(当該退職年金の額について第七十八条第二項ただし書の規定の適用があつた場合にあつては、当該規定を適用しないとした場合の額とする。)に前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額より少ないときは、その加えた額をもつて、改定額とする。

2 前項後段の規定による改定額が、改定前の退職年金の額の算定の基礎となつた給料年額の百分の七十に相当する金額(退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者にあつては、その額から改定前の退職年金の額の算定において控除することとされた第七十八条第三項第一号又は第二号の額に相当する額を控除した金額とする。)をこえるときは、第七十八条第二項ただし書(給料年額の百分の七十に相当する金額とする部分に限る。)の規定にかかわらず、当該金額をもつて、改定額とする。

2 前項後段の規定による改定額が、改定前の退職年金の額の算定の基礎となつた給料年額の百分の七十に相当する金額(退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者にあつては、その額から改定前の退職年金の額の算定において控除することとされた第七十八条第三項第一号又は第二号の額に相当する額を控除した金額とする。)をこえるときは、第七十八条第二項ただし書(給料年額の百分の七十に相当する金額とする部分に限る。)の規定にかかわらず、当該金額をもつて、改定額とする。

5 再び退職した日において五十五歳未満である者に対する前項の規定の適用については、同項及び同項において準用する前条第一項後段の規定中「百分の一・五」とあるのは、「百分の一・五に五十五歳と再び退職した月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の四を乗じて得た割合を百分の一・五から減じた割合」とする。

(通算退職年金)
第八十二条 通算退職年金に關しては、この法律によるほか、通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)の定めるところによる。

2 組合員期間一年以上二十年未満の者が退職し、次の各号の一に該当するときは、その者が死亡するまで、通算退職年金を支給する。

一 通算対象期間を合算した期間が、二十五年以上であるとき。
二 国民年金以外の公約年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が二十年以上であるとき。

三 他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であるとき。

四 他の制度に基づき老齢・退職年金給付を受けることができるとき。

4 前項の場合において、その者に係る次条第二項第二号に掲げる金額(以下この項において「控除額」という。)が、同項第一号に掲げる金額をこえるときは、通算退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、同条第二項第一号に掲げる金額を控除額で除して得た割合を前項の例により算定した額に乘じて得た額とする。

5 前二項の場合において、第二項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、通算退職年金の額は、その退職に係る組合員期間に、これらの退職についてそれぞれ前二項の規定により算定した額の合算額とする。

6 第七十九条第一項及び第二項の規定は、通算退職年金について準用する。この場合において、同項中「五十五歳」とあるのは、「六十歳」と読み替へるものとする。

(退職一時金)
第八十三条 組合員期間一年以上二十年未満の者が退職したときは、退職一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

2 退職一時金の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 給料日額に、組合員期間に応じ別表第二に定める日数を乘じて得た金額
二 前条第三項に定める通算退職年金の額に、退職の日における

一 二万四千円
二 給料の千分の六に相当する額に二百四十を乘じて得た額

4 前項の場合において、その者に係る次条第二項第二号に掲げる金額(以下この項において「控除額」という。)が、同項第一号に掲げる金額をこえるときは、通算退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、同条第二項第一号に掲げる金額を控除額で除して得た割合を前項の例により算定した額に乘じて得た額とする。

5 前二項の場合において、第二項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、通算退職年金の額は、その退職に係る組合員期間に、これらの退職についてそれぞれ前二項の規定により算定した額の合算額とする。

6 第七十九条第一項及び第二項の規定は、通算退職年金について準用する。この場合において、同項中「五十五歳」とあるのは、「六十歳」と読み替へるものとする。

(退職一時金)
第八十三条 組合員期間一年以上二十年未満の者が退職したときは、退職一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

2 退職一時金の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

3 年齢に応じ別表第三に定める率を乘じて得た金額
六十歳に達した後に第一項の規定に該当する退職をした者が、前条第二項各号の一に該当しない場合において、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上前項第二号に掲げる金額の控除を受けたいことを希望する旨を組合に申し出たときは、前二項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる金額を退職一時金として支給する。

4 前項の規定による退職一時金の支給を受けた者の当該退職一時金の基礎となつた組合員期間は、前条第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。

(返還一時金)
第八十四条 前条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、再び組合員となつて退職した場合において、退職年金又は廃疾年金を受けたい権利を有する者となつたときは、返還一時金を支給する。

2 返還一時金の額は、その退職した者に係る前条第二項第二号に掲げる金額(その額が同項第一号に掲げる金額をこえるときは、同号に掲げる金額、以下次条第一項及び第九十九条第二項において同じ。)に、その者が前に退職した日の属する月の翌月から後に退職した日(退職の後に廃疾年金を受けたい権利を有することとなつた者については、そのなつた日)の属する月の前月までの期間に應ずる利子に相当する金額を加えた額とする。

3 前項に規定する利子は、複利計

算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 第八十二条第五項の規定は、前条第二項の退職一時金の支給に係る退職が二回以上ある者の返還一時金の額について準用する。

5 前条第四項の規定は、廃疾年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金の支給を受けたる者について準用する。

第八十五條 第八十三條第二項の退職一時金の支給を受ける者が、退職した後に六十歳に達した場合又は六十歳に達した後に退職した場合（退職年金、通算退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者となつた場合を除く。）において、六十歳に達した日（六十歳に達した後に退職した者については、当該退職の日）から六十日以内に、同項第二号に掲げる金額に相当する金額の支給を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に返還一時金を支給する。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の返還一時金について準用する。この場合において、同条第二項中「後に退職した日（退職の後に廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、そのなつた日）」とあるのは「六十歳に達した日又は後に退職した日」と、同条第五項中「廃疾年金を受ける権利を有する者」とすることにより返還一時金とあるのは「返還一時金」と読み替へるものとする。

第三款 痲疾給付

（廃疾年金）
第八十六条 次の各号に掲げる者が当該各号の場合に当該ときは、その者が死亡するまで、廃疾年金を支給する。

一 公務により病氣にかかり、又は負傷した組合員 その公務による傷病(以下「公務傷病」といふ。)の結果として、退職の時に別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又は退職の時から五年以内に同欄に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合において、その期間内にその者の請求があつたとき。

二 組員となつて一年以上経過した後に公務によらないで病氣にかかり、又は負傷した者その傷病の結果として、退職の時に別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又は退職の時から五年以内に同欄に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合において、その期間内にその者の請求があつたとき。

2 前項各号中「退職の時」とあるのは、同項第一号の規定による廃疾年金(以下「公務による廃疾年金」といふ。)については、公務傷病について労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十五条の規定による療養補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第十二条第一項第一号に規定する療養補償費若しくは同条第三項に規定する療養の給付を退職の際に受けている者にあつては、「公

務傷病がなかつた時又は労働基準法第八十一条の規定による切迫補償若しくはこれに相当する補償を受けた時」とし、前項第二号の規定による廃疾年金(以下「公務による廃疾年金」という。)については、第六十一条第二項の規定により療養の給付又は療養費を受けている者にあつては、「療養の給付又は療養費を受けることができる期間内になつた時又はなおならないがその期間を経過した時」とする。

3 廃疾の狀態になつた時又は請求の時が第二項第一号に規定する期間を經過した後であつても、組合が地方公務員共済組合審査会の議に付することを適當と認め、かつ、地方公務員共済組合審査会においてその廃疾が公務傷病によることが顯著であると議決したときは、そのときから廃疾年金を支給する。

第八十七條 公務による廢疾年金の額は、廢疾の程度に応じ給料年額に別表第四の中欄(イ)に掲げる率を乗じて得た金額(組合員期間が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額)とする。ただし、その額が同表の下欄に掲げる金額より少ないときは、当該金額とし、その額が給料年額に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

じて得た金額（組合員期間が十年をこえるときは、その二十年に達するまでの期間についてはそのこえる年数一年につき給料年額の百分の一に相当する金額を、二十年をこえる期間についてはそのこえる年数一年につき給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額）とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者でその後に廃疾年金を支給すべき事由が生じたものに、前二項の規定により算定した廃疾年金の額から、それぞれ第七十八条第三項第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額を廃疾年金の額とする。

(廃疾の程度が変つた場合の年金

額の改定等)

第八十八條 廢疾年金を受ける權利を有する者の廢疾の程度が減退したとき、又は退職の時から五年以内に増進した場合において、その期間内にその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後において該当する別表第四の upper 欄に掲げる廢疾の程度に應じて、その廢疾年金の額を改定する。

2 第八十六條第二項の規定は前項に規定する退職の時に、同条第三項の規定は前項の規定による廃疾年金の額の改定について、それぞれ準用する。

3 廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつた

4 組合員期間二十年未満で廃疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定により廃疾年金の支給を受けなくなり、又は死亡した場合（遺族年金を支給する場合を除く。）において、既に支給を受けた廃疾年金の総額が、その者の退職の際第八十三条第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額（公務料十二月分を加算した金額）より少ないときは、その者又はその遺族にその差額に相当する金額を支給する。

5 前項の規定により支給された差額に相当する金額は、長期給付に關する規定（第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十九条の規定を除く。）の適用については、公務によらない廃疾年金に係る場合にあつては、給料十二月分に達するまでの金額については廃疾一時金と、その残額については退職一時金と、公務による廃疾年金に係る場合にあつては、退職一時金と、それぞれみなす。

6 前項の規定により退職一時金又は廃疾一時金とみなされる金額の支給を受けた者に対する第七十八條第三項、前条第三項及び第九十三條第三項の規定の適用については、第七十八條第三項第一号中「当該退職一時金の基礎となつた期間」とあるのは「第八十八條第五項の規定により退職一時金とみなされる金額を給料日額で除して得

た数に相当する日数（その日数が別表第二の下欄に掲げる日数と一致しないときは、同欄の直近の少ない日数）に応じ同表の上欄に掲げる期間とし、同項第二号中「十二月から控除」とあるのは「第八十八条第五項の規定により廃疾一時金とみなされる金額を当該金額に係る給料の額で除して得た数に相当する月数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた月数）から控除」とする。

（二）以上の廃疾がある場合の取扱

第八十九条 組合員又は組合員であつた者について同時に二以上の廃疾があるときは、第八十六条第一項各号の病状又は負傷によらないものを除き、公務による廃疾年金と公務によらない廃疾年金との別に応じ、これらの廃疾を併合した廃疾の程度を前三条に規定する廃疾の程度として、これらの規定を適用する。

2 組合員又は組合員であつた者について、公務傷病による廃疾と公務傷病によらない廃疾とがあるときは、公務によらない廃疾年金については、次に定めるところによる。

一 当該年金の基礎となるべき廃疾の程度は、公務傷病による廃疾を公務によらないものとみなし、これらを併合した廃疾の程度による。

二 当該年金の第八十七条第二項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、公務傷病による廃疾を公務傷病によらないものと

とみなし、これらを併合して算定した廃疾年金の額（当該公務傷病による廃疾の程度が別表第四の上欄に掲げる廃疾の程度に該当する場合には、当該廃疾が公務傷病によらないものであるとしたならば当該廃疾について支給されるべき廃疾年金の額を控除した金額）とする。

3 前項の場合において、第八十七条第三項の控除は、公務によらない廃疾年金の額から行ない、なお残額がある場合に、公務による廃疾年金の額から行なうものとする。

（再就職した場合の廃疾年金の停止等）

第九十条 廃疾年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、組合員である間、廃疾年金の支給を停止する。

2 前項の規定により廃疾年金の支給を停止された組合員が、再び退職した場合において、その退職の時に別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、前後の組合員であつた期間を合算し、その廃疾の程度に応じて廃疾年金の額を改定する。

3 第八十六条第二項の規定は、前項に規定する退職の時に準用する。

4 前二項の規定により廃疾年金の額を改定した場合において、当該廃疾年金が公務による廃疾年金であるときは、その改定額が、改定前の廃疾年金の額（改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度が改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度

より低い場合には、改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度が改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した金額とし、改定前の廃疾年金の額について第八十七条第一項ただし書の規定の適用があつた場合にあつては、当該規定を適用しないとした場合の額とする。以下この条において同じ。）に前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額より少ないときは、その加えた額をもつて、改定額とする。

5 第二項及び第三項の規定により廃疾年金の額を改定した場合において、当該廃疾年金が公務によらない廃疾年金であるときは、その改定額が、次の名号に掲げる場合に、当該各号に掲げる額より少ないときは、当該各号に掲げる額をもつて、改定額とする。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年に達しない場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額より少ないとき、改定前の廃疾年金の額

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年以上二十年未満の場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額に当該組合員期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）

を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一に相当する額を加えた額より少ないとき、その加えた額

三 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、前の組合員期間の年数が二十年未満である場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額に、当該組合員期間の年数のうち、二十年に達するまでの年数については前号の規定により加えるべき額を、二十年をこえる年数についてはその一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を、それぞれ加えた額より少ないとき、その加えた額

四 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、前の組合員期間の年数が二十年以上である場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額に、当該組合員期間の年数から前の組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額より少ないとき、その加えた額

6 前二項の改定額が、改定前の廃疾年金の額の算定の基礎となつた給料年額に相当する金額（退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者にあつては、改定前の廃疾年金の額からその額の算定において控除することとされた第七十八条第三項第一号又は第二号の額に相当する額を控除した金額とする。）をこえるときは、第八十七条第一

項ただし書（給料年額に相当する金額とする部分に限る。）の規定にかかわらず、当該年金をもつて改定額とする。

（公務による廃疾年金と障害補償との調整）

第九十一条 公務による廃疾年金は、労働基準法第七十七条の規定による障害補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償を支給する事由が生じた月の翌月から六年間、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつた給料年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

一 別表第四の上欄の一級に該当する者 百分の三十

二 別表第四の上欄の二級に該当する者 百分の二十

三 別表第四の上欄の三級に該当する者 百分の十

（廃疾一時金）

第九十二条 一年以上組合員であつた者で公務によらないで病状にかかり、又は負傷したものが退職した場合において、その退職の時（第六十一条第二項の規定により療養の給付又は療養費を受けている場合には、これを受けることができる期間内におつた時）に、その傷病の結果として、別表第五に掲げる廃疾の状態にあるときは、廃疾一時金として、給料の十二分を支給する。

2 一年以上組合員であつた者で組合員となつて一年を経過する前に

公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者に対する前項の規定の適用については、「別表第五に掲げる廃疾の状態にあるとき」とあるのは、「別表第四又は別表第五に掲げる廃疾の状態にあるとき（当該療養の給付又は療養費を受けている場合には、これを受けることができる期間内になおらないでその期間を経過した時に、その傷病の結果として、別表第四に掲げる廃疾の状態にあるときを含む。）とする。

3 同時に二以上の廃疾があるときは、前二項の傷病によらないものを除き、これらの廃疾を併合した廃疾の状態を前二項に規定する廃疾の状態として、これらの規定を適用する。

第四款 遺族給付

第九十三条 次の各号の一に該当するときは、当該各号に規定する者の遺族に、当該各号に掲げる額の遺族年金を支給する。

一 組合員が公務傷病により、組合員である間に、又は退職後に死亡した場合 給料年額の百分の四十に相当する金額（組合員期間が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額）
二 組合員期間が二十年以上である者が公務傷病によらないで死亡した場合 その者が受ける権利を有していた退職年金（退職年金を受ける権利を有していなかつた者については、減額退職

年金若しくは廃疾年金を支給しなかつたものとした場合において支給すべきであつた退職年金又はその死亡を退職とみなした場合において支給すべきこととなる退職年金）の額の百分の五十に相当する金額
三 組合員期間が十年以上二十年未満である者が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が十年以上二十年未満である者が廃疾年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合 給料年額の百分の十に相当する金額（組合員期間が十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき給料年額の百分の一に相当する金額を加えた金額）

四 組合員期間十年未満の者が公務による廃疾年金を受ける権利を有するものが公務によらないで死亡した場合 給料年額の百分の十に相当する金額
2 前項の規定による遺族年金の額が二万一千三百六十円に満たないときは、これを二万一千三百六十円とし、同項第一号の規定による遺族年金の額が給料年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

3 次の各号に掲げる者が退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の額は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる金額とする。

一 第一項第一号に規定する者 前二項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第七十八条第三項各号に掲げる金額を控除した金額
二 第一項第二号に規定する者 同号に掲げる金額（その額が二万一千三百六十円からその者に係る第七十八条第三項各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額に満たないときは、当該金額）

三 第一項第三号又は第四号に規定する者 前二項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第七十八条第三項各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額
（遺族年金の停止）
第九十四条 夫、父母又は祖父母に

対する遺族年金は、その者が五十五歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、その者が別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

第九十五条 遺族年金を受ける権利を有する者が一年以上所在不明である場合には、同順位者があるときは次順位者の申請により、その所在不明である間、当該権利を有する者の受けるべき遺族年金の支給を停止することができる。
2 前項の規定により年金の支給を停止した場合には、その停止している期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。
（遺族年金の失権）
第九十六条 遺族年金を受ける権利を有する者は、次の各号の一に該当するに至つたときは、その権利を失う。

一 死亡したとき。
二 婚姻したとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）
三 三親等内の親族以外の者の養子となつたとき。
四 死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。

五 子又は孫で別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者以外の者が十八歳に達したとき。
六 別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。
（公務による遺族年金と遺族補償との調整）
第九十七条 第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金は、労働基準法第七十九条の規定による遺族補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号に規定する遺族補償を支給する事由が生じた時から六年間、その額のうち、その算定の基礎となつた給料年額の百分の二十に相当する金額の支給を停止する。

（遺族一時金）
第九十八条 組合員期間が一年以上十年未満である組合員が公務傷病によらないで死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。
2 遺族一時金の額は、給料日額に、組合員期間に応じて別表第二に定める日数を乗じて得た金額とする。
（死亡一時金）
第九十九条 第八十三条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、通算退職年金又は返還一時金の支給を受けることなく死亡したときは、その者の遺族に死亡一時金を支給する。

2 死亡一時金の額は、その死亡した者に係る第八十三条第二項第二号に掲げる金額に、その者が退職した日の属する月の翌月からその死亡した日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた額とする。
3 第八十四条第三項及び第四項の規定は、死亡一時金の額について準用する。

第五款 地方公共団体の長に対する長期給付の特例
（地方公共団体の長）
第一百条 都道府県知事又は市町村長である組合員（以下「地方公共団体の長」という。）に対する長期給付に関する規定を適用する場合の特例については、次条から第一百七条までに定めるところによる。

（遺族一時金）
第九十八条 組合員期間が一年以上十年未満である組合員が公務傷病によらないで死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。
2 遺族一時金の額は、給料日額に、組合員期間に応じて別表第二に定める日数を乗じて得た金額とする。
（死亡一時金）
第九十九条 第八十三条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、通算退職年金又は返還一時金の支給を受けることなく死亡したときは、その者の遺族に死亡一時金を支給する。
2 死亡一時金の額は、その死亡した者に係る第八十三条第二項第二号に掲げる金額に、その者が退職した日の属する月の翌月からその死亡した日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた額とする。
3 第八十四条第三項及び第四項の規定は、死亡一時金の額について準用する。

第一百一条 地方公共団体の長が、次の各号の一に該当する場合には、前後の地方公共団体の長であつた期間に、引き継いだものとみなすし、当該退職に係る長期給付は、支給しない。

一 任期満了による選挙の期日の告示がなされた後、その任期の満了すべき日前に退職した場合において、当該任期満了による選挙において当選人となり、再び地方公共団体の長となつたとき。

二 退職の申立を行なつたことにより告示された選挙において当選人となり、再び地方公共団体の長となつたとき。

第二百二条 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

2 前項の退職年金の額は、地方公共団体の長の給料年額（地方公共団体の長が引き続き地方公共団体の長以外の組合員となつた場合には、そのなつた日の前日に退職したものとみなして、第四十四条第二項の規定により算定した給料年額。以下同じ。）の百分の三十五に相当する金額（地方公共団体の長であつた期間が十二年をこえるときは、そのこえる年数一年につき地方公共団体の長の給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額）とする。

3 第七十八条第二項ただし書及び第三項の規定は、第一項の退職年

金について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「給料年額」とあるのは、「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、同条第三項第一号中「給料年額」とあるのは、第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、同項第二号中「給料」とあるのは「給料（地方公共団体の長が引き当てる地方公共団体の長以外の組合員となつた場合には、そのなつた日の前日に退職したものとみなして、第四十四条第二項の規定により算定した給料）」と読み替へるものとする。

4 第一項の退職年金については、第八十条第一項中「組合員期間」とあるのは、「地方公共団体の長であつた期間」として、同条の規定を適用する。

第百三条 第七十八条の規定と前条の規定とに同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職

年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、第七十八条の規定による退職年金のみを支給する。

〔減額退職年金の特例〕

第百四条 第百二条の規定による退職年金に基づく減額退職年金の額については、第八十一条第四項中「給料年額」とあるのは、「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」として、同条第四項及び第五項の規定を適用する。

2 第二百二条の規定による退職年金に基づく減額退職年金を受ける権利を有する者が地方公共団体の長以外の組合員となり、再び退職した場合において、その者が当該減額退職年金を受ける権利を有しないとしたならば、第七十八条の規定による退職年金を受ける権利を有することとなり、かつ、当該減額退職年金の額が、その支給を開始した月を第八十一条第二項に規定する支給を開始する月として同条の規定を適用して算定した当該退職年金に基づく減額退職年金の額より少ないときは、その額をその者の減額退職年金の額とする。

3 前項の規定は、減額退職年金（第百二条の規定による退職年金に基づくものを除く。）を受ける権利を有する者が地方公共団体の長となり、再び退職した場合について準用する。

〔退職一時金の特例〕

第二百五条 第二百一条第一項の規定による退職年金又はこれに基づく減額退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金及び退職一時金は、支給しない。
 （廃疾年金の特例）

第一百六条 地方公共

た者に対する廃疾年金の額については、第八十七条第一項及第二項中「給料年額」とあるのは「第一百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、同条第二項中「百分の一」とあるのは「百分二・

五」とし、第九十條第二項中「組合員であつた期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、同條第四項中「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、「給料年額」とあるのは「第百二條第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、同條第五項第二号中「二十年未満の場合」とあるのは「二十年未満の場合（地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である場合を除く。）」と、同項第三号中「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、

「給料年額」とあるのは、第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、同項第四号中「組合員期間」とあるのは、地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、「給料年

額」とあるのは「第一百二条第二項に

規定する地方公共団体の長の給料年額として、これらの規定及び第九十条第六項の規定を適用する。

2 前項の規定により算定した廃疾年金の額が、同項の規定を適用しないものとして算定した廃疾年金

の額より少ないときは、

を廃疾年金の額とする。

(遺族年金の特例)

第一百七条 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者が死亡した場合における遺族年金については、第九十三条第一項第二号中「給料年額」とあるのは、「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、「組合員期間

が二十年」とあるのは、地方公共団体の長であつた期間が十二年」と、同項第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは、地方公共団体の長であつた期間が十二年」と、同項第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者を除く。）」と、同条第二項中「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、同条第三項中「第七十八条第三項各号」とあるのは「第百二条第三項において準用する第七十八条第三項各号」として、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者に係る遺族年金の額は、同項の規定により算定した額が、同項の規定を適用しないとしたならば受けることとなる遺族年金の額より少ないときは、当該金額とする。

第四節 給付の制限

第九八条 この法律により給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病氣、負傷、廢疾、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合は、除き、当該病氣、負傷、廢疾、死亡又は災害に係る給付は、行なわず、また、当該廢疾については、第七十九条第三項の規定は、適用しない。

2 第三節第四款の規定による遺族
給付(第四十七条の規定により支

給するその他の給付に係る支払未済の給付を含む。以下この項及び第二百二十六条第三項において同じ。）を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は遺族給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該遺族給付は、行なわれない。組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 この法律により給付を受けるべき者が、重大な過失により、若しくは正当な理由がなくて療養に關する指示に従わなかつたことによつて死亡、病氣、負傷、廢疾若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その病氣若しくは廢疾の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその廢疾の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病氣、負傷、廢疾又は死亡に係る給付の全部又は一部を行なわず、また、当該廢疾については、第八十八条第一項の規定による改定を行なわず、又はその者の廢疾の程度が現に該当する級以下の級に該當するものとして同項の規定による廢疾年金の額の改定を行なうことができる。

第百九条 組合がこの法律に基づく給付の支給に關し必要があると認めてその支給に係る者につき診斷を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくてこれ

に應じない者があるときは、その者に係る当該給付は、その全部又は一部を行なわないことができる。

第百十條 第百十五條第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までにその掛金に相当する金額を組合に納付しない場合には、政令で定めるところにより、その者に係る給付の一部を行なわないことができる。

第百十一條 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合又は組合員が懲戒処分（地方公務員法第二十九條の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けた場合には、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る長期給付の全部又は一部は、行なわれないことができる。

2 遺族給付を受ける権利を有する者が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、遺族給付の一部を行なわないことができる。

3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る年金である給付（通算退職年金を除く。）は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

第五章 福祉事業

（福祉事業）
第百十二条 組合（連合会を含む。
以下この条において同じ。）は、組
合員の福祉の増進に資するため、

次に掲げる事業を行なうことができる。

- 一 組合員の保健、保護若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
 - 二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
 - 三 組合員の貯金の受入れ又はその運用
 - 四 組合員の臨時の支出に対する貸付け
 - 五 組合員の需要する生活必需品資の供給
 - 六 その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの
- 前項に規定する事業に要する費用に充てることができる金額は、短期給付に要する費用の九十五分の五に相当する金額の範囲内とする。

2 前項に規定する事業に要する費用に充てることができる金額は、短期給付に要する費用の九十五分の五に相当する金額の範囲内とする。

3 組合は、第一項各号に掲げる事業を行なうに当たつては、他の組合と共同して行なう等組合員の福祉を増進するための事業が総合的に行なわれるように努めなければならない。

第六章 費用の負担

(費用の負担)
第百十三条 組合の給付に要する費用は、次に定めるところにより、政令で定める職員(市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に係る長期給付に要する費用にあつては、市町村職員共済組合を組織する職員のすべて又は都市職員共済組合を組織する職員のすべて)を単位として、算定するものとする。

この場合において、第二号に規定する費用については、少なくとも

五年ごとに再計算を行なうものとする。

- 一 短期給付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における短期給付に係る次項の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

二 長期給付に要する費用については、その費用の予想額と長期給付に係る次項の掛金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合計額とが、将来にわたつて財政の均衡を保つことができきるように、かつ、毎事業年度の同項の掛金及び負担金の額が平準的になるように定める。

② 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金

- 及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第一百六条第一項、第一百三十四条、第三十六条第二項及び第三十九条において同じ。）の負担金をもつて充てる。
- 一 短期給付に要する費用 捐会 百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十
- 二 長期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）掛金百分の四十五、地方公共団体の負担金百分の五十五
- 三 公務による廃疾年金又は第九十三条第一項第一号若しくは第四号の規定による遺族年金に要

四 福祉事業に要する費用 掛金
 百分の五十、地方公共団体の負
 担金百分の五十
 五 組合の事務（福祉事業に係る
 事務を除く。）に要する費用 地
 方公共団体の負担金百分の百
 前項第五号の規定により組合の
 事務に要する費用に充てるため地
 方公共団体が負担すべき金額は、
 毎年度、地方公共団体の予算をも
 つて定める。

4 地方公務員法第五十二条の職員
団体(教育公務員特例法(昭和二十
四年法律第一号)第二十五条の十
の職員団体を含む。)又は地方公営
企業労働関係法(昭和二十七年法
律第二百八十九号)第五条(同法附
則第四項において準用する場合を

(掛金)

第百十四条 掛金は、組合員の資格

を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの各月につき、徴収するものとする。この場合において、組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に更に組合員の資格を取得したときは、当該資格の取得によるその月の掛金は、徴収しない。

2 掛金は、主務省令で定めるところにより、組合員の給料を標準として算定するものとし、その給料と掛金との割合は、組合の定款(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合については、連合会の定款)で定める。

3 組合員のうち給料の額が十一万円を超える者は、前項の規定の適用については、その額が十一万円であるものとみなす。

(掛金等の給与からの控除)
第百十五条 組合員の給与支給機関は、毎月、給料その他の給与を支給する際組合員の給与から掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代わって組合に払い込まなければならない。

2 組合員(組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。)の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金の金額があるときは、給料その他の給与(地方自治法第二百四十二条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において

同じ。)を支給する際、組合員の給料その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わって組合に払い込まなければならない。

3 組合員は、給料その他の給与の全部又は一部の支給を受けないことにより、前二項の規定による掛金に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込みが行なわれないときは、政令で定めるところにより、その控除が行なわれるべき毎月の末日までに、その払い込まれるべき掛金に相当する金額を組合に払い込まなければならない。

(負担金)
第百十六条 地方公共団体の機関又は職員団体は、それぞれ第百十三条の規定により地方公共団体又は職員団体が負担すべき金額を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2 前項の規定による負担金の支払については、概算払をすることができ、この場合においては、当該事業年度末において、精算するものとする。

第七章 審査請求
(審査請求)
第百十七條 組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金の徴収又は通算年金通則法第七條第一項の規定による確認に関し不服がある者は、文書又は口頭で、地方公務員共済組合審査会(以下「審査会」という。)に行政不服審査法(昭和三十一年法律第 号)による審査請求をすることができ、

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収又は確認があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならぬ。ただし、正当な理由による、この期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。

3 審査請求は、時効の中断に関しは、裁判上の請求とみなす。
(審査会の設置及び組織)
第百十八條 地方職員共済組合等、都職員共済組合等及び連合会に、それぞれ審査会を置く。

2 審査会は、委員六人をもつて組織する。

3 委員は、組合員を代表する者、地方公共団体を代表する者及び公益を代表する者それぞれ二人とし、地方職員共済組合等及び都職員共済組合等に置かれる審査会にあつては組合の理事長が、連合会に置かれる審査会にあつては連合会の理事長が、それぞれ委嘱する。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができ、

6 審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

7 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、会長以外の公益を代表する委員がその職務を行なう。

(議事)

第百十九條 審査会は、組合員を代表する委員、地方公共団体を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(組合に対する通知等)
第百二十條 審査会は、審査請求を受理したときは、当該審査請求に係る組合にこれを通知し、かつ、利害関係人に対し参加人として当該審査請求に参加することを求めなければならない。

(政令への委任)
第百二十一條 この章及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査会の委員及び同法第二十七條の規定により事実を陳述させ、又は鑑定を求めた参考人の旅費その他の手当の支給その他審査会及び審査請求の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章 地方公務員共済組合
審査会
(地方公務員共済組合審査会)
第百二十二條 この法律に基づく組合に関する制度及びその行なう給付その他の事業の運営に関する重要事項について、自治大臣の諮問に依じて調査審議するため、自治省の附屬機関として、地方公務員共済組合審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、組合に関する施策及び組合の運営に関する事項について、自治大臣に建議することができ、

(委員)
第百二十三條 審査会は、委員十二人以内で組織する。

2 委員は、学識経験がある者、関係行政機関の職員、地方公共団体の職員及び組合員のうちから自治大臣が任命し、その任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができ、

4 委員は、非常勤とする。

(会長)
第百二十四條 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行なう。

(政令への委任)
第百二十五條 前三條に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

2 掛金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

3 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができるとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一 組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があるもの
二 遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者

(期間計算の特例)

第二百二十七条 この法律の規定により給付の請求又は給付を受ける権利に係る申出若しくは届出に係る期間を計算する場合において、その請求、申出又は届出が書面の郵送により行なわれたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

(戸籍書類の無料証明)

第二百二十八条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、指定都市にあつては、区長）は、組合又はこの法律に基づく給付を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又はこの法律に基づく給付を受ける権利を有する者の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

(端数の処理)

第二百二十九条 年金である給付を受ける権利を決定する場合において、その給付の額に一口未満の端数を生じたときは、これを一口に切り上げるものとする。

2 前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金に係る端数計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）第二条の規定を準用する。

(主務大臣の権限)

第二百三十条 組合（連合会を含む。以下この条において同じ。）の業務の執行は、主務大臣が監督する。

2 組合は、主務省令で定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての報告書を主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

4 主務大臣は、毎年少なくとも一回、当該職員に組合の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

5 主務大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、組合に対してその業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

第二百三十一条 主務大臣は、組合の療養に関する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行なつた者若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行なつた診療、薬剤の支給若しくは手当に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問させ、又は当該給付に係る療養を行なつた保険医療機関若しくは保険薬局から報告若しくは資料の提出を求め、当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者に対し出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に対し質問し、若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは診療録その他その業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

これらの者を使用する者に対し、その行なつた診療、薬剤の支給若しくは手当に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問させ、又は当該給付に係る療養を行なつた保険医療機関若しくは保険薬局から報告若しくは資料の提出を求め、当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者に対し出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に対し質問し、若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは診療録その他その業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二百三十二条 この法律における主務大臣及び主務省令は、地方職員共済組合、都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合並びに連合会については自治大臣及び自治省令、公立学校共済組合については文部大臣及び文部省令、警察共済組合については内閣総理大臣及び総理府令とする。

2 主務大臣は、主務省令を定めるときは、あらかじめ、自治大臣に協議しなければならない。

3 自治大臣は、政令で定めるところにより、第二百三十条第一項及び第四項並びに前条第一項に規定する権限に關する事務の一部を、都道府県知事をして行なわせることができる。

4 この法律に規定する警察共済組合に係る内閣総理大臣の権限は、警察庁長官が補佐する。

(医療に関する事項等の報告)

第二百三十三条 組合は、総理府令・文部省令・厚生省令・自治省令で定めるところにより、この法律に定める医療に関する事項その他この法律の規定による給付に関する事項について、厚生大臣に報告しなければならない。

(地方公共団体の報告等)

第二百三十四条 地方公共団体は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給付等に関し、組合に報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行なうものとする。

(船員組合員の期間計算等の特例)

第二百三十五条 船員保険の被保険者（以下この章において「船員」という。）である組合員（以下「船員組合員」という。）の船員組合員としての資格の得喪及び期間の計算については、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の定めるところによる。

(船員組合員の療養の特例)

第二百三十六条 船員組合員又はその被扶養者が病氣にかかり、又は負傷した場合における療養に關しては、第五十六条から第六十一条までの規定にかかわらず、船員保険

法第二十八条から第二十九条ノ三まで、第三十一条及び第三十一条ノ二の規定による。

2 前項の場合において、船員保険法第二十九条ノ三の規定の例により地方公共団体が交付し、又は負担すべき金額の支払の事務は、組合が行なうものとする。

(船員組合員の療養以外の給付の特例)

第二百三十七条 船員組合員又は船員組合員であつた組合員が退職し、又は死亡した場合における退職給付又は遺族給付は、次に掲げるもののうちその者が選択するいずれか一の給付とする。

一 組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付（組合員でない船員であつた期間がある場合には、これらの給付並びにその期間に対する船員保険法第三章第五節及び第七節から第九節までに規定する給付（葬祭料を除く。））

二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員として受けるべき船員保険法の給付で前号に規定するもの（船員でない組合員であつた期間がある場合には、当該給付及びその期間に対する組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付）

2 前条及び前項に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する給付は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれか一の給付とする。

一 組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付（組合員でない船員であつた期間がある場合には、これらの給付並びにその期間に対する船員保険法第三章第五節及び第七節から第九節までに規定する給付（葬祭料を除く。））

一 組合員若しくは組合員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき給付

二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に組合員若しくは船員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき給付（失業に關する給付を除く。）

3 船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に對する給付のうち、公務による磨疾年金又は公務による遺族年金は、前二項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる給付とする。（厚生年金保険及び船員保険交渉法との關係）

第百三十八條 厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七號）第二條から第四條までの規定により厚生年金保険又は船員保険の老齢年金の受給資格期間を満した者が船員組合員となつたときは、組合員でない船員であつた期間は、船員でなかつたものとみなして、前條の規定を適用する。

（船員組合員についての負担金の特例）

第百三十九條 地方公共団体は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に對する船員保険法に規定する給付に要する費用（同法第二十九條ノ三の規定による船舶所有者が負担すべき費用を含む。）については、第百三十三條第二項の規定にかかわらず、同法第五十八條の規定による國庫の負担及び同法第六十條第一

項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

（公庫等に転出した復帰希望職員についての特例）

第百四十條 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に應じ、引き続き公庫の予算及び決算に關する法律（昭和二十六年法律第九十九號）第一條に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が國又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な關連を有するもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるために退職した場合において、その者が、その公庫等職員となつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その引き続き公庫等職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき（以下「復帰したとき」という。）の第四十條の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨をその組合に申し出たときは、当該退職（以下「転出」という。）に係る長期給付は、その申出をした者（以下「復帰希望職員」という。）が引き続き公庫等職員として在職する間、その支払を差し止める。

2 復帰希望職員が引き続き公庫等職員として在職し、引き続き復帰したときは、長期給付に關する規定（第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、転出の時に退職しなかつたものとみなし、当該公庫等職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。ただし、当該公庫等職員であつた期間内に発した疾病又は負傷に係る磨疾給付については、この限りでない。

3 前項の場合において、第四十四條第二項の規定の適用については、同項中「給料は」とあるのは、「給料（組合の運営規則で定める仮定給料を含む。以下この項において同じ。）は」とする。

4 復帰希望職員及び公庫等については、当該復帰希望職員の転出の時にさかのぼつて、第六章（第百三十三條第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる費用に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、第百三十三條第二項各号列記以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一條又は第二條の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この條、第百三十六條第一項、第百三十四條、第百三十六條第二項及び第百三十九條において同じ。）の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、同項第二号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第百三十四條第二項中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、第百三十六條第一項中「地方公共団体の機関又は職員団体」とあるのは「公庫等」と読み替へるものとする。

5 復帰希望職員が引き続き公庫等職員として在職しなかつたとき（引き続き復帰したときを除く。）は、その組合は、政令で定めるところにより、当該復帰希望職員及び公庫等に對し、これらの者が、負担した掛金又は負担金を返還しななければならない。

（組合役員等の取扱）

第百四十一條 組合の役員及び組合に使用され、組合から給与を受け取る者（これらの者が常時勤務に服することを要しないもの及び臨時に使用されるものを除く。）で主務省令で定めるもの（以下「組合役員」という。）は、当該組合を組織する職員とみなして、この法律の規定（役員については、長期給付に關する規定を除く。）を適用する。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、同章及び第六章中「給料」とあるのは「運営規則で定める仮定給料」と、第百三十三條第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五號）第一條又は第二條の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この條、第百三十六條第一項、第百三十四條、第百三十六條第二項及び第百三十九條において同じ。）の負担金」とあり、「地方公共団体の負担金」とあるのは「組合の負担金」とする。

2 連合会の役員及び連合会に使用され、連合会から給与を受ける者（これらの者が常時勤務に服することを要しないもの及び臨時に使用されるものを除く。）で主務省令で定めるもの（以下「連合会役員」という。）は、自治大臣が指定する組合を組織する職員とみなして、この法律の規定（役員については、長期給付に關する規定を除く。）を適用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 長期給付に關する規定の適用を受ける組合役員又は連合会役員である組合員がその適用を受けない組合役員又は連合会役員である組合員となつたときは、長期給付に關する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

（國の職員の取扱）

第百四十二條 常時勤務に服することを要する國家公務員（國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十號）第七十九條又は第八十二條に規定する休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない國家公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する國家公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとし、國から給与を受けない者で政令で定めるもの以外のものを含まないものとする。）で次に掲げるもの（以下「國の職員」という。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、國の職員は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる組合の組合員となるものとする。

[illegible]

第百十一條	地方公務員法第二十九條	組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百十六條第一項、第百三十四條、第百三十六條第二項及び第百三十九條において同じ。）の負担金	給料年額
第百十三條第二項各号例記以外の部分	組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百十六條第一項、第百三十四條、第百三十六條第二項及び第百三十九條において同じ。）の負担金	地方公共団体の負担金	俸給年額
第百十三條第二項各号	地方公務員法第五十二條の職員団体（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五條の六の職員団体を含む。又は地方公営企業労働関	地方公務員法第五十二條の職員団体（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五條の六の職員団体を含む。又は地方公営企業労働関	専従職員（国家公務員法第九

第一百一十一条

給料年額

第百十三條第二項各号例記以外の部分

第一百二十二條第二項各号

地方公務員法第五十二條の職員団体(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五條の六の職員団体を含む。)又は地方公営企業労働専従職員(國家公務員法第九

3 地方職員共済組合及び警察共済

組合は、当該組合の国の職員である組合員に係る第二十四条の規定による責任準備金のうち、当該組合が当該国の職員である組合員に対し厚生年金保険法の規定による

保険給付を行なうものとした場合に必要となるべき積立金に相当する金額として政令で定める金額を、政令で定めるところにより、資金運用部に預託して運用しなければならぬ。

國の機關は、地方職員共済組合及び警察共済組合の運営に必要な範囲内において、その所屬職員その他国に使用される者をして当該組合の業務に従事させることができる。

合の組合員となつたときは、当該

国の組合員に係る国家公務員共済組合を他の組合と、当該国の組合の組合員を他の組合の組合員と、それぞれみなして、第三十九条第三項及び第四十一条の規定を適用する。

3 前二項に定めるもののほか、組合員が国の組合の組合員となつた場合におけるこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第百四十四条 國の組合の組合員であつた組合員に對するこの法律（第六章を除く。）の規定の適用については、その者の当該國の組合の組合員であつた間組合員であつたものと、國家公務員共済組合法の規定による給付はこの法律中の相

第一百十三條第四項

則第四項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務にもつぱら従事する職員である組合員

第十五条第二項

給料その他の給与（地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。）
俸給その他の給与（国家公務員等退職手当法（昭和二十八）年法律第八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当を含む。）

第一百二十二条第三項

第三百四十四条（見出しを含む）

第一百二十六條第二項

続その他これらの規定の執行に關
し必要な細則は、主務省令で定め
る。

第十章 罰則

第四百四十七條 第四百三十條第二項又は第四項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第四百四十八條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした組合役職員、連合会役職員その他の組合又は連合会の事務を行なう者は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律（第十一章を除く。）により主務大臣の認可又は承認

を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五十一条第二項、第十七条第二項、第二十一条第二項又は第二十二條第三項（これらの規定を第三十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十五条第一項前段（第三十八條第一項において準用する場合を含む。）又は第三十六條第四項の規定に違反して、組合若しくは連合会の業務上の余裕金又は連合会の積立金を運用したとき。

四 第三十條第五項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

五 この法律に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第六十條 連合会の役員が第二十九條の規定による政令に違反して登記をすることを怠つたときは、三万円以下の過料に処する。

第六十條 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれらの者を使用する者が第三十一條第一項の規定による報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

第十一章 地方議会議員の年金制度

（地方議会議員共済会）

第五十一条 次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）の区分に従い、当該各号に掲げる地方議会議員をもつて組織する当該各号に掲げる地方議会議員共済会（以下「共済会」という。）を設ける。

一 都道府県の議会の議員
都道府県議会議員共済会

二 市（特別区を含む。）以下この章において同じ。）の議会の議員
市議会議員共済会

三 町村の議会の議員
町村議会議員共済会

四 共済会は、法人とする。

五 共済会は主たる事務所を東京都に置く。

（定款）

第五十二条 共済会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所のある所在地

四 代議員会に関する事項

五 役員に関する事項

六 年金の給付に関する事項

七 掛金に関する事項

八 資産の管理その他財務に関する事項

九 その他組織及び業務に関する重要事項

十 定款の変更は、自治大臣の認可を受けなければならない。

（登記）

第五十三条 共済会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

二 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第五十四条 民法第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、共済会について準用する。

（代議員会）

第五十五条 共済会に、代議員会を置く。

二 次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業計画書の作成及び定款で定める重要な変更並びに決算報告の認定

三 訴訟の提起及び和解

四 その他共済会の業務に関する重要事項で定款で定めるもの

（役員）

第五十六条 共済会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事十人以内及び監事二人以内を置く。

二 会長は、共済会を代表し、その業務を執行する。

三 副会長は、会長を補佐して共済会の業務を執行し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

四 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して共済会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を行なう。

五 監事は、共済会の業務を監査する。

六 共済会と会長、副会長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が共済会を代表する。

（余剰金の運用）

第五十七条 共済会の業務上の余剰金は、自治省令で定めるところにより、安全かつ効率的な方法により運用しなければならない。

（共済年金の種類）

第五十八条 共済会の給する年金（以下「共済年金」という。）は、退職年金、公務傷病年金及び遺族年金とする。

（在職期間の合算）

第五十九条 共済年金の基礎となるべき在職期間の計算については、都道府県、市又は町村の議会の区分ごとに、地方議会議員が退職した後それぞれその議会の議員として再就職したときは、前後の在職期間は、合算するものとする。

二 市町村の應徴分若しくは境界変更により町村が市となり若しくは市が町村となつた場合又は町村を市とし若しくは市を町村とする処分があつた場合において、これらの場合における地方議会議員としての在職期間は、合算する。この場合において、共済会は、合算されるべき在職期間に係る共済年金の支給に要する費用を移換しなければならない。

（併給の禁止）

第六十条 一の共済会が給する共済年金については、退職年金と公務傷病年金とは、併給しないものとする。

（退職年金）

第六十一条 退職年金は、地方議会議員が在職十二年以上で退職したときに、その者に給するものとする。

二 退職年金の年額は、在職期間十二年以上十三年未満につき、退職当時の標準報酬月額（第六十六条に規定する標準報酬月額に十二を乗じて得た額をいう。以下同じ。）の百五十分の五十に相当する金額とし、十二年以上一年を増すごとに、その一年につき、退職当時の標準報酬年額の百五十分の一に相当する金額を加算した金額とする。

三 在職期間五十年をこえる者に給すべき退職年金の年額は、在職期間五十年として計算する。

（公務傷病年金）

第六十二条 公務傷病年金は、地方議会議員が、当該共済会を組織する地方議会議員である間における公務に基づく傷病により不具廃疾となり退職したときに、その者に給するものとする。退職後三年以内に、当該共済会を組織する地方議会議員であつた間における公務に基づく傷病により不具廃疾となつたときも、同様とする。

二 公務傷病年金の年額は、在職期間十二年未満の者にあつては前条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在

職期間十二年以上の者にあつては、その者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれば当該不具廃疾の程度に応じた金額を加算した金額とする。

3 前項の不具廃疾の程度は、恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二の定めるところによるものとし、同項の加算額は、同法別表第二号表の定める金額によるものとする。

4 公務に基づく傷病により不具廃疾となつた場合において、その者に重大な過失があつたときは、前三項の規定による公務傷病年金は、給しない。

5 公務傷病年金の決定をするに当たつて、将来不具廃疾が回復し、又はその程度が低下することがあるべきことが認められるときは、五年間公務傷病年金を給する。

6 事項の期間満了の六月前までに傷病が回復しない者は、定款で定めるところにより、再審査を請求することができる。再審査の結果公務傷病年金を給すべきものであるときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

(遺族年金) 第百六十三條 遺族年金は、地方議會議員が死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに退職年金又は公務傷病年金を給すべきときに、その者の遺族に給するものとする。退職年金又は公務傷病年金を受ける者が死亡したときも同様とする。

2 前項の遺族年金の年額は、これを受ける者の人員にかかわらず、次の各号に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。

一 地方議會議員が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合(第三号に規定する場合を除く。)においては、これに給すべき退職年金の年額

二 退職年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合(前号に規定する場合を除く。)においては、当該退職年金の年額

三 公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつては第百六十一條の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつては、その者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百二十八を乗じて得た金額

四 地方議會議員又は退職年金若しくは公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病により死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつては第百六十一條の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつては、その者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百七十を乗じて得た金額

(退職年金等の停止) 第百六十四條 退職年金は、これを受ける者が年齢満五十五歳に達する月まで、その支給を停止する。退職年金及び公務傷病年金は、これを受ける者が第百五十九條第一項に規定する再就職をしたときは、再就職の月の翌月から退職の月まで、その支給を停止する。ただし、実在職期間が一月未満であるときは、この限りでない。

(退職年金等の改定) 第百六十五條 第百五十九條第一項に規定する再就職その他の事由による退職年金及び公務傷病年金の改定については、定款で定める。

(掛金) 第百六十六條 地方議會議員は、定款で定めるところにより、其の年金の給付に要する費用に充てるため、其の掛金を、掛金を納めなければならない。

2 前項の掛金の額は、地方議會議員の報酬(地方自治法第二百三條に規定する報酬をいう。以下同じ。)の額(一の地方公共団体の議會議員については、その報酬の額が職により異なるときは、その最も低い額をもつて当該地方公共団体の議會議員の報酬の額とする。)に基づき定款で定める標準報酬月額額の百分の五に相当する金額とする。

3 地方議會議員の報酬の支給機関は、報酬を支給する際地方議會議員の報酬から前項に規定する掛金に相当する金額を控除して、これを地方議會議員に代つて其の掛金を払い込まなければならない。

(地方公共団体の負担金) 第百六十七條 共済年金の給付に要する費用は、前条第一項に規定する掛金を充てるほか、地方公共団体が負担する。

2 前項の規定により地方公共団体が負担する負担金の率その他当該負担金について必要な事項は、自治省令で定める。

3 共済会の事務に要する費用は、地方公共団体が負担する。

4 前項の規定により地方公共団体が負担すべき金額は、毎年度、地方公共団体の予算をもつて定める。

(非課税) 第百六十八條 公務傷病年金及び遺族年金については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

(時効) 第百六十九條 共済年金を受ける権利は、これを受けるべき事由が生じた日から七年間請求しなかつたときは、時効によつて消滅する。

2 前項の時効は、第百六十四條第一項の規定により退職年金の支給を停止される者の当該退職年金については、その者が年齢満五十五歳に達する日の属する月の末日までの間は、進行しない。

3 退職年金又は公務傷病年金を受ける権利を有する者が退職後二箇月以内に第百五十九條第一項に規定する再就職をしたときは、第一項の時効は、再就職に係る職を退職した日から進行する。ただし、退職年金を受ける権利を有する者が再就職に係る職を退職した日に

第百七十條 共済会の業務の執行は、自治大臣が監督する。

2 共済会は、自治省令で定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての報告書を自治大臣に提出しなければならない。

3 自治大臣は、毎年少くとも一回、当該職員に共済会の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

(自治省令への委任) 第百七十一條 この章に定めるもののほか、この章の規定の施行に関し必要な事項は、自治省令で定める。

(罰則) 第百七十二條 第百七十條第二項又は第三項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第百七十三條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした共済会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 第百五十二條第二項の規定により自治大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

三 第三百五十七条の規定による自治省令に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第三百三十二条第一項、第二項及び第四項、附則第三条第三項及び第四項、附則第五条第一項から第七項まで、附則第六条第一項から第七項まで、附則第七条、附則第八条、附則第九条第一項から第四項まで、附則第十条第二項、附則第二十九条、附則第三十三條並びに附則第四十二條の規定は、公布の日から施行する。

(法律の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 町村職員恩給組合法（昭和二十七年法律第百十八号）
- 二 市町村職員共済組合法
- 三 地方議會議員互助年金法（昭和三十六年法律第二十号）

(組合の存続)

第三条 この法律による改正前の国家公務員共済組合法第三條第二項第一号ニ及び同法附則第二十二條第一項第二号の規定に基づく地方職員共済組合、同法附則第二十二條第一項第三号の規定に基づく公立学校共済組合又は同法第三條第二項第一号イ及び同法附則第二十二條第一項第一号の規定に基づく警察共済組合（以下この条、附則第十五条及び附則第十六条において、「旧組合」という。）は、昭和三十七年

十月一日において、それぞれ第三条第一項第一号から第三号までに掲げる地方職員共済組合、公立学校共済組合又は警察共済組合となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 旧組合の運営規則でこの法律の規定に抵触するものは、施行日からその効力を失ふものとする。

3 自治大臣、文部大臣及び警察庁長官は、施行日の前日までに、それぞれ旧組合の運営審議会の議を経て、第五条の規定の例により、地方職員共済組合等の定款を定め、及び主務省令で定めるところにより施行日を含む事業年度のうちに同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、並びに当該定款、事業計画及び予算につき主務大臣の認可を受けるものとする。

4 前項の主務大臣の定款の認可については、第五条第四項から第六項までの規定の例による。

5 地方職員共済組合等は、施行日に、第三項の規定により認可を受けた定款を公告しなければならぬ。

(町村職員恩給組合等の解散)

第四条 旧町村職員恩給組合法第二条の町村職員恩給組合（以下「旧町村職員恩給組合」という。）及び同法の規定に基づく町村職員恩給組合連合会（以下「旧町村職員恩給組合連合会」という。）並びに旧市町村職員共済組合（以下「旧市町村職員共済組合」という。）及び旧市町村職員共済組合連合会（以下「旧市町村職員共済組合連合会」とい

う。）は、この法律の施行の時にあって、解散するものとする。

(都職員共済組合等の設立)

第五条 都職員共済組合設立委員又は指定都市職員共済組合設立委員（以下この条において「組合設立委員」という。）は、都知事又は指定都市の市長が都（特別区を含む。以下この項及び第三項において同じ。）又は指定都市の職員のうちから指名する者十人以上及びこれと同数の、都又は指定都市の職員がその職員のうちから選挙する者とする。

2 都知事又は指定都市の市長は、昭和三十七年八月十一日までに、組合設立委員の指名をしなければならぬ。

3 都知事又は指定都市の市長は、昭和三十七年七月二十日までに、都又は指定都市の職員のうちから十人以上を、都職員共済組合設立委員選挙管理人又は指定都市職員共済組合設立委員選挙管理人（以下この条において「選挙管理人」という。）として指定しなければならぬ。

4 選挙管理人は、昭和三十七年八月十一日までに、組合設立委員の選挙を行わなければならない。

5 組合設立委員は、昭和三十七年八月二十七日までに、第五条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項に定める事項について定款を定め、並びに主務省令で定めるところにより施行日を含む事業年度のうちに同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について自治大

臣の認可を申請しなければならない。

6 自治大臣は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

7 組合設立委員は、前項の規定による告示があつたときは、昭和三十七年九月二十二日までに、第十三条第三項、第六項及び第七項の規定の例により理事長となるべき者、理事となるべき者及び監事となるべき者を選挙しなければならない。

8 都職員共済組合等は、第六項の規定による告示があつたときは、施行日に、成立する。この場合において、都職員共済組合等は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

9 組合設立委員並びに第七項の理事長となるべき者、理事となるべき者及び監事となるべき者は、都職員共済組合等の成立の日において、都職員共済組合等の組合会の議員、理事長、理事及び監事となるものとする。

10 都職員共済組合等の設立に要する費用は、当該都職員共済組合等が負担するものとする。

(市町村職員共済組合の設立)

第六条 都道府県知事は、昭和三十七年七月二十日までに、市町村長及び市町村長以外の市町村の職員のうちからそれぞれ十人以上の同数の者を市町村職員共済組合設立委員選挙管理人（以下この条において「選挙管理人」という。）として指名しなければならない。

2 選挙管理人は、昭和三十七年八月一日までに、市町村職員共済組合設立委員（以下この条において「組合設立委員」という。）の定数を二十人以上（政令で定める市町村職員共済組合に係るものにあつては、二十人をこえ三十人以上）において定めなければならない。

3 組合設立委員は、市町村長及び市町村長以外の市町村の職員がそれぞれのうちから同数を選挙するものとする。

4 選挙管理人は、昭和三十七年八月十一日までに、組合設立委員の選挙を行わなければならない。

5 組合設立委員は、昭和三十七年八月二十七日までに、第五条第一項各号に掲げる事項について定款を定め、並びに主務省令で定めるところにより施行日を含む事業年度のうちに同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について自治大臣の認可を申請しなければならない。

6 自治大臣は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

7 組合設立委員は、前項の規定による告示があつたときは、昭和三十七年九月二十日までに、第十三条第四項、第六項及び第七項の規定の例により理事長となるべき者、理事となるべき者及び監事となるべき者を選挙しなければならない。

8 市町村職員共済組合は、第六項の規定による告示があつたときは、施行日に、成立する。この場

合において、市町村職員共済組合は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

9 組合設立委員並びに第七項の理事長となるべき者、理事となるべき者及び監事となるべき者は、市町村職員共済組合の成立の日において、市町村職員共済組合の組合会の議員、理事長、理事及び監事となるものとする。

10 市町村職員共済組合の設立に要する費用は、当該市町村職員共済組合が負担するものとする。

(都市職員共済組合を設立する旨の申出)

第七条 第三条第二項の規定により都市職員共済組合を設けようとする一の市又は二以上の市の市長は、昭和三十七年七月十日までに、政令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に申し出なければならない。

(都市職員共済組合の設立)

第八条 都市職員共済組合の設立については、次の各号に定めるところによる。

一 当該設立される都市職員共済組合が一の市の職員をもつて組織される場合にあつては、附則第五条に規定する都職員共済組合等の設立の方法の例によるものとする。

二 当該設立される都市職員共済組合が二以上の市の職員をもつて組織される場合にあつては、当該二以上の市の市長の協議により、附則第五条に規定する都職員共済組合等の設立の方法又は附則第六条に規定する市町村職

員共済組合の設立の方法のいずれかの例によるものとする。この場合において、附則第五条に規定する都職員共済組合等の設立の方法の例によるものは、当該二以上の市の数が当該方法の例により定めるべき組合設立委員の定数の半数に満たない場合とし、附則第六条に規定する市町村職員共済組合の設立の方法によるものは、当該二以上の市の数が当該方法の例により定めるべき組合設立委員の定数の半数以上である場合とする。

2 前項の場合において、附則第五条に規定する都職員共済組合等の設立の方法の例によるときは、当該二以上の市の市長が協議して定める市長が選挙管理入及び組合設立委員を指名するものとする。

(市町村職員共済組合連合会等の設立)

第九条 自法大臣は、昭和三十七年九月二十五日までに、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の理事長となるべき者の会を招集しなければならない。

2 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の理事長となるべき者は、前項に規定する会議において、連合会の理事長となるべき者を互選し、並びに第二十八条第一項各号に掲げる事項について定款を定め、施行日を含む事業年度のうち同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成しなければならない。

3 前項の規定により連合会の理事長となるべき者として互選された

者は、昭和三十七年九月二十七日までに、前項の定款、事業計画及び予算について自治大臣の認可を申請しなければならない。

4 自治大臣は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

5 連合会、前項の規定による告示があつたときは、施行日に成立する。この場合において、連合会は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

6 第二項の連合会の理事長となるべき者は、連合会の成立の日において、連合会の理事長となるものとする。

7 連合会の設立に要する費用は、当該連合会が負担するものとする。

(共済会の設立)

第十条 旧地方議会議員互助年金法第二条の規定により組織された都道府県議会議員互助会、市議会議員互助会又は町村議会議員互助会(以下「互助会」という。)は、施行日において、それぞれ第五十一条の規定により設けられた都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会となり、同一性をもつて存続するものとする。

3 互助会の会長は、施行日の前日までに互助会の代議員会の議決を経て、第五十二条の規定の例により共済会の定款を定め、当該定款について自治大臣の認可を受けなければならない。

3 互助会の役員は、施行日において、それぞれ共済会の役員となるものとする。

(権利義務に関する経過措置)

第十二条 市町村職員共済組合又は市町村職員共済組合連合会は、この法律の施行に伴い解散する旧町村職員共済組合及び旧市町村職員共済組合又は旧市町村職員共済組合連合会及び旧市町村職員共済組合連合会の権利義務をそれぞれ承継するものとする。

2 旧町村職員共済組合を組織していた市町村(以下この項において「恩給組合加入市町村」という。)をもつて組織する地方自治法第二百八十四条に規定する一部事務組合で恩給組合加入市町村に係る次の各号に掲げる費用を市町村職員共済組合に払い込む事務を共同して行なうためのものが施行日に成立したときは、前項の規定にかかわらず、当該一部事務組合が当該旧町村職員共済組合の財産を承継するものとする。

一 施行日前に恩給組合加入市町村の職員であつた者で市町村職員共済組合の組合員となつたものについて生ずる追加費用

二 施行日前に恩給組合加入市町村の職員であつた者に係る旧町村職員共済組合の条例の規定による給付の支払に要する費用

3 前項の一部事務組合の財務に関する事項については、旧町村職員共済組合法第六条の二から第六条の六まで及び第九条の規定の例による。

4 第二項の承継及び同項の一部事務組合における資産の運用その他財務に關し必要な事項は、前項に定めるもののほか、政令で定める。

5 都市職員共済組合、指定都市職員共済組合又は市町村職員共済組合は、附則第二十九条第二項の規定により解散する健康保険組合の権利義務をそれぞれ承継するものとする。

(旧町村職員共済組合等の職員の身分取扱)

第十二条 地方職員共済組合等以外の組合及び連合会は、この法律の施行に伴い解散する旧町村職員共済組合、旧市町村職員共済組合、健康保険組合、旧町村職員共済組合連合会及び旧市町村職員共済組合連合会の職員がそれぞれ引き継ぎ組合及び連合会の職員としての身分を取得するように措置しなければならない。

(従前の給付等)

第十三条 この附則(附則第四十条の規定に基づく別に定める法律を含む。)に別段の規定があるもののほか、施行日前に国家公務員共済組合法、旧市町村職員共済組合法、健康保険法、船員保険法、旧地方議会議員互助年金法(同法に基づき互助会の規約を含む。)並びに旧町村職員共済組合の退職年金及び退職一時金に関する条例の規定に基づいてした給付、審査の請求その他の行為又は手続で施行日以後その法令上の効力が失われるものは、この法律中の相当する規

定によつてした行為又は手続とみなす。

(被扶養者に関する経過措置)

第十四条 施行日の前日において旧市町村職員共済組合法、健康保険法又は船員保険法(以下この条において「旧市町村職員共済組合法等」といふ。)に規定する被扶養者であつた者が第二号第一項第二号に掲げる被扶養者に該当しないもののうち次の各号の一に該当するものの被扶養者としての資格については、その者が引き続き主として第一号の組合員等の収入により生計を維持している間に限り、第二号第一項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第一号に該当する者にあつては、当該傷病手当金及びその給付事由である病気又は負傷により生じた病気による傷病手当金以外の給付、第二号に該当する者にあつては、その傷病により生じた病気についての家族療養費以外の給付については、この限りでない。

一 この法律の施行の際現に旧市町村職員共済組合法等の規定による傷病手当金の支給を受け、かつ、病院又は診療所に収容されている旧市町村職員共済組合の組合員若しくは組合員であつた者又は健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被保険者であつた者(次号において「組合員等」といふ。)によつて生計を維持している者

二 その病気又は負傷につき、この法律の施行の際現に組合員等が旧市町村職員共済組合法等の

規定による家族療養費の支給を受けている者

(国家公務員共済組合の組合員等であつた期間に係る給付の取扱ひ)

第十五条 旧組合若しくは旧市町村職員共済組合の組合員又は健康保険若しくは船員保険の被保険者で組合の成立と同時に組合員となつたものに対する短期給付に関する規定の適用については、これらの者は、当該組合の成立前の旧組合若しくは旧市町村職員共済組合の組合員又は健康保険若しくは船員保険の被保険者であつた期間、当該組合の組合員であつたものとみなし、当該組合の成立の際現に国家公務員共済組合法の規定による短期給付、旧市町村職員共済組合法の規定による保健給付若しくは休業給付又は健康保険法若しくは船員保険法の規定による保険給付(以下この条において「国家公務員共済組合法による短期給付等」といふ。)を受けている場合において、当該国家公務員共済組合法に基づいて当該国家公務員共済組合法による短期給付等に相当する給付として受けていたものとみなして、当該組合は、当該組合が成立した日以後に係る給付を支給する。

(資格喪失後の給付に関する経過措置)

第十六条 施行日前に旧組合若しくは旧市町村職員共済組合の組合員の資格又は附則第二十九条第二項の規定により解散する健康保険組合の被保険者(次項において「解散健康保険組合の被保険者」といふ。)の資格を喪失した者が組合員となつたものが、施行日以後に出生し、又は死亡した場合において、国家公務員共済組合法、旧市町村職員共済組合法又は健康保険法(以下この条において「国家公務員共済組合法等」といふ。)の規定を適用するとしたならば国家公務員共済組合法による短期給付、旧市町村職員共済組合法による保健給付若しくは休業給付又は健康保険法による保険給付を受けることができるときは、これらの給付は、国家公務員共済組合法等の規定の例により組合が支給する。ただし、資格喪失後出生し、又は死亡するまでの間に他の法律に基づく共済組合でこれらの給付に相当する給付を行なうものの組合員その他の健康保険又は船員保険の被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

お従前の例により組合が支給する。

3 第六十一条第三項の規定は、前項の規定による家族療養費を受けている者が死亡した場合についても、適用する。

(休業手当金の支給に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行の際現に旧市町村職員共済組合法第五十九条第一号又は第六号の規定による休業手当金の支給を受けている者については、第七十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(一部負担金に関する経過措置)

第十八条 組合は、当分の間、組合員が一部負担金を支払つたことにより生じた余裕財源の範囲内で、一部負担金の払い戻しその他の措置で主務大臣の定めるものを行なうことができる。

(警察職員に対する長期給付の特例)

第十九条 警部補、巡査部長又は巡査である警察法第五十六条第二項に規定する地方警察職員である組合員(以下「警察職員」といふ。)に対する長期給付に関する規定の適用については、当分の間、次条から附則第二十六条までに定めるところによる。

(退職年金の特例)

第二十条 警察職員であつた期間が十五年以上である者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

2 前項の退職年金の額は、警察職員の給料年額(警察職員が引き続き警察職員以外の組合員となつた

場合には、そのなつた日に退職したものとみなして、第四十四条第二項の規定により算定した給料年額。以下同じ。)の百分の三十五に相当する金額(警察職員であつた期間が十五年をこえるときは、そのこえる年数一年につき警察職員の給料年額の百分の一・五(二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一)に相当する金額を加えた金額)とする。

3 第七十八条第二項ただし書及び第三項の規定は、第一項の退職年金について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、同条第三項第一号中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第一項に規定する警察職員の給料年額」と、同項第二号中「給料」とあるのは「給料(警察職員が引き続き警察職員以外の組合員となつた場合には、そのなつた日に退職したものとみなして、第四十四条第二項の規定により算定した給料)」と読み替へるものとする。

4 第一項の退職年金については、第八十条第一項中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五(改定前の退職年金の基礎となつた警察職員であつた期間の年数と合算して二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一)」として、同条の規定を適用する。

(船員保険法の一部改正)

第四十六條 船員保険法の一部を次のように改正する。

第十五條第二項中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

(所得税法の一部改正)

第四十七條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十二号中「市町村職員共済組合及び同連合会、町村職員恩給組合連合会、地方議會議員互助会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、地方議會議員共済会」に改める。

第八條第八項第六号の三を次のように改める。

六の三 地方公務員共済組合法第六十四條又は同法第六十六條の規定による掛金

第八條第八項第七号の三を削り、同項第七号の四を同項第七号の三に改める。

第九條第二項中「第七号の四」を削る。

2 前項の規定による改正後の所得税法第八條第八項の規定の適用については、前項の規定による改正前の所得税法第八條第八項第六号の三に規定する掛金及び市町村の職員が負担する費用は、地方公務員共済組合法第六十四條の規定による掛金とみなし、前項の規定による改正前の所得税法第八條第八項第七号の三に規定する掛金並びに地方公務員共済組合法附則第三十五條第一項に規定する未納金を

に相当する金額及び同条第二項に規定する掛金に相当する金額は、地方公務員共済組合法第六十六條の規定による掛金とみなす。

(法人税法の一部改正)

第四十八條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第四号中「市町村職員共済組合及び同連合会、町村職員恩給組合連合会、地方議會議員互助会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、地方議會議員共済会」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第四十九條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の二第五項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 地方公務員共済組合法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第五十條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第二号に次のように加える。

ネ 地方公務員共済組合法(昭和二十七年法律第

(船員保険特別会計法の一部改正)

第五十一條 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三條中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第五十二條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條第一号の三を同条第一号の四とし、同条第一号の二を同条第一号の三とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 義務教育職員の共済組合の長期給付に要する経費

第三十四條第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 養護学校の小学部及び中学部における教育に従事する教職員の共済組合の長期給付に要する経費

(地方税法の一部改正)

第五十三條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項第二号中「市町村職員共済組合及び市町村職員共済組合連合会、町村職員恩給組合連合会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会」に改める。

第七十二條の五第一項第四号中「市町村職員共済組合及び市町村職員共済組合連合会、町村職員恩給組合連合会、地方議會議員互

助会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、地方議會議員共済会」に改める。

第七十二條の十四第一項中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二十四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和二十七年法律第

号)」に、「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

第七十二條の十七第一項、第七十三條の四第一項第八号及び第二百六十二條第四号中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

第二百九十六條第一項第二号中「市町村職員共済組合及び市町村職員共済組合連合会、町村職員恩給組合連合会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会」に改める。

第三百四十八條第二項第十一号の三中「市町村職員共済組合」を「地方公務員共済組合」に改め、同条第四項中「市町村職員共済組合」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会」に改める。

第六百七十二條第四号中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

(地方公務員法の一部改正)

第五十四條 地方公務員法の一部を次のように改正する。

第四十三條及び第四十四條を次のように改める。

(共済制度)

第四十三條 職員の病氣、負傷、出産、休業、災害、退職、廃疾若しくは死亡又はその被扶養者の病氣、負傷、出産、死亡若しくは災害に關して適切な給付を行なうための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。

2 前項の共済制度には、職員が相当年限忠実に勤務して退職した場合又は公務に基づく病氣若しくは負傷により退職し、若しくは死亡した場合におけるその者又はその遺族に対する退職年金及び退職一時金に關する制度が含まれていなければならない。

3 前項の退職年金及び退職一時金に關する制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の當時その者が直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。

4 第一項の共済制度については、国の制度との間に權衡を失しないように適當な考慮が払われなければならない。

5 第一項の共済制度は、健全な保険数理を基礎として定めなければならない。

6 第一項の共済制度は、法律によつてこれを定める。

第四十四條 削除

(結核予防法の一部改正)

第五十五条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第...号)」に改める。

(七地取用法の一部改正)

第五十六条 土地取用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十四号中「若しくは国家公務員共済組合若しくは共済組合連合会」を「国家公務員共済組合若しくは共済組合若しくは共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会若しくは都市職員共済組合連合会」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第五十七条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十六号から第十六号の三までを次のように改める。

十六 地方職員共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合、市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会を監督し、及びこれらの定款の変更を認可し、並びに地方公務員共済組合審議会の委員を任命すること。

十六の二 地方議会議員共済会を監督し、及びその定款の変更を認可すること。

第十條第八号から第九号の三までを次のように改める。

八 地方職員共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に関する事務を処理すること。

八の二 市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会に関する事務を処理すること。

八の三 地方公務員共済組合審議会に関する事務を処理すること。

九 地方議会議員共済会に関する事務を処理すること。

第二十三條の五の次に次の一条を加える。

(地方公務員共済組合審議会) 第二十三條の六 自治省に、地方公務員共済組合審議会を置く。

2 地方公務員共済組合審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第...号)の定めるところによる。

(義務教育費国庫負担法の一部改正) 第五十八條 義務教育費国庫負担法の一部を次のように改正する。

第二條に次の一号を加える。

四 地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第...号)第百十三條第二項の規定により公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員の長期給付に要する費用について都道府県が負担する経費

(日雇労働者健康保険法の一部改正) 第五十九條 日雇労働者健康保険法の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第...号)」に改め、同条第二項から第四項まで中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正) 第六十條 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第十二條第一号ハを削る。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正) 第六十一條 厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第...号)」に改める。

る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員の長期給付に要する費用について都道府県が負担する経費

(日雇労働者健康保険法の一部改正) 第五十九條 日雇労働者健康保険法の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第...号)」に改め、同条第二項から第四項まで中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正) 第六十條 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第十二條第一号ハを削る。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正) 第六十一條 厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第...号)」に改める。

(警察法の一部改正) 第六十二條 警察法の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項第一号中「国家公務員共済組合負担金」を「地方公務員共済組合負担金」に改める。

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正) 第六十三條 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第百五

十二号)の一部を次のように改正する。

第五條に次の一号を加える。

三 地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第...号)第百十三條第二項の規定により公立の養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる教職員の長期給付に要する費用について都道府県が負担する経費

(租税特別措置法の一部改正) 第六十四條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項第一号中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第...号)」に改める。

(原子爆弾被害者の医療等に関する法律の一部改正) 第六十五條 原子爆弾被害者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條の二第一項中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第...号)」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正) 第六十六條 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第三條第二項第一号イを削り、同号ロ中「ハ」を「ロ」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同号ニを削る。

第八條中「警察庁長官、及び「自治大臣」を削る。

第百十四條中「地方自治法の下に(昭和二十二年法律第六十七号)」を加える。

第百二十四條の二第一項中「国」の下に「又は地方公共団体」を加える。

第百二十六條の二を第百二十六條の五とし、第百二十六條の次に次の三條を加える。

(地方公務員共済組合法との関係) 第百二十六條の二 組合員が退職し、引き続き地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第...号)第三條第一項に規定する地方公務員共済組合(以下「地方の組合」という。)の組合員のうち、同法の長期給付に関する規定の適用を受ける者となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、その退職は、なかつたものとみなす。

2 組合員(組合員であつた者を含む。次項において同じ。)が地方の組合の組合員となつたときは、当該地方の組合を他の組合と、当該地方の組合の組合員を他の組合の組合員と、それぞれみなして、第三十七條第三項及び第三十九條の規定を適用する。

3 前二項に定めるもののほか、組合員が地方の組合の組合員と

なつた場合におけるこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

第二百二十六条の三 地方の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律(第六章を除く。)の規定の適用については、その者の当該地方の組合の組合員であつた間組合員であつたものと、地方公務員共済組合法の規定による給付はこの法律中の相当する規定による給付とみなす。ただし、長期給付に関する規定の適用については、地方公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けた地方の組合の組合員であつた間に限る。

2 前項に定めるもののほか、地方の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

第二百二十六条の四 地方自治法附則第八条に規定する職員のうち道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)及び道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の施行に関する事務に従事するものは、運輸省の所属の職員をもつて組織する組合の組合員となるものとし、地方公務員共済組合法第百四十二条の規定は、適用しない。

附則第十三条の見出しを「(衛視等に対する長期給付の特例)」に改め、同条各号列記以外の部分中「警察職員等」を「衛視等」に改め、同条第一号を次のように改める。

一、削除
附則第十三条第四号を次のように改める。

四 削除
附則第十三条の二から附則第十三条の八まで中「警察職員等」を「衛視等」に改め、附則第十三条の八の次に次の一条を加える。
(警察職員であつた衛視等の取扱い)

第十三条の九 地方公務員共済組合法附則第十九条に規定する警察職員(以下この条において「警察職員」という。)であつた衛視等に対する附則第十三条から前条までの規定の適用については、警察職員であつた間衛視等であつたものと、同法附則第十九条から附則第二十六条までの規定による給付は附則第十三条から前条までの規定による給付とみなす。
附則第二十條を次のように改める。

第二十條 削除
(国民健康保険法の一部改正)
第六十七條 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第六條第三号中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第百四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百四号)」に改め、同条第四号中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

第五十六條第一項中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。
(国民年金法の一部改正)

第六十八條 国民年金法(昭和三十三年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。
第五條第一項各号列記以外の部分中「及び条例」を削り、同項第五号を次のように改める。

五 地方公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百四号)と、第五條第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付
第七條第二項第一号中「地方公務員の退職年金に関する条例の適用を受ける地方公務員」を削り、同号の次に次の一号を加える。

一の二 普通地方公共団体の議会の議員及び特別区の議会の議員
第八條中「厚生年金保険法附則第二十八條に規定する共済組合の下に」及び「地方公務員共済組合法第百五十一條第一項に規定する地方議会議員共済会」を加える。

附則第六條第五項第二号中「第七條第二項第二号」を「第七條第二項第一号の二」に改める。
附則第六條の二中「同項第二号」を「同項第一号の二」に改める。

(国税徴収法の一部改正)
第六十九條 国税徴収法(昭和三十三年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。
第七十七條第二項第七号を次のように改める。

七 地方公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百四号)と、第七十七條第二項第七号を次のように改める。
(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第七十條 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。
附則第十五條第二項中「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百四号)」に、「同法第八十六條」を「同法第九十一條」に改める。

(通算年金通則法の一部改正)
第七十一條 通算年金通則法(昭和三十三年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。
第三條第五号を次のように改める。

五 地方公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百四号)と、第三條第五号を次のように改める。
(第一章を除く。)

第四條第一項第五号を次のように改める。
五 地方公務員共済組合の組合員期間
第六條第二項中「市町村職員共済組合の組合員又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。
附則第四條から附則第六條までを次のように改める。

(地方公務員等の取扱い)
第四條 昭和三十三年四月一日から昭和三十三年九月三十日まで

の間に、地方公務員共済組合法による廃止前の市町村職員共済組合法の適用を受けた者については、同法及び同法に定める年金制度は、第三條の規定にかかわらず、同条に定める公的年金各法及び公的年金制度とし、通算対象期間その他この法律の適用については、なお従前の例による。

第五條 地方公務員共済組合法附則第七十一條の規定による改正前の附則第五條第二項又は附則第六條第一項の規定により公的年金各法及び公的年金制度とみなされた退職年金条列及び当該条列に定める年金制度又は恩給法及び同法に定める年金制度は、第三條の規定にかかわらず、それぞれ同条に定める公的年金各法及び公的年金制度とし、通算対象期間その他この法律の適用については、なお従前の例による。

第六條 削除
(児童扶養手当法の一部改正)
第七十二條 児童扶養手当法(昭和三十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第七号中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第百四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百四号)」に改める。

第七十二條 児童扶養手当法(昭和三十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。
第三條第二項第七号中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第百四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百四号)」に改める。

別表第一

損害の程度	月数
一 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。	三月
二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
一 住居及び家財の二分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。	二月
二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
三 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。	
四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
一 住居及び家財の三分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。	一月
二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
三 住居又は家財の二分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。	
四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
一 住居又は家財の三分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。	〇・五月
二 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	

別表第二

組合員期間	日数
一年以上二年未満	二〇日
二年以上三年未満	四五日
三年以上四年未満	七〇日
四年以上五年未満	九五日
五年以上六年未満	一二〇日
六年以上七年未満	一四五日
七年以上八年未満	一七〇日
八年以上九年未満	一九五日
九年以上一〇年未満	一二〇日
一〇年以上一一年未満	二四五日
一一年以上一二年未満	二七〇日
一二年以上一三年未満	二九五日
一三年以上一四年未満	三二〇日

別表第三

退職の日における年齢	率
一四年以上一五年未満	三五〇日
一五年以上一六年未満	三八〇日
一六年以上一七年未満	四一〇日
一七年以上一八年未満	四四五日
一八年以上一九年未満	四八〇日
一九年以上二〇年未満	五一五日

別表第四

障害の程度	障害の状態	支給率	最低保障額
一 両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの			
二 両上肢の用を全く廃したもの			
三 両下肢の用を全く廃したもの			
四 両上肢を腕関節以上で失つたもの			
一八歳未満		〇・九一	
一八歳以上二三歳未満		一・一三	
二三歳以上二八歳未満		一・四八	
二八歳以上三三歳未満		一・九四	
三三歳以上三八歳未満		二・五三	
三八歳以上四三歳未満		三・三一	
四三歳以上四八歳未満		四・三二	
四八歳以上五三歳未満		五・六五	
五三歳以上五八歳未満		七・三八	
五八歳以上六三歳未満		八・九二	
六三歳以上六八歳未満		七・八一	
六八歳以上七三歳未満		六・四四	
七三歳以上		四・九七	

級		級	
二	一 両眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの	七	五 両下肢を足関節以上で失つたもの
	二 一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの		六 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの
	三 両耳の聴力が、耳鼓に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度に減じたもの		七 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を残すもの
	四 咀嚼又は言語の機能を廃したものの		八 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
	五 脊柱の機能に高度の障害を残すもの		
二	一 上肢を腕関節以上で失つたもの	七	〇・八
	二 下肢を足関節以上で失つたもの		〇・五
	三 上肢の用を全く廃したもの		四七、五二〇円
	四 下肢の用を全く廃したもの		
	五 両上肢のすべての指の用を廃したもの		
二	一 両下肢をリフト関節以上で失つたもの	七	〇・六
	二 両下肢のすべての足ゆびを失つたもの		〇・四
	三 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの		三五、五二〇円
	四 精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの		
	五 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの		

備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

級		級	
三	一 両眼の視力が〇・一以下に減じたもの	三	一 両眼の視力が〇・一以下に減じたもの
	二 両耳の聴力が四〇センチメートル以上では通常の話を解することができない程度に感したものの		二 両耳の聴力が四〇センチメートル以上では通常の話を解することができない程度に感したものの
	三 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの		三 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの
	四 脊柱の機能に著しい障害を残すもの		四 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	五 上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの		五 上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
三	六 下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの	三	六 下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	七 長管状骨に仮関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの		七 長管状骨に仮関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	八 上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの		八 上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの
	九 おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を廃したもの		九 おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を廃したもの
	一〇 下肢をリフト関節以上で失つたもの		一〇 下肢をリフト関節以上で失つたもの
三	一 両下肢のすべての足ゆびの用を廃したもの	三	一 両下肢のすべての足ゆびの用を廃したもの
	二 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの		二 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	三 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの		三 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	四 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの		四 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの
		〇・四	
		〇・三	
		一九、八二四円	

- 四 足ゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 足ゆびの用を廃したものと、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末節以上を失つたもの又は趾間節若しくは第一趾間節（第一趾にあつては、足趾間節）に著しい運動障害を残すものをいう。

六 この表の一級の項第八号、二級の項第一五号及び三級の項第一四号に掲げる廃疾の程度は、厚生年金保険法別表第一の相当規定に基づいて厚生大臣が定めたものに限るものとす。

別表第五

- | 番号 | 廃疾の状況 |
|----|---|
| 一 | 両眼の視力が〇・六以下に減じたもの |
| 二 | 一眼の視力が〇・一以下に減じたもの |
| 三 | 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの |
| 四 | 両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が一〇度以内のもの |
| 五 | 両眼の調節機能及び幅視機能に著しい障害を残すもの |
| 六 | 一耳の聴力が、耳液に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの |
| 七 | 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの |
| 八 | 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの |
| 九 | 脊柱の機能に障害を残すもの |

三月二十三日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律案（予備審査のための付託は三月八日）

三月二十三日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、国民健康保険団体連合会職員、地方公務員共済制度加入に関する請願（第二二五九号）
- 一、電気ガス税廃止に関する請願（第三三〇号）

第二二五九号 昭和三十三年三月十二日受理

国民健康保険団体連合会職員の地方公務員共済制度加入に関する請願
請願者 広島市基町基町別館内
広島県国民健康保険団体連合会内 永山忠則
外七十九名

紹介議員 藤田 進君

国民健康保険団体連合会は、市町村が行なう国民健康保険の療養の給付に関する費用の審査及び支払事務を主体として担当しているが、国民健康保険団体連合会は市町村の支弁によつてまかなわれ、その職員は、市町村職員と同等の責務をにないながらも共済制度として、単に健康保険と厚生年金保険

の貧弱な保障しか与えられていない。今回、国会に地方公務員共済組合法案が提案されているが、この際同連合会職員が地方公務員同様の処遇を受けられるよう特別の配慮をせられたいとの請願。

第二三〇号 昭和三十三年三月十四日受理

電気ガス税廃止に関する請願
請願者 鹿児島県始良郡始良町
三拾町一、八九三小
池武次外四千四百九十三名

紹介議員 向井 長年君
電気、ガスは、国民の日常生活における光熱源として代替性のない不可欠の

備考 別表第四の備考一から五までに同じ。

- 一〇 一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
- 一一 一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
- 一二 一上肢を三センチメートル以上短縮したもの
- 一三 長管状骨に著しい転位変形を残すもの
- 一四 一上肢の二指以上を失つたもの
- 一五 一上肢のひとさし指を失つたもの
- 一六 一上肢の三指以上の用を廃したもの
- 一七 ひとさし指をあわせ一上肢の二指の用を廃したもの
- 一八 一上肢のおや指の用を廃したもの
- 一九 一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの
- 二〇 一下肢の五趾の用を廃したもの
- 二一 前各号に掲げるもののほか、身体機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
- 二二 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの